

会議録・令和7年12月15日第4回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和7年12月3日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 12月15日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 江 京 子
 - 2番 田 邊 ひとみ
 - 3番 北 岡 泰
 - 4番 中 井 啓 悟
 - 5番 瀬 田 萌
 - 6番 綿 民 和 子
 - 7番 奥 山 幸 洋
 - 8番 新 開 晶 子
 - 9番 松 本 忍
 - 10番 山 本 章
 - 11番 宇 田 雅 行
 - 12番 高 橋 浩 司
 - 13番 下 井 清 史
 - 14番 辻 井 成 人
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松 井 友 吾
議 会 書 記 山 本 歩 美 小 竹 将 太 小 林 政 則
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 下 村 由美子 副 町 長 高 木 謙 治
教 育 長 下 村 良 次 総 務 課 長 朝 倉 正 浩
防 災 安 全 課 長 荒 木 隆 伯 税 務 課 長 畑 弘 人
ま ち づ くり 戦 略 課 中 井 清 央 斎 宮 跡 ・ 文 化 観 光 課 長 森 下 純

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回明和町議会定例会を開会いたします。

なお、住民ほけん課長、福祉総合支援課長から、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

また、新聞社等から撮影許可の依頼がありましたので、許可したいと思えます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願います。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

5番 瀬田 萌 議員

6番 綿民 和子 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（辻井 成人） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月19日までの5日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（辻井 成人） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております8月、9月、10月分の例月出納検査結果報告書及び公の施設の指定管理者監査報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写し、各委員会の視察の際の合同調査報告書を配付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（辻井 成人） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長(下村 由美子) おはようございます。

令和7年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは、本定例会の会期を5日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、10月21日に高市早苗氏が新内閣総理大臣に就任し、新政権がスタートしました。新政権発足後、11月に臨時国会が始まり、物価高騰対策、衆議院議員定数削減、医療・介護支援、外国人政策の見直しや防衛力強化などが主な論点となっています。新政権では、経済政策と成長戦略として責任ある積極財政を打ち出しており、財政・金融政策を通じて、所得・消費・企業収益の好循環を狙い、半導体、AI、量子技術など先端産業や戦略産業への国家投資を強化する危機管理投資を柱とした成長戦略を打ち出しています。地方自治体に向けても、物価高や国民生活への対応や生活支援としてガソリンや光熱費補助など、暮らしと家計の支援を重要課題に掲げています。

今後も、国・県や近隣自治体も含めた地域の動向を注視しながら町政運営を進めていきたいと考えております。

現在、全国的にインフルエンザも流行しており、県でも注意喚起が行われており、手洗いや換気、マスクの着用など感染防止が呼びかけられています。町民の皆様におかれましても感染防止に努めていただきたいと思います。

それでは、9月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

9月13日、明和町の日本遺産「祈る皇女斎王のみやこ斎宮」が認定10周年を迎え、記念シンポジウムが開催されました。これは、伊勢神宮の式年遷宮を控える今、斎宮をはじめとする明和町の日本遺産の保全と活用を議論し、持続可能な観光地域づくりの在り方を探ることを目的に開催されました。シンポジウ

ムは、齋宮には唯一無二のストーリーがあり魅力的なことを再認識した一方で、その価値を誇りに感じ、認定を継続させていくための施策が重要だと感じました。私は、パネルディスカッションに登壇させていただき、明和町の小中学校では、めいわ楽習という地域学習で郷土愛を育てていることをお伝えしました。今後も、明和町の日本遺産の魅力を発信し続け、ここにしかない魅力を伝えていきたいと思います。

続いて、今年度、明和町では齋宮跡の施設を民間事業者に一定期間無料で使用していただくトライアル・サウンディングを実施し、施設利用の可能性を探っています。今年4月から、いつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜、いつき茶屋の3施設で募集をしたところ、7件の応募があり、現在6件が終了したところです。施設を利用させていただいた後、その都度、利便性や課題などを丁寧に聞き取っています。今後、情報を精査し、よりよい施設の活用に生かしていきたいと思います。

10月1日から、明和町デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコめいひめ」の対象年齢を拡大し、18歳以下の町民の方も利用できるようになりました。また、チョイソコめいひめの利用者が増えていることから、車を1台追加し、3台で運行しています。今後も、ご利用いただく皆様の声を聞き取りながら、安全・安心な公共交通の運営に努めてまいります。

10月20日、町内で自動車整備や販売を行う株式会社クルウチと連携し、新たなふるさと納税返礼品の提供を始めました。クルウチでは、人気のスポーツカーGT-Rを多数扱っており、返礼品の目玉は、寄附額2億円のGT-Rモデル「R356」となっています。明和町では今後も、地域に根差した事業者と共に、地域産業の魅力を全国に発信していきたいと思います。

10月23日、明和町は、映画制作を行う株式会社北川オフィスと、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりなどを目的としたシティプロモーション事業に関する協定を締結しました。明和町では、松阪牛や齋王まつりを題材に映画を制作します。音楽は、明和町出身の音楽プロデューサー長岡成貢さんが担当

され、明和町観光大使で俳優の松島史奈さんが映画に出演される予定です。公開は2027年を予定しています。多くの方にご覧いただき、明和町の魅力を感じてもらいたいと思います。

11月1日から2日にかけて町民文化祭を開催しました。展示会場では、たくさんの方の力作が並び、訪れた人を楽しませていました。また今年も、町民文化祭でも、原爆展としてパネル展示のほか、被爆の様子が擬似的に体験できるVRゴーグルを設置し、多くの皆様に体験していただきました。中央公民館ではカラオケ大会や芸能大会なども行われ、町民の皆様には芸術の秋を満喫していただきました。

11月8日、明和町の身近な歴史や文化遺産などの魅力を再発見し、発信する取組、めいわ文化遺産講座が行われました。昨年度は下御糸地区で開催され、今年度は上御糸地区で開催されました。講座には、斎宮歴史博物館やいつきのみや歴史体験館、明和町斎宮跡・文化観光課の職員が登壇し、上御糸地区でおすすめの文化遺産を紹介しました。また、この日は明和中学校で地域学習を行う生徒も参加し、生徒が調べて魅力を感じた文化遺産を紹介しました。このような取組を通じて、地域の魅力を発信し未来へつなげていきたいと思っています。

11月15日、今年度で閉校する大淀小学校で、閉校行事の一環として、地域の方々をお招きした、児童の学習発表会が行われました。学年ごとの発表では、劇や合奏を交えて、地域への思い、地域への感謝の気持ちを発表しました。発表会の最後には参加者全員で校歌を合唱し、思い出に残る1日となりました。

11月30日、今年度で閉校する下御糸小学校で、閉校記念と学習発表会などが行われました。式典では、実行委員長が挨拶した後、連合自治会会長に記念品が贈呈されました。その後、学習発表会が行われ、児童たちは地域の誇りや地域への感謝の気持ちを発表しました。午後からは、音楽演奏会や振る舞いなどが行われました。この日、下御糸小学校は、卒業生や地域の方々でにぎわい、それぞれが学校への思いをはせていました。

12月1日付で、民生委員・児童委員が全国一斉に改選されました。明和町で

は、12月2日に民生委員・児童委員・主任児童委員の委嘱式を行い、就任していただいた皆様を紹介しました。委員の皆様には、町民の身近な相談役として、町や関係機関と連携しながら支援していただきますようお願い申し上げます。

12月6日、今年度で閉校する上御糸小学校で閉校式典と閉校イベントが行われました。式典では、実行委員会の挨拶の後、児童代表が学校や地域の皆様への感謝の気持ちを述べました。式典の後のイベントでは、上御糸小学校に関するクイズ大会や校内を巡るウォークラリーなどで大いににぎわい、児童たちの心に残る1日になったようです。

次に、本定例会の提出議案につきましては、条例の制定が2件、全部改正が1件、一部改正が7件、廃止が2件、請負契約の変更が1件、令和7年度一般会計補正予算ほか各特別会計補正予算と水道事業会計並びに下水道事業会計の補正予算をお願いすることとしています。

今後も、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、「訪れたい」「住みたい」「住み続けたい」と思っただけの明和町の実現に向けて、最大限の努力をしていくことを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（辻井 成人） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、7名の方より通告されております。

許可したいと思います。

12番 高橋 浩司 議員

○議長（辻井 成人） 1 番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「命の尊さを守る明和町の実現について」の 1 点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

（12 番 高橋 浩司議員 登壇）

○12番（高橋 浩司） よろしく申し上げます。皆さん、おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づき一般質問をさせていただきます。

令和 7 年も年の瀬を迎え、今年最後の定例会となりました。この 1 年は、大阪・関西万博が開催され、米価や物価の上昇が続いたり、女性初の高市総理が誕生するなど、社会、経済、そして政治も印象的な出来事があった年だと感じております。三重県では、9 月の知事選で一見知事が再選され、2 期目の取組が進められています。明和町においては、役場の窓口業務の受付時間の変更や、明和北小学校とささふえこども園の整備が終わり、来年 4 月の開校、開園に向けて期待が高まっているところです。

それでは、通告に基づき、一般質問をいたします。

今回の一般質問では、命の尊さを守る明和町の実現に向けて、3 つの点から町の考えを伺いたいと思います。

私の個人的な話になり恐縮ですが、昨年、長年の腐れ縁であった前町長の世古口哲哉を突然の事故で亡くし、その 2 週間後には 51 歳の義理の兄を亡くしました。そして、地域医療に長年尽力されてきた幼なじみも、町内の内科医ですが、病で亡くなってしまいました。人は誰しも、いつか終わりの瞬間を迎えます。しかしながら、まだ人生を全うしたとは言い難い年齢で身近な人が旅立っていくその現実には、言葉にできないほどの悲しさと悔しさを残します。皆さんも、同様の経験をされた方も多いのではないのでしょうか。

人生は本当にはかなく、永遠ではありません。事故や病気で命を落とすこともあります。自殺、すなわち自ら命を絶つほど追い込まれた本人の苦しみや

孤独、絶望は、私たちの想像をはるかに超えるものだったはずですが。そして、残された遺族や親しい人たちは、なぜ気づけなかったのか、なぜ止められなかったのかと自分を責め、深い悲しみと無念さを抱え続けることになります。

一方で、その悲しみを、また痛みを心の奥に押し込み日常を保とうとするのは、心が壊れないための自然な反応だと思います。だからこそ行政は、自殺防止に取り組む役割を果たすため、その遺族たちの痛み、苦しみを胸にしっかり刻み、一つ一つの命を守ることが町の責任であると認識の下、二度と同じ悲劇を繰り返さないよう取り組む必要があると思います。

そこでお伺いします。

なぜ人は自ら命を絶ってはいけないのかという、重く大切な問いがあります。この問いに対し、町民や明和町で働く方々の命を守る立場の町として、基本的な考えと姿勢をお聞かせください。

あわせて、行政の責務をどう受け止め、これまでどのように対策をしてきたのか、さらに、今後の取組も併せて方針をお示しください。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。町長。

○町長（下村 由美子） 高橋議員から、人はなぜ自ら命を絶ってはならないのかという本質的な問いに対し、明和町としての基本姿勢、命を守る行政としての責務の認識、これまでの対策、そして、今後の取組の方向性についてのご質問をいただきました。

まず、町としての基本姿勢について申し上げます。

町民お一人お一人の命は、何ものにも代えがたい尊いものであり、誰の命も失われてよいものではありません。日本国憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と定め、生命、自由及び幸福追求の権利を保障しております。この理念は、誰もが人として尊厳を持って生きることができる社会を目指すための大切なものであると受け止めております。

自殺は、単に個人の問題ではなく、背景に様々な困難や苦しみが積み重なっ

た末に起きる出来事とされています。本人のみならず家族や地域にとっても深い悲しみと大きな影響をもたらし、本来であれば防ぐことができたかもしれないものであり、極めて重く受け止めるべき問題と認識しています。

また、倫理的観点においても、命は単に自分だけのものではなく、家族や地域社会とつながりの中で支えられている尊いものであるという考え方が広く共有されています。

町としましても、全ての人の命と尊厳が等しく守られなければならないという立場に立ち、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことを基本理念として、自殺対策に取り組んでおります。

次に、行政の責務と全国的な動向について申し上げます。

自殺は、その多くは防ぐことができる死と位置づけされており、国におきましては、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、相談支援の充実、孤立防止、生活困窮者支援、教育現場での啓発など、多面的な対策が進められております。

全国の年間自殺者数は、平成22年以降は減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年には11年ぶりに増加に転じています。特に女性や若年層、小中高生の自殺が増加していることが大きな課題とされております。

三重県におきましても、国の方針を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を掲げ、ゲートキーパーの育成や孤立防止、若年層・女性への支援などを重点施策として、総合的な取組を進めているところです。県全体では長期的には減少傾向にあるものの、なお予断を許さない状況が続いております。

最後に、本町の取組について申し上げます。

本町では、平成18年に国が定めた自殺対策基本法の理念に基づき、自殺対策に全力で取り組んでいます。この法律は、自殺は個人の問題ではない、社会全体で向き合うべき課題だと明確に示しています。その後、平成28年に法改正が

あり、地方自治体にも計画が義務づけられ、平成31年3月に明和町自殺対策計画（第1次）を策定し、国・県の方針と整合を図りながら、庁内連携の強化、相談窓口のワンストップ化、自殺予防の啓発などに取り組んでまいりました。

令和6年3月には、これまでの取組の評価や国の大綱改定、自殺の現状を踏まえ、第2次明和町自殺対策計画を策定し、「ともにあゆみ いのちを支え合うまち 明和」を基本理念として、全ての町民が孤立することなく支え合いながら安心して暮らせる地域社会を実現するため、相談支援の充実、周知・啓発、関係機関との連携など、より一層の施策の強化を図っているところでございます。

自殺を考えてしまうほど追い詰められている方々の苦しみは、決して遠いところの話ではなく、誰にとっても身近なところで起こり得る現実です。そうした方々の声に寄り添い、孤立させることなく、決して諦めずに、共に解決策を探していくことが、行政としての果たすべき役割であると考えております。

今後につきましても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」という国・県と共通の理念の下、多角的な支援体制の充実と、相談につながる環境づくり、そして、地域ぐるみで見守る仕組みづくりに努めてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 答弁ありがとうございます。

町として、命を守る責務をしっかり掲げ、心強い理念の下、政策を進めてきた、その姿勢と取組はうかがえました。ただ、どれだけ理念や計画が立派でも、実際にきちんと実行されていなければ、救える命も救えないと思います。今、実際にどんな問題や課題があるのか、そこを正確に知ることが対策に欠かせず、それこそが、尊い命を失わないための第一歩だと考えております。

次に、この点を踏まえ、課題をより正確に理解するために、全国と三重県の自殺の状況や分析、それから、過去5年間の明和町の状況について教えてください。

さい。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） まず、全国の自殺の動向について申し上げます。

我が国の自殺者は、平成10年以降、一時は年間3万人を超える深刻な状況が続いておりましたが、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づく取組により、平成22年以降は減少傾向となり、平成30年頃には2万人程度まで減少しました。その後、令和元年は2万169人と、統計開始以来の最少水準でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年には11年ぶりに増加に転じ、令和4年には2万1,881人となりました。令和6年の暫定値では2万268人となり、コロナ前の水準まで戻りつつあります。

また、年代別に見ますと、中高年層に加え、若年層の割合が上昇傾向にあり、とりわけ小中高校生の自殺者数は近年500人を超える水準で推移しているなど、深刻な状況が明らかになっております。背景としては、健康問題、家庭問題、経済・生活問題など複数の要因が複雑に関連しているとされており、自殺は個々人の問題ではなく、社会全体で取り組むべき課題であるとの認識が改めて示されております。

次に、三重県の状況について申し上げます。

三重県の年間自殺者数は、かつては年間400人前後で推移していましたが、平成22年以降は減少傾向にあり、近年はおおむね300人前後で推移しております。令和6年の自殺者数は289人で、全国と同様、長期的には減少しているものの、新型コロナの影響を受けた直近の数年は上下を繰り返している状況です。

性別では、全国と同様、男性が全体の約7割を占めており、要因別では健康問題が最も多く、家庭問題、経済・生活問題などが続いています。孤立・孤独や生活不安、精神疾患などが複合的に関わっていると分析されております。

最後に、本町の状況についてですが、令和元年は5人、令和2年は2人、令和3年は5人、令和4年は10人、令和5年は1人、令和6年は4人となっております。

国の地域自殺実態プロファイルから、本町のハイリスク群として高齢者、生活困窮者、勤労者が挙げられています。直近5年間を見ても、複数の年度において尊い命が失われており、年代や背景要因も一様ではありません。県全体と同様に、健康問題や家庭問題、経済・生活問題など、複数の要因が重なり合う中で、追い込まれてしまう状況が生じているものと把握しております。

個々の事案につきましては、保健師及び精神保健福祉士による個別支援や、医療機関、福祉機関、学校、民生委員等との連携の下で可能な限り支援を行ってきたところであり、今後も、自殺者等の名誉やご遺族の心情に十分配慮しつつ、実態の把握と分析を進める必要があると認識しております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 答弁いただきました。

繰り返し、複合的な要因ということをおっしゃられました。それはそうやと思うんですけども、明和町でここ数年、令和2年2人、令和3年5人、令和4年10人、令和5年1人になったりとか、こうすごく波があるように、コロナとかいろんな影響があるとは思いますが、ただ、4年に10人というのはちょっとショックというか驚きです。その人数が町民さんだけなのか、町内で働く方も含むのか、町ではなかなか把握し切れない点もあると思うんですけども、今後も、町に関わる命と心をどう支えていくのか、その方向性がとても重要だと感じております。

そこでお尋ねするんですが、先ほど答弁にあった明和町自殺対策計画についてお伺いします。

まず、第1次計画の成果と今後の課題はどうか。それを踏まえ、第2次計画では何を重点的に取り組んでいるのか教えてください。

特に、町民や事業者への周知と意識の啓発、県や近隣市町との連携、そして、町内の実態に合った課題の把握と対策、この3点についてお答えください。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の質問に対する答弁。町長。

○町長（下村 由美子） まず、第1次自殺対策計画の成果について申し上げます。

計画期間中に取り組んだ施策の中で、特に3つの点において一定の前進があったと認識しております。

1つ目は、相談体制の整備が着実に進んだことです。

保健師及び精神保健福祉士による家庭訪問や個別相談の充実、見守り活動の強化に取り組むとともに、県が設置する電話相談等の窓口を周知し、相談につながる入口を複数確保することができました。これにより、支援を必要とする方が以前より相談を利用しやすい環境が整ってきたと考えております。また、町社会福祉協議会にひきこもり専門の相談窓口を開設、こども課内にこども家庭センターの開設など、切れ目のない支援の強化に努めました。

2つ目は、関係機関との連携の基盤が整い始めたことです。

庁内各課で構成する、みんなでいのち支える自殺対策プロジェクト会議を設置し、医療機関、民生委員、学校、福祉関係者などと連携しながら、自殺リスクのある方の状況を早い段階で把握できるようになってきました。これにより、以前よりも切れ目のない支援が可能となり、地域全体で見守る意識が高まったと感じております。

3つ目は、啓発活動の継続と認知の向上です。

広報紙やホームページ、講演会や研修会などを通じて、自殺は、追い込まれた末の死であり、防ぐことができるという考え方を繰り返し発信することで、町民の皆様の意識にも少しずつ変化が見られ、相談窓口を知る機会が増えたとの声も届いております。

一方で、第1次計画には課題も明確になりました。

啓発の対象や手法が限られており、支援を最も必要としている方に情報が十分届きにくかったこと、また、関係機関の支援体制がなお個々の担当者の努力に依存しており、組織としての連携の仕組みが十分ではなかったことなどが挙げられます。さらに、自殺の背景は極めて複雑であるにもかかわらず、町とし

て十分なデータ分析ができず、町内の実態把握に課題が残ったと整理しております。

こうした課題を踏まえ、令和6年に策定した第2次自殺対策計画では、特にご質問の3つの分野を重視して取り組んでおります。

まず1つ目の町民への周知と意識啓発の強化についてです。

第2次計画では、「ともにあゆみ いのちを支え合うまち 明和」を合言葉に、ライフステージや地域の特性に応じたきめ細かな啓発を進めております。学校、地域、職域など、生活の場に出向いた講話や研修を通じて、心の不調のサインへの気づきや、相談窓口の周知を図り、相談することは特別なことではないという意識づくりに努めています。

2つ目の県や近隣市町との連携強化についてです。

自殺対策は1つの自治体だけでは限界があることから、三重県自殺対策推進センターとの情報共有を進めるとともに、第4次三重県自殺対策行動計画との整合を図りながら、松阪保健所や近隣市町との連携を強めております。必要に応じて専門機関につなぐルートを明確にし、地域包括ケア会議や子ども・家庭支援に関するケース会議など、他分野の会議体とも連動しながら、切れ目のない支援体制の構築を進めております。

3つ目の本町の実態に即した課題把握と対策の推進についてです。

第2章の「本町の自殺の現状と課題」において、統計・アンケート・ヒアリング等を通じて、年代別・地域別の傾向や孤立・生活困難などの状況を整理しております。

その結果を踏まえて、高齢者の孤立や子ども・若者の生きづらさ、家族機能の低下などの本町ならではの課題を明らかにし、保健師や民生委員等の持つ地域情報と庁内の支援体制を結びつけることで支援の漏れをなくし、リスクのある方を早期に把握して支援につなぐ仕組みづくりを進めております。

第1次計画で得られた成果と課題を真摯に受け止め、第2次計画では「いのちを支え合うまちづくり」を柱として、周知・連携・実態把握の3点を特に重

視しながら、自殺対策の実効性向上に取り組んでいるところでございます。

特にご質問いただいた周知・連携・実態把握の3点は、自殺対策の根幹をなす重要な分野であり、引き続き重点的に取り組むことで、誰一人取り残さない安心のある地域づくりを進めてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

印象的な言葉は、自殺は追い込まれた末の死であり、防ぐことができるというお考え、戻ってその第1次、第2次でのことなんですけれども、1次では体制づくりや連携は進んだ一方で幾つかの課題も明確になってきたと、それを2次で周知・連携・実態把握を進めるとのことですが、それが現場にきちんと機能しているか、継続して確認していく仕組みも必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

お隣の松阪市では、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクとの協定を結び、SNS相談などを強化しております。これ新聞報道とかでも結構載っております。

明和町でも相談の窓口をもっと広げ、この支援センターライフリンクとの連携の検討もしてもらいながら、誰も孤立させない本当に必要な人に支援が届くようにしてもらいたいと思います。期待します。

そして、自殺は複合的な要因というのは分かるんですけれども、病気、経済的な理由、それプラス最近職場や学校でのハラスメントやいじめ、それが原因であったケースも多いとされています。

そこで、ハラスメント等自ら命を絶つその関係について、検証と再発防止の視点からお伺いします。

最近では、職場でのハラスメント、とりわけパワハラが心の不調や自殺につながる深刻な問題になってきています。国がパワハラ防止を義務づけ、労働基

準監督署での相談窓口の設置や啓発、研修など自殺対策を進めています。

県においても研修や啓発と併せて窓口相談での支援や関係機関へのつながりを進め、自殺のリスクを下げようとしています。そんな中ではありますが、先日知事、2日なんですけれども、定例記者会見でパワハラで県職員3人を懲戒処分とした件について陳謝する事態となりました。さらに3日後の5日定例会一般質問の質問に対して、令和8年度から自殺対策チームを設置する、そうした方針も示されております。

明和町でもハラスメント防止に取り組んできたと思いますし、職員の健康と安全を守って安心して働ける職場をつくることは、行政への信頼にもつながる大切な課題だと考えております。

そこで、次の3つの点について伺います。

1つ目、これまでどんな取組を行い、どんな成果があったのか。

2つ目、SNS相談など悩みやSOSを出しやすい仕組みをこれからどのように整えていくのか。

3つ目、もしハラスメントが起きたとき、対応や事実確認、検証、再発防止をどう進めていくのか、以上、答弁願います。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の質問に対する答弁。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） ハラスメントに関する本町の対応と検証、再発防止についてお答えいたします。

まず、議員のご指摘のとおり、ハラスメントは心身の健康に重大な影響を及ぼし、時には自死に至る事案が全国で報告されるなど極めて深刻な問題であると認識はしております。自治体といたしましても、職場の安全と安心を確保する「安全配慮義務」を負っており、ハラスメントを見過ごすことはできないという認識を共有しております。

そして、ご質問の1点目のこれまでの取組の成果についてでございます。

本町では、これまで職員研修の実施や相談窓口の周知、ハラスメントの定義

や判断基準の共有など職場環境改善に向けた取組を進めてまいりました。また、衛生委員会の定期開催に努めまして、相談があった際には可能な範囲で状況の把握に努め、必要に応じて関係者との面談や助言を行うなど早期対応を図っております。これらにより相談しやすい雰囲気づくりや職場全体の意識向上が一定程度は進んできたと考えております。

また、令和5年4月に「明和町ハラスメント防止要綱」を新たに作成いたしまして、相談体制の周知を図るなどの対策を進めてきたところでございます。

そして、2点目の相談しやすい環境づくりについては、相談の早期化は、被害の深刻化を防ぐ上でも重要でありまして、今後はSNS等も含めまして、より気軽に相談できる仕組みの可能性についても研究してまいります。同時に人事部局だけでなく、庁内の複数の相談先を確保し、相談者のプライバシーを守りながら必要に応じて関係機関につなぐ体制づくりをより進めていく考えでございます。

3点目の事案発生時の対応・検証・再発防止についてでございます。

要綱では、ハラスメントが疑われる場合、相談窓口等が事実関係の把握に努め、必要な場合は関係者からの聞き取りを行うなど事業の内容、重大性、継続性を確認する手順を定めております。その結果、改善が必要と判断される場合には、行為者への指導や配置転換、人事上の措置など被害を受けた職員と安全と尊厳を守るための対応を行います。

また、重大な事案や公平性・透明性の確保が特に求められる事案については、外部専門家や第三者の関与も視野に調査検討を行うことをしております。

再発防止につきましては、事案ごとに原因や背景を丁寧に整理し、管理職のマネジメント研修、人事管理、業務分担の見直しなど組織的な改善につなげることを重要だと考えております。

被害を訴えた職員の声を決して軽視することなく、相談があった段階で組織として対応すべき課題であるという認識を管理職をはじめ全職員が共有できるよう今後も取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 3つの点にお答えいただきました。

答弁していただいたとおり、ハラスメントは健康、命に関わるとても深刻な問題です。実際ほかの自治体では、いじめやパワハラが原因となり、職員が命を絶ってしまうそういった例があります。そのときは自治体や管理職の対応が厳しく問われました。これを決して他人事ではありません。明和町でも想定すべきであり、重大な事案が起こったときは、できるだけ早く第三者も入れ、調査を行い、原因と問題を丁寧に確認し、再発防止をしっかりと進めることが欠かせません。もし放置すれば課長おっしゃったように、安全配慮義務の不履行が問われ、組織への信頼を失いかねません。町と管理職には職員を守る責任があり、要望と迅速な対応を徹底するべきだと考えます。

その上で伺います。

地方公務員でメンタル不調による長期病休になる職員は、全国の統計でネットとかでこれ出てるんですけども、10年前より増えるどころか2倍になっています。以前中井議員の一般質問での答弁でも町の職員も同じような傾向にあるというふうに伺いました。

そこで、明和町としてこの状況をどう受け止めているのか、まだこれからどこを重点的に改善していくのか、町の認識と現時点で見えている課題をお答えください。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の質問に対する答弁。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 議員のご指摘のとおり、全国的にメンタル不調による長期病休者が増加している状況は、本町にとっても決して無関係ではございません。私どもが把握している範囲でも近年長期病休に入る職員や一時的な体調不良を訴える職員が増加傾向、波はあるんですけども、増加傾向にあると

いうことは事実として認識しております。

まず、職員を取り巻く状況につきましては、やはり業務量の増加、部署間の負担の偏り、組織内のコミュニケーション不足、さらには相談体制がまだまだ十分に機能していない可能性など複数の要因が複合的に影響していると分析しております。メンタル不調を個人の問題として片づけるのではなく、組織全体で構造的に向かうべき課題という点は、議員のご指摘のとおりでございます。

課題といたしましては、不調の早期の兆候を把握する仕組みがまだ十分ではないこと、管理職が部下の状況を把握し、適切に対話するための体制が不十分であること、ハラスメント相談窓口の周知や利用しやすさに課題があること、そして一部の部署では、配置転換や業務調整の柔軟性が確保しにくいことなどを挙げております。

こうした課題を踏まえまして、今後は臨床心理士や産業医面談のさらなる活用やストレスチェック等の結果により詳細な分析を行い、部署ごとのリスク把握に努めるとともに、管理職研修の強化、職員間のコミュニケーションの促進、相談窓口の機能強化、業務分担の見直しなど職員が安心して働ける職場環境づくりを組織的に進めていきたいというふうに考えております。

引き続き職員が一人一人の健康と安全を守ることを最優先に働きやすい職場づくりに努めてまいりますので、ご理解をいただきお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問は、高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 改めて明和町でも病休が長引く職員や心の不調を訴える職員が増えているとの答弁いただきました。ハラスメントを放置せず、現場の声を聞きながら環境改善を急ぐよう求めます。

では次に、町の役割と職場での責務、責任についてお伺いします。

町長は先ほど自殺は個人の問題ではなく、職場や社会全体の課題である、誰一人追い込まれない職場を目指す、自殺は追いつめられた結果で、その前に支え解決することが行政の役割、このような趣旨で答弁されたと思います。メン

タル不調や自殺につながるおそれがあるハラスメントは、町と管理職が安全配慮義務を負う立場として決して見逃せないことです。こういったことを聞いておると早期退職で人材が流出している、そういった原因にもなっているのではないかというふうにも思ったりします。

そこで明和町役場の現状をお伺いします。

過去5年間で職員が自ら命を絶つ事案はあったのか、まずお示してください。

仮にあった場合、可能な範囲で具体的にお答えください。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の再質問に対する答弁。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） ご質問いただきました過去5年間の件でございますが、詳細な職員の情報はお答えできない面もございますけれども、令和4年1月に町教育委員会においてこれまでに職員が自ら命を絶たれるという事案が1件あったことを把握しております。当該職員の当時の年齢は50歳代の職員でございました。尊い命が失われたことは、明和町行政として極めて重大かつ深刻な事態であると受け止めております。

また、個人情報及びご遺族への配慮が必要であることから、詳細についての言及は差し控えさせていただきますが、この出来事を二度と繰り返すことのないよう再発防止の取組や職員のメンタルヘルス支援体制の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 50歳代の教育委員会の職員さんが私も記憶しておるんですけども、このことについて個人情報ということで詳しく言えないということやったんですけども、基本的な部分、個人情報を免罪符として何も答えないというのはちょっとどうかなというふうに思います。

今、総務課長お答えいただいたんですけども、当時町長、副町長として、

また安全衛生委員会の委員長として、また教育委員会の事案であるということで、教育長、そのお2人のご見解というか、当時の状況をできる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の再質問に対する答弁。

町長。

○町長（下村 由美子） 職員が自ら命を絶つような極めて痛ましい出来事を受けたことは、これは町長として、また1人の人間として深い悲しみと大きな責任を感じざるを得ない、極めて深刻な重い出来事であったと思います。

自殺は、勤労状況や業務量、職場の人間関係、家庭や健康問題など複数の要因が複雑に絡み合っていると言われていています。したがって、誰一人、誰か1人の責任に帰するのではなく、組織としてどういう職場環境であったのか、上司や同僚との関係に課題はなかったのか、過剰な業務や長時間労働はなかったのか、そして日頃と違う様子やサインに気づけたのかなどの多角的に丁寧に見つめ直すことが不可欠であるというふうに思っております。

また、職員が抱える不安や悩みというのは、表には出にくい場合があるため、日常的に声をかけるとか、また相談しやすい雰囲気づくりが必要ではないかというふうに思っています。

産業医や臨床心理士による面談があるとか、専門機関の連携など早期に気づく仕組みというものは今後は強化していく必要があるというふうに感じています。

本町としましても、業務量の偏りや人間関係のストレス、指導やコミュニケーションの在り方など職場環境全体を不断に見直し、職員一人一人が1人で抱え込まずともよいと感じられる職場づくりを進めることが行政の安全配慮義務であり、責務であると受け止めております。

今後も職員の心身と健康を守ることを最優先にハラスメントの防止や業務の平準化、相談体制の強化など必要な対策を着実に進めて二度とこのようなことが、悲しいことが起きないように全力で取り組んでいきたいというふうに思っ

ております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（下村 良次） 役場職員が亡くなる、そしてまた私にとっては本当に身近な仲間が突然亡くなるといった悲しいことでありました。そしてまた、大変つらく悔しい思いでもございます。それだけにこうしたことが二度とあってはならない、そしてもう一つ強くこうしたことを二度と起こさないという気持ちを強く抱いております。町としてもそのための対策をこれまでも講じていているところではあります。

議員がおっしゃるとおり、自殺にはいろいろな要因が複合的にあるものだと思いますし、自殺が個人のプライベートな事情が大きな要因であるなら、他者が踏み込むことは難しいとも考えております。

しかし、適切な対策によっては予防できるものもあると考えております。例えばこうした役所でありましたり、学校の組織、職場であるとするならば、一つに長時間労働や恒常的な残業はないのか、そして業務上の失敗や悩み事、当然のように仕事をしておりましたら大きなミスもあるでしょう。失敗もあるでしょう。それと、もう一つ事行政というのは窓口対応等ということでもありますので、カスハラ対応等そんな問題も抱えてはいないのか、そんなことも、それから上司との関係も含め、相談しやすい職場の雰囲気はあったのか、職場で孤立していることはないのか、ハラスメント行為、セクハラ、パワハラ、モラハラなどはないのか、そうしたメンタルの不調によるサインの見逃しはないのかといった観点から、予防策を講じていくことは可能だと考えております。

そのために職場や組織における管理職の責務として、一つは働き方になります。職員が適正な働き方をしているのか常に把握をし、職場内での不公平はないのかを確認する、また役所の特性からもカスハラ対応については複数で対応することで、職員個人の対応に任せるのではなく、複数で対応すること、そして可能な限り上司・管理職が共に関わることを基本とする、そのあたりの具体

的なところを明確に示していく必要があるのかなと思っています。ここらを責務としたいと考えております。

それから、職場でのハラスメントを起こさないためには、全ての職員がお互いの人格を尊重し、働きやすい職場づくりを心がけることの徹底を図り、ハラスメントを生じさせないように十分注意を払う、非常に抽象的ではありますがけれども、そのおそれがある行動、そしてまた言動をアンテナを高くして見逃さないように努める、アンテナを高くするところが大事なのかなと思っています。そのあたりも管理職の責務として持っていきたいと思います。

それから、職員とのコミュニケーションを大切にするために意識して一人一人の職員への声かけでありましたり、見守りに努めることも管理職の責務だと考えます。この意識してというところが非常に大事なのかなと思っていますので、そのあたりが苦手なんだとかという話ではなく、意識して声かけ、見守りに徹していききたい、責務なのかなと思っています。

それから、さらには家族にも友人にも同僚にも上司にも管理職等身近な人への相談が難しい場合、先ほど議員もおっしゃっておいりましたけれども、第三者の相談窓口があることの再度の周知徹底これを図っていききたいなと思っています。自らの相談のみならず、通報、ちょっと言葉は語弊がございますけれども、通報の意味もあってちょっと調べてくれんかというふうな相談も含めて、早期に相談、内容が分かるような場所、周知徹底を図っていききたい、どこにかけてその相談窓口も明確にしておきたいなと思っています。

それから、もう一つ大事な意識として大事な部分として、悩み事やハラスメント等被害等の相談があったときには、やはり直ちにといいますか、たちまちのうちに組織としてまず対応すべき課題と捉えるんだというところの意識の徹底、そのあたりを図っていききたいと思っています。

そしてまた、今町長のほうも発言ございましたように、私たち町の理事者としては、こうした取組が組織としてうまく機能しているのかどうか、この確認に感度をよくして高くして努めることが私たちの務めであると認識しております。

す。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 答弁ありがとうございました。町長も教育長もいろいろお考えおっしゃっていただいたんですけれども、ちょっと失礼なんですけれども、教育長もおっしゃられたんですけれども、抽象的というか、定型的で教科書どおりのお答えをいただいて、その深い悲しみであるとか、責任を感じるとか、複合的な要因だとか、そういった表現が中心でこの事案について具体的に何をしたのか、何ができなかったのか、まだ中身のある説明が不足しているというふうに私ちょっと考えます。この件は痛ましい出来事でしたので終わらせていい問題ではないと思います。もし事前のサインがあったのにしかるべき対応ができなかった、怠ったとすれば、また亡くなった後の検証も再発防止もしていないのであれば今後の未然防止につながりません。二度と同じ事態を招かない責任は、町と教育委員会にあると思います。

そこで、事実確認として順に伺いますので、可能な範囲、プライバシーということもありますし、可能な範囲でお答えいただきたいと思います。

まず命を絶ってしまう前の報告と把握についてです。

当時副町長であった町長は、そして教育長は、命を絶つ前にいつ誰からどのような内容の報告を受け、どこまで把握されていたのか。それとも報告自体がなく全く把握していなかったのか。

次に、その職員が継続的にハラスメントと思われる行為を受けていたという情報があったのかなかったのか、もしあったのであれば誰がいつどのような形で情報を受けたのか、またその記録が残っているのどうか併せて答弁願います。

それから、亡くなるおよそ4か月前、これも議会での話もありましたが、その職員が行方不明となって警察に捜索願を出すという事態があったと聞いています。これは職場として明らかな異常事態で、重大な危険を示すサインと誰も

が感じる事だと思えます。その際、三役や上司である課長は、先ほどのお話にもありましたが、本人との面談、業務の経験、医療機関に受診させる、人事異動、そして直属上司への聞き取りやそういった調査、聞き取り等をどのように行ったのか、行ったのであれば誰がいつどのような対応をしたのか、行っていないのであればなぜ対応しなかったのか、その理由を町長と教育長からお答えできる範囲でお願いします。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の再質問に対する答弁。

町長。

○町長（下村 由美子） 申し訳ないんですけれども、個人情報につながっていくことですので、個別事案ということになりますので、これ以上の答弁はご遺族や関係者の心情にも、また故人の尊厳にも関わることになりますので、この場での回答は控えさせていただきたいと思えます。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（下村 良次） 私も同じ気持ちでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 個人情報は分かるんですけれども、教育長、先ほど答弁の中で個人情報は踏み込めないという答弁ありました。職場でのパワハラと思う行為があったとかなかったとか、そういったことが個人情報になるんですか。個人情報だから詳細は言えないという話と検証や再発防止をしたかどうかは別やと思えますし、検証の有無とか答えられる範囲は幾つかあるんじゃないかなと思うんですけれども、それすらお答えいただけないんですか。

総務課長は、再発防止に努めると説明されました。ちょっと視点を変えて令和4年以降、この事件というか、痛ましいことがあった以降、研修や相談体制、人事異動、管理職への指導などハラスメント対策として一般的なこととしてお

答えをお願いします。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の質問に対する答弁。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 先ほど町長、教育長の答弁と含めてですけれども、一般的なこれまでの対応のところでは少しちょっとお答えをさせていただきたい、ちょっと分かる範囲に限らせてご容赦いただきたいと思います。

令和4年度先ほどあった事項以降という解釈だと思うんですけれども、4年以降、まず研修的なものとしましては、基本的には4年の3月以降、4年の1月にそのような事故があったんですけれども、3年には職員向けにハラスメント・メンタルヘルス研修、ハラスメントとメンタルヘルス関連するものも多いので、合わせてこのハラスメントの事例や対処法、ストレスのセルフケアなどについて全職員を対象に研修をしております。

以降5年度につきましては、先ほど冒頭で私のほうからありましたような明和町のハラスメント防止要綱を施行いたしました。ここで窓口の位置づけを明確にしたということ、それから5年以降、それまでもそうなんですけれども、衛生委員会での相談フローについての説明、あるいは所属長への周知、それから5年度はコンプライアンスの検証や実施、6年度についてはカスタマハラスメントの研修を全職員行いました。複数回これ行っております。

また、7年の1月、6年度の1月には、ハラスメントの防止研修、7年度今年度につきましては、明和町ハラスメント防止要綱を新たに策定いたしまして、周知をしたほかアンケート調査、あるいはハラスメントのアンケートに含めた対策等もしております。

あと以降、7月、8月と組織づくりのためのハラスメントのない組織づくりのためにといった視点で研修等にも参加しておりますし、以降、7月、8月においてまた全職員にハラスメント研修、そして11月にはコミュニケーション、職場のコミュニケーションは欠かせないということで、研修づくりをしてきたところでございます。

それから、人事異動とか人事の関係でございます。これもちょっと全部全て分からないんですが、基本的には人事につきましては、令和4年度は4月の定例異動というのが1回しております。5年度につきましては、定例異動のほか、あと2回ほどちょっと諸事情がございまして、計3回の異動、6年度につきましては、定例異動以外に年度5回、7年度につきましては、また4月以降で4回の人事異動を行っております。恐らくこれで間違いなかったと思います。

あともう1点、たしか相談体制の取組等については、基本的には令和4年度までは三役や衛生委員会、あるいは職員組合などそれぞれのつながりを中心に相談体制をとってきました。当時職員の副町長面談等も行いながらやってまいりました。

5年度以降は、先ほどのハラスメント防止要綱に基づきまして、相談窓口を衛生委員会委員として明確に定め、意見を自由に記載できる職員の声ボックスを食堂前に配置しました。

そして、令和6年12月には、職員の声ボックスを拡充いたしまして、増設したほか、三重県の市町公平委員会の外部相談窓口の周知などを図っております。

その他顧問弁護士等への相談も可能としておりまして、手法を問わず面談や電話、メールなどどのような手法でも幅広く相談できるよう拡大してきたところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 総務課長からいろいろ研修であるとか、ボックスですか、意見を入れられる、弁護士にも相談できるとか、いろいろ相談できるというか、自分の悩みを打ち明けられる、そういったことや職員への啓発とかも行ってらっしゃるといのは分かったんですけども、やはり自分として釈然としない部分というのが町長先ほど誰か1人に責任を負わせるものではないとの答弁をされたんですけども、それは誰も責任が問われないということではないは

ずなんですよね。職員1人が命亡くなって誰も責任を負わんということではないんやけれども、それはどういうふうに思っておるのかということも分かりませんし、事前の対応や亡くなった後の今一般的な研修とかそういう相談窓口とか、それはそれで大事なんですけれども、亡くなったことに対する検証やということがあってだからこういうことで再発防止をしていくんやというふうにそうせんといかんのではないのかなと思うんですけれども、そこが抜け落ちてしまうと安全配慮義務を怠ったかどうかの確認も検証も何もできないんではないかなと思うんですけれども、その点町長、教育長、どうお考えですか。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の再質問に対する答弁。

町長。

○町長（下村 由美子） 先ほどの高橋議員のご指摘というか、真摯に受け止めてさせていただきます。1人の人の責任というのではなくて、やはり組織としてどういうふうに対応していくかというのがこれから考えてから再発防止につなげていかなくはないことだと思っています。

その当時の因果関係というのはまだ明らかにするというのはなかなかどうなのかというのが今よくきちんと個別事象に関わることなのでご回答できませんけれども、そういうふうな亡くなったということの出来事を無駄にすることなく、職場環境であるとか、それからハラスメントの防止であるとか、相談体制の強化とか、周りが気づくということで、組織としてやはり一人一人を見つめ直していくというのが今後必要なことであると思っています。

これから再発防止であるとか、それから職場環境をよりよく働きやすい職場環境にしていくということが一番大事であって、それを改善していくということが私は必要であると感じているところです。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（下村 良次） 先ほど議員のほうからいろいろおっしゃられることにつきまして、そもそもところがちょっと私は認識としてはこう思ってるんですけれども、当時令和4年のときのケースは、基本的に自殺というふうなこと

にはなっておりますけれども、基本的には警察のほうの鑑識というか、中でこれは自殺ですよねとはっきり警察はそんなことは申し上げません。ですので、認識として状況からいくと自殺というふうなことと思っております。

それから、そのときにはなぜ直ちに調査等をしなかったのかという話なのかなとは思いますが、そこにつきましては、私どももそのときに遺書等もなかったということ一つ、それからもう一つは今言われるような相談等ちょっと心配なことがある等のことも何もない中でしたので、当時の受け止めとしてはそのまま何か取り立てて調査をしなければならないというふうな気持ちではなかった、状況ではなかったということでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） なかなか歯切れが悪くて、ただ町長、これからということを書いてもらったので、その当時の因果関係など教育長もよく分かっていたとおもっているんですけども、今からでもできることが必ずあるはずやと思います。第三者も含めた検証を行うなど身内で済ますのではなく、しっかりそこは検証、調査やってもらいたいと思います。

遺書がないとか、そういったことは言えるけれども、ほかは言えないのか、なんかちょっとそこら辺がばらばらかなというふうに思ったりするので、整理してまた教えてもらいたいと思います。ここでこのことにこだわってしまうと時間の限りもありますので、次の質問に入ります。

副町長にお尋ねするんですけども、副町長今衛生委員会の委員長として、職場の安全管理や職員の健康を守る立場にあられます。まず、ふだんの職員の様子をどのように把握しているのか、その基本的な考えや方法を分かりやすく教えてください。

次に、令和5年4月に「明和町ハラスメント防止要綱」が施行されていますが、その後、町として職員のハラスメントに関する実態調査、アンケートのよ

うなものをしているのかどうか、しているならその結果をどう受け止め、もし結果で問題や課題があればどのように改善につなげているのか、そしてハラスメントが疑われる事案が確認されたとき、繰り返しになりますが、第三者委員会による調査を行う考えがあるかどうか、これ本気で再発防止に取り組む気持ちがあるのか、問われる点だと思います。これらについて方針をお示してください。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の再質問に対する答弁。

副町長。

○副町長（高木 謙治） まず、どのように職員の状況を把握しているかについてです。

衛生委員会を毎月1回開催しておりまして、特にハラスメント防止に向けましては、私以外の10人の委員に対しまして、アクティブバイスタンダーとしての行動、つまりハラスメントを受けている当事者ではなくて、周囲にいる職員がその当事者がなかなか言えないのであれば、周囲に職員がその場で対応するですとか、介入するなどしてハラスメントを防止したり、仮にその場で対応できなかったとしても上司や一緒に動いてくれそうな職員に助けを求めるなどの行動をするように呼びかけておるところです。それぞれの委員から衛生委員会の場では、職場での様子について気づいたことなどを随時情報共有をしてもらっています。

また、私として随時の職場訪問を行うようにしておりまして、なるべく職場の様子も少しでも把握できるようにというふうに考えておりますので、例えば決裁書類ですね、副町長まで回ってきた決裁書類についてちょっと分からないことがあったりですとか、ちょっとこれ修正したほうがいいんじゃないかというふうに感じたときは、随時各所属へその決裁書類を持って行って、課長や担当者に確認するようにはしておりまして、その際に職場の雰囲気も見るようにしておるところです。また、決裁返却したりですとか、その他の各課の取組等について確認したい事項があるときにも同様に各課へ行って、職員に話しかけて

ちょっと雑談もしたりして、職員から気づいたことを随時報告してもらえりような雰囲気づくりを心がけています。

これらの取組で全てを把握できるとは考えていませんけれども、日常の勤務の中で少しでも把握できるように努めているところです。

次に、ハラスメントアンケート調査の結果ですとか、検証内容の受け止めについてです。

令和6年12月から7年の1月にかけてアンケート調査を実施しまして、その7年の3月には調査結果概要を課長会議でも説明して各職場でも共有したものですけれども、その際にあつたアンケート結果などの主な意見を紹介しますと、ハラスメントを受けていたとしても若い職員から副町長や教育長には相談しにくいですとか、定期的にハラスメント調査を行うべき、ハラスメント被害を受けたとしても本人から言い出せないのが我慢するしかないのではないか、ハラスメントについて周りの職員が加害者に対して注意できなかったところも反省すべき、見て見ぬふりをしてきたのではないか、ハラスメント被害については、解決すると思えないというような回答がありまして、当事者が声を上げることが難しいのと同時に、物理的に職場が離れている衛生委員会ですとか、総務課が実態を把握することが難しいと感じたところです。そのためこれまで以上に声を拾い上げる仕組みが必要と考えております。

アンケート結果を受けまして、令和7年4月には、職員向けに「明和町役場におけるハラスメントの防止に向けて」という文書を出してござりまして、その内容としましては、職員がハラスメントを受けた場合は、相談窓口へ連絡すること、それから内部だけではなくて外部の相談窓口への相談も可能であること、それから職員がハラスメントの相談を受けたり、または目撃した場合は、一緒に動いてくれそうな人への声かけですとか、当該職員への寄り添い、当該職員の相手方に対する指摘などを行うとともに、必要に応じて衛生委員会委員へ通報することなどの周知に努めたところです。

また、職員の意見は、衛生委員に直接伝えることや声の箱ボックスへの投函、

メールなど様々な形で随時提出できますが、状況をより把握するため定期的に職員アンケートを実施することとしており、今月も実施しているところです。

私としましては、職員が働きやすい職場づくり、例えば仕事で分からないことですか、疑問に感じたことを職場で遠慮なく聞けるですか、積極的に業務改善などのアイデアを提案できるといった業務遂行上において職員同士が対人関係上のリスクをとることに不安を感じることはないような心理的安全性の高い職場づくりに引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁の途中ですが、答弁者の時間がないので、高橋議員ももう質問だけになりますので、その点をご理解お願いしたいと思います。

答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 誠に残念ですが、副町長いろいろ答弁していただいた中で、衛生委員会の中でいろいろな情報収集をすとか、自ら現場に職場に決裁の収集をすとか、説明を求めに行くとか、いろいろな声をかけて世間話の中からその雰囲気とか状況把握をされるというのは分かったんですけども、そのやり方でなかなか異変とかそういったものは正直感じ取れるのかなというのは疑問をちょっと思います。それがいけないということではなくて、もちろんそれは大事やと思うんですけども、自殺まで追い込まれるような状況というのがやはり異常であり、そこはしっかり仕組みをつくってほしいなど。

これは失礼な話なんですけれども、副町長、本庁職員、施設職員、顔と名前一致しますか。また、個々の職員がこれまで抱えてきた巻き込まれてきたトラブルやそういったものに関して把握されていますか。これはもう副町長に聞くのを求めるのは酷やと思います。その中でのアンケートの中で副町長や教育長には相談しづらいとかということではないのかなというふうに思います。

衛生委員会のアンケートですか、被害があっても相談しづらいとか、ハラスメントを受けてても言い出せない、我慢するしかないとか、周りもその状況を見ても言い出せない、見て見ぬふりをして注意もできなかった、こんなつらい

声があったというのは本当にびっくりですよ。こんな職場やったらまた今年度も優秀な職員が離職してしまうのではないのか、これ息詰まってしまうような職場ですよ。答弁をいただけないのが分かっているので、もう独り言みたいになってしまうんですけれども、今後きちんと検証してもらって本当に救えたかもしれない命があったのではないのか、町長、副町長、教育長、後で後悔してもらいたくないので、そこはよく考えてもらいたいと思います。

ちょっと話それるんですけども、町長、この間文化祭のカラオケ大会でトップバッターで中島みゆきさんの糸、名曲のそれを歌われましたよね。私もその糸を題材にした映画を見たりすごく好きな曲です。その糸の中で社会は一本一本の命の糸で織られ、形作られているとの意味が込められた歌詞があります。社会の中で1人の職員というその1本の糸が例えば仮にハラスメントによってほつれ、震え、その糸が切れてしまう前になぜ救えなかったのか、そういうふうに思ってもらいたくないので、突っ込んで4年前の話、根掘り葉掘り聞いてしまっています。こういったことに関して改めてしっかり三役さん考えていただきたいと思います。

この件に関連しましては、仕切り直し改めて一般質問をさせていただきたいと考えております。

今日の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で高橋議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます

よって、40分まで休憩いたします。

（午前 10時 30分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 42分）

2番 田邊 ひとみ 議員

○議長（辻井 成人） 2番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「高齢者の暮らしを守る施策について」、「多文化共生社会の実現に向けて」の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（2番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○2番（田邊 ひとみ） それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、質問を行います。

私は、地方自治の基本である「住民福祉の増進」を第一に、町民の苦難を少しでも軽減する立場で質問を行います。

今物価高や光熱費の上昇が続く中で、町内でも多くの皆さんから「暮らしが大変、何とかしてほしい」という声届いております。「隠れた困窮世帯」という言葉がございます。これは一般的に見えにくい状況の中で、経済的に困難な生活を送っている世帯を指します。表向きは普通の生活を送っているように見えても日々の生活必需品の購入を我慢をしたり、教育費、医療費を賄えなかったりするなど見えにくい形で貧困に直面している状況でございます。特に物価高騰の影響で高齢者世帯や所得の低い子育て世帯、ひとり親世帯などで顕著に見られております。

国も物価高騰における生活困窮者に対して様々な支援策を出している現状でございますが、限られた年金で暮らす高齢者の方々が増えている状況において、

特に長年パートや非正規で働いてこられた女性の多くは、老後の年金が月に7万円から8万円ほどにとどまるケースが多く、日々の生活費や医療費の支払いにも苦勞をされている実態があります。

昨年の10月、ジュネーブで行われた国連女性差別撤廃委員会、その中で出された総括所見において、1、女性が低賃金の労働に集中し、年金の受給に影響を及ぼしている。2、日本はOECD加盟国で最も貧困率が高く、シングルマザーと高齢女性が不釣り合いな影響を受けて貧困に陥るリスクが高い。このような懸念を示して、ひとり親世帯、夫と死別した女性、高齢女性のニーズに特に注意を払うことという勧告が出されております。厳しい環境の中で生活を送ってこられ、老齡期を迎え、少ない年金でさらに厳しい生活を送らなければならない女性の状況を解決することが求められております。

ジェンダー不平等な環境の改善や低年金問題は、国を挙げて解決すべき大きな問題でございますが、明和町においても「困っている人に寄り添う」これが求められている、この思いからの質問でございます。

そこで、今回は明和町内の高齢者の方々の現状についてまずお尋ねをいたします。

町内で65歳以上の独り暮らしの高齢者のうち、女性の割合、男性の割合、それぞれどの程度か把握をされているでしょうか。

2つ目に年金額が少なく、生活に困難を抱える高齢者の実態、これを明和町としてどのように把握されているのか、民生委員や地域包括支援センターなどを通じての相談や支援の件数などどのように現状を捉えていらっしゃるのか、特に高齢女性の相談件数や傾向についてお伺いをしたいと思います。答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（下村 由美子） まず、田邊議員から町内の65歳以上で独り暮らしの高

齢者の男女比についてのご質問をいただきました。

町では、65歳以上の独り暮らしや高齢者のみの世帯は把握できておりませんが、民生委員の皆様が毎年年末に実施している歳末事業を通じて、70歳以上の独り暮らしの高齢者等の状況を把握しております。

令和7年11月1日現在で調査できた独り暮らしの高齢者の総数は680人で、70歳以上の人口に占める割合は約12パーセントです。内訳は、男性が209人、女性が471人となっており、男女比はおおむね3対7となっております。このことから町内の高齢者の独り暮らしは、女性の割合が高いことが分かります。ちなみに70歳以上の高齢者のみの世帯は、591世帯の約6パーセントとなっております。

次に、年金額が少なく生活に困難を抱える高齢者の実態把握についてです。町では、所得情報など網羅的に把握する仕組みはございませんが、相談を通じて実態把握と支援につなぐ体制を取っております。町直営で設置する地域包括支援センターでは、介護や福祉、生活に関する幅広い相談をお受けしております。相談実件数は643人で、こちらも高齢化により年々相談件数が増加しております。相談内容は、介護や福祉サービスに関する相談や生活困窮に関する相談も多く、また、いわゆる8050問題、7040問題と呼ばれる高齢者の親とひきこもり状態にある同居の子どもに関する相談もあります。

本町では、地域包括支援センターも、それから障害者生活支援センターも、福祉総合支援課のまるごと相談支援係の中にあり、ワンストップで総合的に相談が可能です。ぜひご活用いただければと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 町長より答弁いただきまして、現在の明和町の現状、教えていただきました。やはり女性の高齢者が多いということ、その中で独り暮らしの方も多数いらっしゃる。その中で、相談件数、相談内容とも、多岐に

わたり多くあるという、そういう現状を今答弁をいただきました。

その中で、やはりいろんな問題、課題があると思うんですけども、次の質問に入ってしまうんですけども、生活保護の対象となるほどではないものの様々な制度を知らなかったり、迷惑をかけたくないと生活保護の申請をためらう方、そういう方もいらっしゃるということも、これまでも私ども生活相談受けておりますけれども、その中でそうしたことがございます。例えば食事の回数を減らすとか、節電のために早く布団に入るとか、このような話伺っております。このような方々が、いわゆる隠れた困窮世帯と言われて、孤立や健康悪化につながる心配がございます。このような現状を踏まえまして、明和町としての支援、また対応策、これをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 田邊議員の再質問に対する答弁。

町長。

○町長（下村 由美子） 明和町では、平成30年4月から、まるごと相談支援係を設置しまして、福祉・介護、それから、障害、子育て、生活困窮に関する課題に対しまして、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、そして、主任介護支援専門員など、保健福祉の専門職を配置しまして、様々な分野の機関と連携し、最適なサポートにつながるよう、早期支援、早期対応に努めております。

例えば、生活保護に至らないけれども、生活困窮の相談として、三重県の生活相談支援センターと連携しながらなんですが、生活福祉資金事業であるとか、住居確保給付金や、食料支援事業、それから、家計改善事業などを行っておりますし、また、町の社会福祉協議会の事業として、日常生活自立支援事業など、生活や経済面の環境整備につなげることもあります。まずは、まるごと相談支援係や、町の社会福祉協議会のほうにご一報いただければと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 現状を今答弁いただきました。

私も過去に、まるごと相談支援係、連絡をさせてもらって、対応いただいたということもございます。このような経験を多くの皆さんに知っていただけたらと、そういう思いを持っております。

それに関連しまして、次に、支援制度の周知、また、申請支援についてお伺いしたいと思います。

生活保護や年金生活者支援給付金といったような制度がありますけれども、この制度を知らなかったり、知っていても実際に申請に至らない方がいらっしゃる、そういうケースがあるのではないかと心配しております。

明和町として、制度を必要としているのに届かないという高齢者の方々に對し、どう周知し、申請を支援しているのか、この点をお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 田邊議員の再質問に対する答弁。

町長。

○町長（下村 由美子） 生活保護の相談であるとか、生活困窮制度については、制度自体を知らない方はもちろんおみえになります。生活保護や生活困窮自立支援法に関する相談の主体は、三重県の多気度会福祉事務所と、三重県の生活相談支援センターが担っております。福祉事務所の場所は伊勢市の県庁舎にあり、また、生活相談支援センターは津市の三重県社会福祉会館にございます。当然、明和町の方がそこまで出向く、相談に出向くというのも、時間的にも、身体的にも困難な状況もあります。

そのため、明和町では、三重県内の福祉事務所の未設置の町なんですけれども、その中でいち早く、令和2年4月から、福祉事務所未設置町村による相談事業を町の社会福祉協議会に事業委託いたしまして、めいわ生活相談支援センターというのを開設し、関係機関と連携し、アウトリーチを含めた相談を行っているところです。

また、支援機関等からの情報提供もとても重要になってきます。例えばケアマネージャーさんや介護サービス事業所におみえになる方から、また病院機関から情報提供いただいたり、また迅速に相談支援に、そういう方からいただい

て、日々連携して対応しているところです。また、在宅医療と介護の連携推進会議を毎月開催させていただいて、ネットワークの強化に努めているところがございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。明和町は福祉事務所が町内にないということで、私もちょっといろいろ不便やなと思う部分があります。そういう部分を、やっぱり今後もしっかり強化をしていっていただきたい。対応もされているという答弁なんですけれども、していただきたいと思います。

また申請支援、申請されるときに、分からないこととか、そういうのをしっかりとサポートしていただく、そういう体制もつくっていただきたいなと思っております。

また、生活保護に関してなんですけれども、いろんな情報もございますけれども、実際に利用されている方は、全体必要とされる方の2割、3割が現状なんではないかと、このようにも言われておりますので、生活保護であったり、今後確定申告で、年金生活者の方でも確定申告必要でございます。また、失業給付のことなど、学んだり知ったりする機会を増やしていただけたらなど、そのように考えております。

続きまして、次の質問にいきます。

医療費や介護保険料、国民健康保険税などの負担が重くて生活を圧迫している、何とかならないでしようかという声も今たくさん届いております。これらの減免制度について、町民の皆さんが分かりやすく利用できるような案内や相談体制、今どのようになっているのか答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 税務課長。

○税務課長（畑 弘人） 失礼いたします。介護保険料とか、国民健康保険税の減免制度等に関する町民への周知及び相談体制についてご質問いただきましたので、私から答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、国民健康保険税及び介護保険料の減免につきましては、町の取扱要綱に基づきまして、自然災害や火災の災害を受けられた方を対象にしております。

合わせて、国民健康保険税につきましては、生活保護法に基づく扶助を受けている方及び失業や疾病などにより納付が困難になった方も減税の対象となる場合がございます。

次に、医療費につきましては、福祉医療費助成及び高額療養費制度によりまして、保険診療の自己負担分の全部または一部を助成し、医療費負担の軽減を図っております。

これらの制度の周知につきましては、町ホームページや広報紙に加えまして、国民健康保険税につきましては、毎年7月の本算定時及び8月以降の新規加入者に送付をいたします納税通知書に、制度案内のチラシを同封することでお知らせをいたしております。

相談体制につきましては、福祉総合支援課、住民ほけん課、税務課が連携をいたしまして、生活全般のお困りごとにつきましては、相談をお受けしております。

また、国民健康保険税の滞納者の方につきましては、納付勧奨通知をお送りする際に、生活相談支援窓口を案内するチラシを同封をいたしまして、相談につなげております。

なお、納期限までの納付が難しい方につきましては、できるだけ早めにご相談いただくことが重要であると考えておりまして、町ホームページやSNS等を通じまして、早期の相談を呼びかけているところでございます。税務課といたしましても、引き続き納付相談しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ただいま答弁いただきましたように、いろんな対応されているという、これは分かりました。

私は、SNS、町の公式LINEなどで、納付相談、そういうものがきちん

と流れていく、そういうのは確認しております。こういう部分が、多くの人に幅広く届くような形をつくっていただきたいと思っておりますし、また、自治体独自では、ちょっと国保のほうは県の統一化ということで、自治体独自のいろんなものをやりにくくなってきている、そういう状況ではあるんですけども、先ほど答弁にもございましたけれども、収納の猶予であったり、分割納付、この辺の柔軟な運用、または特別事情扱いの拡大、そして、差押えを最小限にするガイドラインの明確化など負担緩和につながる対応、これを今後とも検討していただいて、そして、住民さんに対しての対応、柔軟な形でできるように考慮していただきたいと、このように考えております。

では、次の質問に移ります。

今後の支援の方向性についてお伺いいたします。

町民の誰もが老後も安心して暮らせる地域づくりのためには、制度の拡充だけでなく、地域の支え合いの仕組み、これも欠かすことができないと考えます。地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員、自治会、ボランティア団体、NPOとの協働など、連携による見守り、相談体制を、明和町として今以上に広げていく考え、強化していくお考えがあるのかどうか、この点をお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 地域の皆さんと協働して、支え合いのまちづくりを展開することはとても重要だと認識しています。明和町では、ちょうどこの12月6日に、済生会明和病院のパレスホールで、生活支援協議体フォーラムと題し、地域のサロン団体の皆さんの活動報告を通して、地域が置かれている状況を踏まえ、地域の皆さんの力が必要である支え合いの地域づくりとして、町の福祉について一緒に考える場として開催をさせていただきました。

また、見守り活動として、明和町では、おかえりSOSネットワーク事業を松阪市、多気町、大台町、明和町の1市3町の広域事業として展開しております。認知症などで行方不明になられた高齢者の早期発見につなげる方法として、

登録いただいた地域の皆様にメール配信を行いまして、早期発見にご協力いただいております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 様々な支援活動連携されていると、このような答弁いただきました。

今、明和町の現状として、10人に1人ぐらいが独り暮らしという、こういうような現状になっているというのを伺っておりますので、そういう部分は今後ともしっかりとやっていただきたいと考えております。

続きまして、次の質問に移ります。

生活困窮や孤立に直面する高齢者が気軽に相談できる、生活・福祉ワンストップ窓口、これが今求められております。特に高齢者では、連絡窓口の明確化、簡素化、分かりやすくすることが必要なのではないのでしょうか。

先ほどの答弁にもございましたが、明和町では、まるごと相談支援係、これがございますが、このまるごと相談支援係は、本当の意味でのワンストップ相談窓口として機能できているのでしょうかということを伺いたいと思います。困ったときにすぐ相談できる体制となっているかどうか。例えば高齢者の方でも、安心して簡単に相談できるような形になっているのかどうか。これをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 繰り返しになりますけれども、まるごと相談支援係は、どんな悩みもまるごと受け止める、一緒に考えるという窓口です。高齢者の方が、介護や福祉サービスはもちろんです、全ての年代の方も対象にしていることが、一番のポイントではないのかなというふうに考えております。また、障害施策であるとか、生活保護、生活困窮、最近ですと、成年後見制度をはじめとする権利擁護事業、それから、ひきこもりや精神保健に関する相談など、一体的に様々な分野において、誰もが取り残されない、切れ目のない支援の充

実を掲げて、関係機関や地域の皆さんと協働して、対応支援を行っているところでは。

また、明和町では、まるごと相談支援係をはじめ、町直営で行っております地域包括支援センターと障がい者生活支援センターを設置して、さらには、めいわひきこもり相談窓口や、生活困窮支援の専門窓口であります、めいわ生活相談支援センターなど、他の町にはない専門窓口をいち早く設置して、アウトリーチやその後の居場所支援を含む対応をワンストップで行っております。夜間や休日の緊急対応支援もちろんございます。他の自治体からも、当町のこの取組に対して、行政視察があり、当町の取組を参考にさせていただいている自治体もあり、本当に当町の全世代型の包括的な支援体制について、一定の評価をいただいているものと考えております。引き続き、機能強化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

そして、11月末から12月にかけて、めーなびのコーナーで、まるごと相談支援係と、社会福祉協議会の紹介をしております。引き続き、幅広く町民の皆さんに知っていただけるよう、周知啓発を行ってまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ただいま町長から答弁いただきましたけれども、明和町、他の自治体の手本となるようなことをされている、このような答弁いただきました。これは本当にいいことだと思いますので、ぜひとも今後とも、より拡充して、より住民さんの声が受け止められるような形にしていきたいと思っております。

私自身も、先だってユーチューブで、暮らしの困りごとがある人への相談の呼びかけ、拝見しました。こういうユーチューブ、今若い方や子どもさんなんかがよく見る、そういうアイテムを使っただけのそういうのがあるということも、私すごくいいことやと思いましたので、こういうような取組もいろんな方面からやっていただけたらなと思っておりますので、このことは述べさせていただ

きたいと思います。

次の質問といきます。

高齢者支援の観点からの質問として、町民の皆さんから多くの声が上がっている、加齢性難聴者への補聴器購入助成について、これ過去にも質問しているんですけども、改めて明和町の考えを伺いたいと思います。

日本共産党は、加齢性難聴者への補聴器購入の助成について、自治体任せではなく、国として公費補助を行うように求めておりますけれども、現段階では自治体任せになっている、これが現状でございます。高齢者の質の高い生活と認知症予防に、早期の補聴器利用が有効だとの指摘がある一方、この補聴器、片耳でも3万円から20万円と高額でございます。国会論戦においても、世界各国と比べても補聴器の普及率が低い要因に、公費助成の違いがあるのではないかという点や、日本補聴器販売店協会の調査で、18歳以上を対象とした補聴器助成の実施自治体は、2024年12月1日現在で390。これ2025年11月15日時点で、全日本年金者組合中央本部の調査によって、512自治体まで増えていると、こういう報告もございますけれども、このように拡大をしております。地方議会で補聴器購入に対する国の制度拡充を求める意見もたくさん上がってきております。そして、国はこれに応えるように私たち求めております。

当時の厚労大臣は答弁で、聞こえが良くなることで環境が変わることは認識をしている。難聴者が充実した生活を送れることは重要だとしながらも、公費での助成が適切かどうか、各自治体の取組を注視する。このように発言しております。これは自治体での取組いかんで国を動かすことができるんだと、私は捉えております。

補聴器を必要とする高齢者、増えておりますが、経済的理由から購入をためらうケースが多く見られております。そこで、改めてお伺いいたします。補聴器購入助成について前向きに検討していただきたいと考えます。答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 現在、補聴器の支援は、聴覚障害等6級以上の身体障害者手帳を所持する重度・高度難聴者を対象としておりまして、中等度難聴者は対象外です。全国の自治体で補聴器の購入の助成が広がっている状況は承知しており、これは高齢者の社会参加促進や認知症予防といった観点から、難聴への早期対応が重要視されているためと認識しております。

補聴器は、身体障害者手帳の対象とならないQOL向上や、社会生活上の困難を解消するために有効と考えられますことから、国による地方の財政措置であるとか、または全国统一した助成制度を創設していただけるよう、要望してまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

ただいまの答弁にもありましたように、今補聴器の補助というのは、日本の国として、障害のある方に対してと、そういうような制度になっている。これが根本的に、今の時代にそぐわないんじゃないかと、こういう思いが私も持っております。こういうことの改善も、国に対して求めていきたいと思っております。

また、その中で社会的にも、聞こえに関する認識というのがすごく上がってきております。大きな病院の壁などにも、聞こえに関して早期の受診を促すポスター、これ多く見かけるようになっております。聞こえが良くなることで、様々な生活のクオリティを改善するという認識が、やはり広がっているのではないのでしょうか。

この補聴器購入に際しまして、明和町、大変厳しい財政であるということは十分承知をしておりますけれども、引き続き、高齢者の生活クオリティ向上のために、私は求めていきたいと考えております。

その中で、ちょっと聞こえに関する明和町のお考え、引き続き伺ってきたいと思います。

この加齢性難聴は、放置すると認知機能の低下や鬱傾向につながることで、これが指摘されておりますけれども、介護予防の観点からも補聴器の活用支援、非常に重要と考えております。合わせて、日常より聞こえに関する意識づけ、これしっかり行うことが大事なのではないでしょうか。明和町の介護予防事業や健康長寿施策の一環として、聴覚支援を位置づける考えはないのか、お伺いいたします。

現在、明和町の高齢者福祉計画や介護保険事業計画の中で、聞こえに関する項目、いわゆる聴覚支援を位置づける考え、これはどのようになっているのか、答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 昨今、フレイルの一つでヒアリングフレイルという言葉が広がってきました。加齢による聴覚機能の衰え、耳の虚弱で、コミュニケーションに困難が生じ、身体的な衰えやQOL、生活の質の低下を招く状態です。これは、社会的孤立や抑鬱、さらには、認知症や要介護状態になるリスクを高めるため、早期発見と対策が重要となります。

ヒアリングフレイルについては、福祉総合支援課の窓口チラシを配置はさせていただいておりますが、高齢者の聴力低下は、ある程度ご自身で自覚でき、ご家族など周囲の気づきもあることから、まずは専門医などにご相談いただくとよいかと思っております。聞こえに関しても、まるごと相談支援係や、地域包括支援センターのほうで相談いただきましたら、これまでと同様に、介護予防につなげていけると思っておりますので、ご相談いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ただいま、答弁でヒアリングフレイル、難聴そのものではなくて、弱り始めの状態の中でケアをしていく、これの重要性、これを答弁の方でも言ういただけたと思っております。そういう中で、いろんな対応もされ

ているということなんですけれども、やはり明和町の長期のいろんな計画、施策の中に、それをやっぱり織り込んでいくことが大事なんじゃないかと思いますので、しっかりと位置づけ、今後検討していただきたいと思います。

続きまして、健康づくりと介護予防ということでの点をお伺いいたします。

65歳以上の人とそのご家族様へということで、いきいき手帳というものが、この明和町あるようなんですけれども、これは現在どのような形で住民の皆さんの手元に届くようになっているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 令和7年度より「健康づくりと介護予防 めいわいきいき手帳」としまして、ご自身の生活のプランであるとか、活動内容を記入していただけるようになりました。チェックリストにて、ご自身の運動機能や栄養、口腔機能の状態も確認することができます。ホームページに掲載しているほか、総合相談や介護予防サービスを利用する際に、各種介護予防事業等で活用しております。また、いきいき手帳の使い方講座として、出前講座も、地域のサロンに、団体に出向いて実施しております。

いつまでも自分らしく元気な暮らしを送るために、ぜひご活用いただければと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ただいま答弁で、いきいき手帳に対して答弁いただきました。

私もこれ、町のホームページでたまたま見つけたって、なんかすぐにちょっと見つからないというので、たまたまいろいろくっていたら見つけたもので、こういうのがあるんだと初めて知りました。私も、あと1年で65歳ということで、その対象にもなってくるかなと思って、それを拝見させてもらっていたんですけれども、そのいきいき手帳の中、答弁にもございましたように、健康な生活を送るための様々なチェック項目や、フレイル予防、口腔ケアのアドバイ

ス、介護予防サービスの案内など、こういうものが掲載されておりましたけれども、この健康チェックリストの中に、聞こえに関する項目というのをちょっとよう見つけやんだということがあります。ですので、その聞こえに関する項目をこの手帳の中に加えていったりとか、このいきいき手帳そのものをアプリ化をしていく、そういうことで多くの人に知っていただく、そういうお考えはあるんでしょうか。このことをちょっとお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） このいきいき手帳というのは、医師や歯科医師、それから、歯科衛生士、管理栄養士、リハビリ職、それから、ケアマネさんなどの様々な専門職の皆さんにご協力を得ながらつくらせていただいて、毎年改良していこうかなというふうに考えております。ヒアリングフレイル同様、聞こえに関する項目についても、この専門職の皆さんにご意見やご助言をいただきながら、検討してまいりたいと思います。

総合相談や介護予防事業などを中心に、相談援助の手法として活用しており、様々な現場の専門職の皆さんにも使いやすくするための冊子としておりますので、アプリ化につきましては、費用対効果のこともありますので、それらを踏まえながら検討してまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ぜひとも、聞こえに関しての項目追加をしていただきたいと思います。それから、やっぱりアプリ化は、今どなたでもスマホ持っている時代になりましたので、今後の検討課題として念頭に入れていただきたいと考えております。

いろいろな病気の早期発見というのが大切だという答弁もございましたので、次の質問にもつながるんですけども、この補聴器の購入助成、これもう切実な住民要求となっておりますけれども、それだけにとどまらず、各種がん検診、各種予防接種などの補助についても、多くの皆さんから強い要望がございます。

例えば先だって、前立腺がんの検診などの検査、こういうものに関しての質問を町民の方からお受けすることがございました。

このような住民の皆さんの声に対し、明和町として、今後どう受け止め対応されていくのか、お考えをお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 各種がん検診や予防接種の費用負担に関する住民の皆様のご意見につきましては、経済負担の軽減だけでなく、健康づくりの観点からも重要なものと考えております。

本町では、国の指針に基づく、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの5つの検診に加えまして、議員が今例示されました前立腺がん検診についても、町独自で実施をさせていただいております。これらの検診は公費よりおおむね実費2割から3割程度の自己負担で受けていただくことができ、また、対象年齢を限定させていただいた無料の受診券の送付も、併せて行っております。

予防接種につきましても、定期接種を中心に、公費負担により自己負担をできる限り抑えて実施しています。定期接種の費用の一部については、国からの交付税措置もありますけれども、住民の皆様の負担軽減につながるよう、国からの財政支援の拡充について、引き続き要望していきたいと思っております。

今後も国県の動向を踏まえ、受診機会や内容について周知・広報に努めつつ、町民の皆様が必要な検診や予防接種を受けやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 答弁ありがとうございます。

先ほど私が質問いたしました、特に、町民の皆さんからお伺いがあった前立腺がんの検診、これは、私も後ほど調べましたら、明和町としては、対象年齢広げられたりとかして、独自の対応をされているということ分かりました。質

間をつくる段階では、私は勉強不足でしたんですけれども、そういうこともされているということが分かりましたので、今後とも、そういう部分の周知、住民さんには知らない方もたくさんいらっしゃる、こういうことも現実だと思いますので、ぜひともしっかり周知もお願いしたいと考えます。

11月に、さいたま市で行われました日本高齢者大会というものがございます。若者世代と高齢者の連帯を呼びかけて、ひとりぼっちの高齢者をなくすなど、幾つかの提起が行われました。世代間の分断や対立が煽られている現状を改善するためには、社会保障を充実すること、若い人の高齢期への不安や高齢者の実態を元に、高齢者の人権保障を実現する、日本高齢者人権宣言に基づいた政策の転換が必要だとされました。明和町におきましても、皆さんの暮らしを守ることを、住民の苦難を少しでも軽くして、希望の持てる町政を進めていくことはとても大切なことだと考えます。皆さんから寄せられた声を反映して、実現していく町政となることを求めて、次の質問に移ります。

町長の行政報告にもございましたが、国のほうとしても、外国人政策の見直しなどが議論されている、そういう現状の中で、多文化共生社会の実現に向けて質問を行います。

初めに、全国的な動きとして注目されました青森宣言について申し上げます。この宣言は2025年7月に全国知事会で採択されたもので、この宣言によって、排他主義、排外主義を明確に否定し、多様な人々が共に支え合う多文化共生社会を地方から実現していこうという強い意思が示されたものです。

この提言では、国は外国人を労働者と見ているが、自治体から見れば、日本人と同じ生活者であり、地域住民であると訴えた上で、生活支援や教育、高齢外国人への介護、年金などの課題に対し、外国人の受入れと、多文化共生社会の実現に向けた国の責任も強調しております。

今、日本で働く外国人労働者は230万人とも言われております。あらゆる産業が人手不足であえぐ中、多くの外国人が希望を抱いて日本を選択し、社会に溶け込み、貴重な労働力として貢献している現実への理解が求められておりま

す。

この宣言では、また、根拠のない誤った情報や差別的な言説が社会を分断し、人と人との信頼を壊している今の状況に対して、強い危機感が表明されております。そして、正確な情報に基づく政治参加と地域づくりが不可欠であると訴えております。

私は、この青森宣言が、地方自治体にとって大変大きな示唆を与えていると感じております。やはり地方こそが、日々の暮らしの中で、人権と共生を具体的に実現していく現場なのだということをございます。明和町でも人権尊重のまちづくり、これを基本理念としており、誰もが安心して暮らせる社会を目指しております。

ですが、現実はどうでしょうか。先だっても明和町の連続人権講座に参加させていただきましたけれども、その中で、現実には社会の分断や偏見が静かに存在している。そのことを改めて認識をする。こういう経験をいたしました。多様な背景を持つ人々が増える一方で、誤解や不安、根拠のない噂が偏見を生み、地域や人の間に壁をつくることもあるのではないのでしょうか。こうした時代に、地方自治体がどのようにして多様性を受け止め、共に生きる仕組みを整えていくのか、このことが問われております。

過去にも外国人住民に関係する質問を行ってまいりましたけれども、今年の青森宣言を受け、改めて明和町の考え、お伺いしたいと思います。

まず、多文化共生と外国人住民への支援についてお伺いいたします。

明和町にも外国籍の方々が増えていると思います。労働や子育て、教育の場などで、地域の生活に溶け込みながら皆さん暮らしておられますが、言葉の壁や文化の違いによって行政情報が届きにくい、相談先が分からないというような課題や、相談ごとなどがあるのかどうか、現状はどうなんでしょうか。課題として認識されている点などございましたら、答弁を願います。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 多文化共生と外国人住民の現状と課題に

ついてというところですが、明和町における外国人住民は、令和6年12月末で296人と、町の人口の約1.31%となっておりまして、近年外国人住民の数に大きな増減は見られず、受入れが急増している状況にはございません。

なお、出身の国籍別で見ますと、ベトナムが75人、フィリピンが41人、中国が42人、インドネシア27人、韓国21人、ネパール11人など様々で、一定の多様性があると認識しております。

国内では、2025年の調査で、スマートフォンの普及率が98%に達したとされており、身近な生活インフラとして普及しております。スマートフォンに標準搭載されています翻訳機能や、カメラで文字を読み取る無料の翻訳アプリが一般化しておりまして、日常会話や役場の掲示を読み取ったりと、そういう場面では、当事者の工夫で、相当程度の解消できる環境にあります。また、音声を即時に翻訳する多言語音声の翻訳アプリも普及しておりまして、日常的なやりとりまで、町が全て多言語化する必要性というのはいくつか考えております。

一方で、行政の事務に特有の日本語、災害時の避難情報や、保険・年金といった制度の分野は、機械翻訳だけでは意味が通じにくく、誤訳が生じた場合に生活上の不利益が出るおそれがあります。また、町内で大きなトラブルが頻発しているわけではありませんが、生活習慣やごみ出しのルールの違いなど、文化的な部分で誤解が生じる可能性があることは把握しております。ここは行政としても一定の配慮が必要であり、こうした状況を踏まえ、明和町としては、現時点で大掛かりな独自の多言語センターを設けるというものではなくて、必要に応じて、県や国の外国人相談窓口・多言語通訳サービスへつないでいくこととして、町としましては、生じた案件ごとに丁寧な対応をまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁で、現在明和町で外国人の方の人数、増減はあまりないということでした。ですが、様々な国の方がいらっしゃるということで、多様性が求められる明和町になっているのかなということ

を答弁いただきました。また、現状として大きなトラブルはないということですが、すけれども、ごみ出しルール等、今後課題、問題が起こるかもしれないというように、現状の課題把握もされているということも答弁いただきました。

また、その中で、特に言語に関しましては、スマートフォンを活用したことをされているという、こういうことも答弁いただきました。その中で、小さな課題じゃないですけれども、行政情報であったり、いろんなことが、言語の違いで誤解が生じるとか、そういう課題も言われた中で、こういう課題に対して、安心して暮らせるように、どのような支援体制を今後整えていくのか。現状整えているのか。また、生活や労働、教育などの困りごとに対応できる相談窓口、多言語での情報提供の取組、現在どうなっているのか、今後どうなっているのか、ちょっと重なる部分もあると思うんですけど、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 先ほど町内の外国人住民の規模や現在のスマートフォンの翻訳機能などで、日常でのやりとりはかなり補えていることを申し上げました。これを前提に、町の具体的な支援体制について申し上げます。

本町では、外国人住民だけを対象とした多文化共生の専用の窓口や、独自の相談センターというのは現在設けておりません。役場に来庁された際には、よく一緒に来られた付添いの方を通じて、また、必要に応じてスマートフォンの翻訳機能を使って内容を確認した上で対応を行っております。

その上で、町だけでは専門的にお答えできない内容については、一緒に来られた付添いの方や、三重県のみえ外国人相談サポートセンター、通称M i e C oというところなんですけれども、につなぐことが考えられます、M i e C oでは、英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語など、複数の言語で相談や電話通訳が可能と示されており、町内に外国語の対応職員が常時いない場合でも、

ここで対応できる体制となっております。

情報提供の場面では、町のホームページに、今では自動翻訳機能というのも備えておりました、行政情報を外国語で読む際の補助としていただいております。災害情報や緊急のお知らせについては、できる限りやさしい日本語や多言語表記を併記して発信するなど努めてまいります、機械翻訳には限界があるため、外国人住民の方にはスマートフォンアプリでの確認も併せてお願いしているところがございます。

以上とおり、現時点での町の独自の大規模な多言語窓口を新設するのではなく、付添いの方やスマホの翻訳による簡易な対応。そして、県への専門窓口への橋渡しを組み合わせながら対応するというような考えで運用をしております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 答弁いただきました。

特に自動翻訳機能とか、スマホのアプリとか、スマホの翻訳機能とか、最近AIも発達してすごく便利になって、かなり正確な情報とか翻訳してもらえるような状況になりました。そういうことの活用というのは、私もどんどん進めていっていただきたいと思います。

また、現時点で大きなトラブルはないということなんですけれども、今後に向けては、しっかりと状況判断して対応をしていただきたいと考えております。

じゃ、続きまして、次の質問となります。

町民同士の理解を深めるための取組、これも求められているんじゃないでしょうかと考えております。外国人の方がたくさんいらっしゃる地域で、町の祭りのときに、外国の方を受け入れるかどうかということで意見が分かれてしまった。そのときに、お互いに声をかけ合い、協議を繰り返し、地元イベントの参加ルール、ごみの処分のルールなどしっかりと確認し合って理解を深めた上でお祭りを開催したら多くの方がお祭りに参加して、トラブルもなく楽しいイベントとなったという体験談を聞く機会がございました。明和町でも話合いの

場を持つ手段として、多文化共生テーマとした講座や交流イベントを行っていくことも理解を深める上で有効だと考えますが、いかがでしょうか。このような啓発活動、どのように進めていかれるのか、お考えを伺います。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 本庁では、現在のところ、外国文化だけを対象とした町主催の国際交流イベントや、多言語を前面に出した交流事業というのは実施しておりません。町として行っているのは、人権啓発事業の一環としまして、これまでの間に、連続人権講座や福祉と人権のまちづくり講演会において、様々な人権課題のある中で、外国にルーツを持つ人をはじめとするマイノリティに関する人権や多様性をテーマに取り上げ、参加者には当事者の経験等に基づくお話を通じて、正しい知識や気づきを得てもらえるよう取り組んでいます。

一方で、地域のイベントや自治会行事といった、もともとある地域の場には外国籍の方も参加しており、その中に自然に交流が生まれていると把握しております。先ほど申し上げたとおり、スマートフォンの翻訳機能や通訳アプリが普及したことで、言語が完全に一致しなくても、最低限の意思疎通はその場で取れるようになっており、現状で特別な通訳体制を町が用意しなくても運営ができていくというようなところでございます。

今後については、町民の皆様から、多文化共生についてもっと学びたい、あるいは地域で外国人住民を迎えるときのポイントを知りたいといった具体的な要望があれば、既存の人権講座のメニューの中にそうしたテーマを追加すること、あるいは県や国が行っている国際交流や多文化共生の事業を紹介して、参加を促すことが考えられます。ただし、現時点で本町が単独で大規模な国際交流イベントや体験講座を新設する計画はなく、あくまでも町内の実情に合わせた小規模で現実的な取組を念頭に置いております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 現状に合わせた対応で、今後も取り込まれていくというような答弁だったのではないかと思います。また、明和町の住民の皆さんが、現状に合わせた中で、多文化共生を自然と生活の一部として受け止めていらっしゃると、このような答弁もあったかと思うんです。これは本当すばらしいことだと思います。

ですけれども、外国人の方、ご本人からの声とか、私も、身内、私、甥っ子、姪っ子はフィリピン人のお母さんから生まれた、そういうルーツがちょっと違うということで、子どもの頃、明和町ではないんですけれども、つらい思いをしていたという経験、実際自分も体験をしております。そういうところで、これから子どもさんたちも成長していく中で、いろんなことを思うかもしれませんが、やっぱりそういう声をすくい取れるような明和町になっていただきたいなど、そういう思いもしておりますので、これは、これからの課題として、私この場所で言わせていただきたいと思います。

続きまして、誤情報や偏見の拡散への対応についてお尋ねしたいと思います。

青森宣言でも、「誤情報や偏見が民主社会を脅かしている」と強く指摘をされております。SNSやインターネットにおいて、特定の人々や外国人に関する誤った情報が散見され、またその誤った情報が容易に拡散される状況にあります。そのことが、社会の不信感や差別を助長する、このようなケースがあります。

こんな時代だからこそ、自治体の発信する情報の信頼性と透明性がこれまで以上に重要になってまいります。根拠のない情報に惑わされず、正確で分かりやすく、タイムリーな情報提供に努めることが求められます。広報紙や公式SNS、ホームページなどを通じて、住民の皆さんが安心できる情報を届ける取組について、今後どのように充実を図っていくのか、そのお考えをお示ください。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） インターネットやSNS上で流れる個々

の誤情報を、残念ながらなんですけれども、町が直接的に監視や是正するだけの権限や体制というのは持っていない状況でございます。外国人に関する政策や在留制度などの基幹的な説明は、国や県、そして、報道機関が一次情報として丁寧に示すべきものであり、町としましても、それらの公的機関から出した正しい情報を、町民の皆様が確認しやすいように、補完していくというようなスタンスであります。

具体的には、国・県が、多文化共生や外国人の受入れに関して新たな方針や説明資料を出した場合には、町のホームページや広報紙などで、その概要を分かりやすく紹介し、出所が分かる形で周知をいたします。

また、町に、こういう話をSNSで見たが本当かといったような問合せがあった場合には、町が独自の解釈を加えるのではなく、国・県・関係機関が公表している情報に当たっていただくように案内して、こうすることで、出所が不明確な情報に町民が振り回されることがないように努めていきたいと考えております。

町としましても、特定の立場に偏った情報を町が積極的に流すことはせず、事実に基づいた情報だけを必要に応じて示していくという姿勢を続けてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁で、今後の情報発信において、事実に基づく情報だけを示していく。このような姿勢、確認をいたしました、ぜひともそれをやっていただくべきことである。これが公平性な立場での責務だと考えております。

それでは、ちょっと今の文言の中で、特定の立場に偏った情報という部分、今偏った情報が流れやすい社会となっておりますけれども、私が質問の主旨といたしております排他主義、排外主義を取らない姿勢という点は、これは偏ったものではないと考えております。地方自治体が人権尊重と住民の安全を守る

ための普遍的な原則に属するものだと私は考えておりますので、今後の情報発信において必要な情報を正確に発信していただくことと併せまして、誤解や偏見が広がらないよう、取組を進めていっていただきたいと思っております。これは要望という形にさせていただきます。

続きまして、学校や地域学習の場での人権や情報リテラシーについて学ぶ機会を広げることも、偏見を防ぐための重要な取組だと考えております。連続人権講座の参加者をもっと増やしていく取組、学校教育の場での取組の進め方など、これからのことをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） まず、学校での取組につきましては、本町の小・中学校でも、国及び三重県教育委員会が示している学習指導要領・人権教育の方針に沿って、人権尊重やいじめ防止、多様性の理解を扱う事業を行っております。

三重県では、三重県人権教育基本方針や人権教育ガイドラインを示しており、学校現場でのそれに基づいた指導を進めていることとなっておりますので、本町としましても、その枠組みの中で実施しているという位置づけでございます。あわせて、県が作成しているインターネットトラブル防止や、SNSの安全な使い方に関する教材がありますので、情報モラル教育については、そうした資料を活用しながら、子どもたちに、ネット上の誤情報や不適切な書き込みに巻き込まれないよう指導をしているところでございます。

地域での学習の場につきましては、明和町人権センターが連続人権講座を開催しており、様々な人権課題の中からマイノリティや多様性に関することについてもテーマとして取り上げ、人権に関する学びの機会を提供しています。参加者は30名程度の規模で、開催時期や時間、託児などの面で、できる限り参加してもらおうように工夫も行っているところでございます。今後もこの既存の講座の中で、社会状況に応じたテーマを取り上げ、人権と情報の受け取り方を学んでいただけるようにしてまいります。

さらに、スマートフォンの初心者向けの講座というのを実施しておりまして、実際に操作しながら情報の取り方や、アプリの使い方が学べる機会を設けてございます。こうした講座では、翻訳アプリのような基本的な機能の紹介もあり、高齢の町民であっても、外国人住民とのやりとりや行政情報の閲覧を自分でできるように支援しているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 本当こういう情報リテラシーの教育、大切なことだと思います。子どもさん、大人も子どもも含めてなんですけど、今SNS等での1分間程度のショート動画とか、そういうものの情報だけ鵜呑みにするというような状況も大きな問題となっておりますし、今、そういうSNS、アルゴリズムで、その人が1回見たことに関係するものが、ただひたすらひたすらもう流れていく。その人の選択したサイトの動画の中で、同じような情報が流れていくという傾向があって、もうそれだけを信じてしまっ、本当にこんなのかなのかと、心配の声、ご相談を受けたりしたときに、これはSNSがあなたの好みのことを選択して見せているんだよということを、私も言わせてもらっていますので、そういう部分に関しても、しっかりと教育していただきたいと思えます。

それから、町の人権講座なんですけれども、私も参加させていただいて、本当によい内容の講座だと思っております。ぜひとも町民の皆さん、たくさんの方も参加していただけたらなと、こういう思いも私持っております。

続きましての質問とします。

青森宣言の理念を町政にどう生かすのか。青森宣言の理念を明和町の施策として、どのように反映していくのかという点をお尋ねいたします。

明和町は既に、明和町人権尊重まちづくり条例という人権条例を制定して、毎年人権啓発活動を行っておられますけれども、社会の課題は時代とともに変化しております。

近年では、ネット上の誹謗中傷、性的指向や性自認への偏見、外国人や障害のある方々への無理解など、多様な形での人権侵害が表れております。青森宣言が掲げる排他主義、排外主義の否定、多文化共生、正確な情報に基づく社会参加という理念を明和町の人権施策や総合計画の中で、どう位置づけているのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 本町におきましては平成10年に明和町人権尊重のまちづくり条例を設定し、全ての人の人権が尊重される町を目指すことが基本理念としていました。また、条例に基づき策定しました、明和町人権施策基本方針では、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人の人権に関する問題、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティに関する課題など、現代社会に見られる様々な人権課題について取り上げており、外国人の人権に関する問題については、外国人と日本人が町民として、共に生きる地域社会を実現するため、お互いが多様な価値観を持つことや、異なる歴史・文化・生活様式に対する正しい認識を深め、お互いに相互に、尊重し合いながら暮らすこともできるまちづくりに努めているところです。

さらに、第6次明和町総合計画では、人権尊重の町宣言の趣旨であります「すべての町民の人権が尊重され、明るく住みよい明和」を実現するために、住民一人一人が人権問題の身近な問題であると自覚し、行動ができる関係機関と連携しながら、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点であります明和町人権センターを活用し、対話や学びを通じて人権意識の醸成と向上を図ることとしております。

引き続き、様々な人権課題に対しまして、既存の条例等で示す基本理念や施策の推進方針など、これまでの考え方を大切にしながら、継続的に取組を進めていきたいと考えています。その上で、新しい理念等を加える必要があると認められるときや、また、その時代その時代により変化も見られると思います。そのような変化により、見直しの必要が生じたときには、適宜これを加除し、

柔軟に更新していくことが町民の人権を守る責務であると考えています。

今後とも、誰一人取り残さない共生のまちづくりを進めてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 町長からただいま答弁をいただきました。

誰一人取り残さない、その思いで、今後も施策をいろいろ進めていかれると、そういう強い思い、答弁いただいたと思うんですけども、それで、町長答弁の中で、既存の条例、総合計画の理念、これを元にして、必要があれば新たな理念も加えたり除いたりしていくと、このようなご答弁もされました。もうこれはもう当然きちんとやっていただきたいと考えております。

そして、また私、ちょっと確認をさせていただきたいんですけど、今回私が伺っているのは、第一のポイントとしては、この青森宣言が冒頭で示した排他主義、排外主義、明確に否定をして、多文化共生社会を地方から実現していこうという強い意思表示、これをどう受け取るかということをお伺いしたいと思って質問しております。

この青森宣言を読んでおりますと、排外主義、排他主義は特定の国籍・属性を排除しようとする考え方であって、これ明和町の基本人権尊重のまちづくり条例。また全ての人権を守るという基本理念、誰一人取り残さないと方針とは矛盾しているものだと考えております。その中で、全ての人の人権が尊重されるまち、これを今後進めていく上でも、そして歩みを後退させない上でも、排他主義、排外主義を黙認しないという姿勢、明確に示していただくことが、町政の責務であり、町民の人権を守る上では不可欠ではないかと考えております。

そこで改めて確認なんですけれども、明和町長は排他主義、排外主義を人権侵害として容認をしないという立場を明確に示す意思がございましたでしょうか。この点だけお答えいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 青森宣言は、排外主義を取らず、国籍や文化の違いにかかわらず、地域に暮らす一人一人を生活者として尊重していくという、地方自治体として大切にすべき基本姿勢を示したものであるというふうに受け止めております。

また、誤った情報や偏見が社会の分断や差別につながる現実を踏まえて、正確な情報に基づく社会参加を重視している点は、現代の人権施策を進める上で、極めて重要な視点であると感じています。これらの理念は、先ほどの答弁と重なる部分もありますけれども、町がこれまで取り組んできました人権尊重のまちづくり条例や、人権施策基本方針、そして、第6次総合計画で掲げる「すべての町民の人権が尊重され、明るく住みよい明和」の方向性とも一致していると思っております。

また、外国人住民の方と日本人が、町民として共に生きる地域社会を目指す姿勢も合致していると思っております。人権センターを活用しながら、お互い学びの取組を進めている、現在の施策にも深く関わる理念であるというふうに私は認識しております。

青森宣言は、誰一人取り残さない共生のまちづくりを進めていく上で、町政を進めていく上でも重要な指針であるなというふうに感じております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

誰一人取り残さない、このことを決して忘れてはいけない。そういう明和町であっていただきたいと思えます。

先だって、三重県議会の一般質問で、日本共産党の吉田あやか県会議員が、この排他主義、排外主義に関する質問を行いました。そのときに、一見知事は、それを目的としたアジテーションも許すべきではない。共生社会、包摂社会をつくるのが日本や三重県の生き残る道、このような答弁をされております。

こちら三重県では、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例、こ

れを制定して、令和5年4月1日全面施行されております。この条例は、排他主義、排外主義の否定、多文化共生の土台となっていると考えております。このことも、この場を借りて述べさせていただきたいと思っております。

今回、私排他主義、排外主義を取らない明確な姿勢を、明和町として示すべきではないかという思いで質問を行ってまいりました。既存の人権施策に、そのことを反映させていただきたいという思いがございます。

そしてまた、排外主義に限らず、あらゆる面で互いを尊重し合いながら生きる社会、それは人口規模の大小問わず、地方自治体が担うべき基本的な使命だと考えております。世界人権宣言や日本国憲法の前文でも、全世界の全ての人々が恐怖と欠乏から免れ、平和に生存する権利を有する。このように示されております。

今の日本において現状見ておきますと、先日の12歳のタイ人少女が人身取引の被害にあった事件のように、弱い立場の外国人が深刻な搾取や差別にさらされております。また、在留資格の問題によって家族が離れ離れにされてしまうケースなど、社会問題も起きております。

一方で、駐日米軍関係者のように、地域協定による特権やそのほかの外国人でも、社会的地位、収入の違いにより扱いに差が出るという事例がございます。このように、強い立場にある外国人が特権的に扱われる場合もあるという制度設計の積み重ねによって生じた、事実上の差別的二重構造の存在、これは人権の原則である、全ての人々は生まれながらに等しいという自然権の考え方とは両立しません。

明和町は人権尊重のまちづくり条例を掲げ、誰一人取り残さない共生のまち、目指してまいりました。人権は力の強い人のためではなく、最も弱い人を守るために存在すると考えております。明和町が弱い立場の人を守る施策や人権教育、啓発の充実、排他主義、排外主義を許さないという明確なメッセージ、これからもどんどん示していただき、その理念を実践し、様々な不均衡を是正していく力を育み、育っていくことを期待しております。

これを私の最後のコメントとして、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

お諮りします。昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって暫時休憩いたします。

お昼は1時からということでお願いします。

（午前 11時 55分）

（午後 1時 00分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、建設課長より、所用のため会議を欠席する旨連絡を受けましたので、報告をいたします。

8 番 新開 晶子 議員

○議長（辻井 成人） 3番通告者は、新開晶子議員であります。

質問項目は、「みどりの食料システム戦略における明和町としての取組について」「ノウフクと防災～個性を生かし合う共創について」の2点であります。

新開晶子議員、登壇願います。

（8 番 新開 晶子議員 登壇）

○8番（新開 晶子） 議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

私たちを取り巻く環境の変化は大きく、地球温暖化や大規模な自然災害、国際紛争、原材料の高騰、新型コロナウイルス感染症による価値観の変化もあり、人権や社会課題、様々な問題を身近に感じる時代になりました。

日本の食料自給率は先進国7か国で最も低く、多くの食料を輸入に頼っています。わが国の食、農業としての自給率は年々下がり続け、38%程度、肥料自給率は0.5%以下、漁業の自給率は50%程度に落ち込んでいます。農業が消滅したら、日本人は餓死するとさえ言われています。

国は、時代に合わせた見直しのため、各企業や有識者の方々と、国消国産につながる取組を進めています。しかし、農林水産省の発表では、農家の減少は直近5年間で2割、20年間では34万2,000人と25%減少しており、過去最大となりました。各自治体においても、耕作放棄地の拡大が懸念され、持続可能な食料の供給、確保が課題となっています。

それでは、みどりの食料システム戦略に関連した取組を明和町はどのように推進しているか、質問いたします。

モニターをお願いします。

J A多気郡の農産物直売所すまいるでチラシを見つけました。日本としては、令和3年5月に、農林水産省が2050年までに目指す姿として、みどりの食料システム戦略が策定されました。他市町では推進交付金などを活用し、地域に合った取組をされています。明和町として、これまで農林水産業に関して、どんなことに取り組んでみえましたか。明和町として、地域の食の在り方、課題と戦略、取組についてお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 新開晶子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（下村 由美子） 新開議員から、みどりの食料システム戦略における明

和町としての取組等についてご質問いただきました。

みどりの食料システム戦略は、令和3年5月に農林水産省が作成した食料生産に関する方針であり、持続可能な食料システム構築に向け、食料の調達から生産・加工・流通・消費までの各段階で環境負荷の低減に取り組み、イノベーションによって生産力の向上と持続性の確保の両立を図ることを目的として策定されたものです。

この戦略では、2050年の姿として、例えば化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業の推進、温室効果ガスの排出削減、資源循環型農業の確立など、食料システム全体で環境負荷の低減を図る方向性が数値目標とともに示されています。

この戦略を進める環境を整えるため、令和4年7月には、いわゆるみどりの食料システム法（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律）が施行されました。

三重県においては、みどりの食料システムを第16条第1項に基づき、県内全29市町と共同で、三重県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を策定し、国の基本方針に基づく環境負荷低減の取組の方向性を示しています。農業者が、この計画に則して環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、知事から認定を受けることで、その事業活動について、金融庁の措置・税制上の支援措置等を受けることができます。

なお、現在公表に同意した農業者において、明和町での認定はございません。

明和町では、この戦略に基づく交付金・補助金メニューを活用した事業を行っていませんが、産業における生産者支援や教育における地産地消・食育・環境・福祉におけるフードロス対策など、戦略の趣旨に沿って様々な取組を進めているところでございます。

なお、明和町の農林水産業においては、担い手の高齢化や後継者不足、水産資源の減少など様々な課題を抱えており、今後、地域の食を守っていくためには、国や県の基本方針等に沿った上で、地域の実情に合った環境負荷低減に取

り組むことが重要であり、引き続き地域の農業者、漁業者等の皆様とともに取組を続けてまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） まずは国の戦略に関してお伺いしました。県内の全29市町と共同で、促進に関する基本的な計画を策定している。戦略の趣旨に沿って、様々な取組を進めているとお答えいただきました。

それでは、関連して質問いたします。

既に国としては、食料、農業、農村基本法が改正され、この度、三重県では農業生産の振興について特に注力する取組として3つの取組を掲げ、条例を改定し進めていくとお聞きしました。

1つ目、農産物の自給力強化、地産地消の強化、農産物の販路拡大、安定的な所得の確保やスマート農業など生産性の向上。

2つ目は、人口減少における農業労働力の確保、ノウハウ連携、外国人等の多様な人材確保や多様な農業者の参画、小規模な兼業農家との連携、地域営農体制を構築する取組。

3つ目に、環境と調和した農業の実現として、有機農業といった自然循環機能が維持される環境への負荷を低減する取組。国産肥料においては、畜産と連携する耕畜連携等の活用の拡大を推進するとあります。

持続可能な食、環境に優しい農林水産を実現するために、日々の生活の中で私たちにできること、協力できることも示されています。明和町としては、今後どのように進め、取り組んでいくのか、それぞれ質問させていただきます。

明和町の特産物と地産地消に向けた取組について。

持続可能な食のためには、地域で取れた農産物、水産物を食べる、消費する取組が重要です。明和町の特産品とは何か。地産地消に向けたこれまでの取組について、農業、漁業、畜産業の実情を踏まえ、生産の増大、拡大などの方針についてお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間 誠） 特産品と、それから地産地消に向けた取組、生産拡大についてのご質問いただきました。

まず、特産品という認識なんですけれども、明和町ならではの部分であったり、明和町ブランドというものというのが一般的でございますが、今回の質問においては、明和町の代表的な産物という観点でお答えさせていただきます。

明和町におきましては、農業では主要作物でもある米、漁業・水産業にあつては、黒海苔やハマグリ等の貝類、畜産業では松阪牛の故郷ということで、こういったものを主な特産品として振興を図っているところでございます。

しかしながら、それぞれの生産状況については、高齢化、後継者不足、また天候に左右されやすい不安定な経営など、多くの課題を抱えているものと認識をしております。

このような厳しい状況の中、それぞれの産業が、まずは持続可能な事業経営を行っていくため、まずは安定した生産につながる取組が必要であると考えており、これまで新規就農、6次産業化、経営体育成支援、農業・漁業基盤の整備・維持、それから海底耕耘などの取組、畜産における課題解決策などの検討を行っているところでございます。

地産地消につきましては、小・中学校やこども園の給食における地元産品の使用等を基本に取り組みされているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 多くの課題を認識し、課題解決の検討を行っているかと答弁いただきました。

海底耕耘については、議会としても兵庫県明石市へ視察に伺い、学び、提案させていただきました。新しい取組を支援いただき感謝しております。

日本では、熊の問題が大きくなっていますが、明和町としての身近な問題は

稲作ではジャンボタニシ、農作物はイノシシやアライグマ、タヌキなどの鳥獣被害が一番の悩みだと聞いております。作物が鳥獣被害に遭い、駆除などの余分な仕事も増え、収穫量は減り、収入も減っているようです。動物と人間のすみ分け、森林や里山の整備が必要と考えますが、過度な開発や自然破壊を食い止め、環境整備や課題解決が重要だと考えております。離農者を増やさないためにも、しっかりとした補償制度の充実や課題解決に向けた取組を継続してお願いいたします。

他市町からは、明和町で食べ物の特産品は何ですかと尋ねられたときに、私個人としては、お米、海苔、バカガイ、トウモロコシ、キュウリ、イチゴ、ホームランメロンが頭に浮かびます。御菌大根の名前もよく耳にします。畜産においては、町内で、身近に昔から牛舎を見かけます。昭和24年から74回を迎える歴史と伝統のある共進会で、今年も連続してなかお畜産さんが女王の座を獲得し、高い品質の松阪牛を明和町でも育てておられます。

明和町には農業、漁業、畜産業と、それぞれに素晴らしい食材があり、またしっかりとした事業継承をしてみえるところと聞いております。若い方が多いと感じておりますが、高齢化や後継者不足が懸念される分野があれば、ノウフク連携、小規模な兼業農家との連携、多様な農業者の参画を構築する新たな取組をお願いいたします。

他市町では、JAさんのお力をお借りして、給食で地産地消を進めよう、地域を豊かにする給食の取組を自治体が推進し、様々取組をされています。給食の地産地消に対して、全国の小学校では平均56%、県内の調達であれば70から90%というまちもあります。明和町の給食に関して、地産地消率をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西尾 仁志） ただいま学校給食における地産地消率についてご質問をいただきました。

本町の学校給食では、米飯を週4回提供しておりまして、使用する米は全て

明和町産を継続的に活用しております。野菜につきましては、安定供給や規格・価格面を踏まえ、三重県内産を中心に、ご質問の地産地消率と同様の金額ベースで換算しますと、約20から30%程度、肉類は県内産をおおむね50%程度使用している状況です。

なお、町内産食材を毎日約1,800食分の継続の納入は、生産量や規格、流通の観点から現時点でかなり難しく、町内産の活用は週4回の米のほか、年に数回の青果類や郷土料理として提供するひじき等にとどまっております。

これらを踏まえた年間の地産地消率、県内産ベースとしましては、米は100%明和町産、野菜が20から30%程度、肉類が50%程度と見込んでおるようなところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 令和の米騒動もあり、不安な日々を過ごした方はたくさんみえます。給食のお米は明和町産100%だとお聞きして安心しました。しかし、野菜や肉類など地産地消率が低いのが残念です。それでは、現状を踏まえ、幾つか質問させていただきます。

食育と学校給食、有機農産物の推進についてお聞かせください。

子どもたちの食育についてどのような取組をされているかお聞かせください。毎月19日は食育の日となっており、毎年6月は食育月間となっています。学校給食や授業において、郷土料理に触れる機会がありますか。食文化に関しての継承や地域食材の拡大、学校給食における地場産品の給食への利用、郷土料理に関する取組など、現状と方向性をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西尾 仁志） まず、学校給食や授業において郷土料理に触れる機会につきましては、学習面では小学校4年生が三重県の食文化を学ぶ学習を行い、全学年の給食では、全国各地の郷土料理を紹介・提供することで、食文化への理解を深めております。

一方、郷土料理にかかわらず、食育につきましては、小学校は授業の中で、各学年で年から2回から3回、総合や生活の学習のときなどに、成長に関わる栄養やバランス食等の食育に関して取り組んでおります。中学校につきましては、家庭科などで食育に取り組んでおります。

また、食材、食文化に関する継承や、地域食材の拡大の考えや、学校給食における地場産品に関する取組の状況と方向性につきましては、本町では1月の最終週を給食週間といたしまして、郷土料理の提供を積極的に実施しております。昨年度につきましては、三重県内の郷土料理週間として、明和町産ひじきを使ったサラダ、松阪市の野菜を使った煮物、四日市市のトンテキ、菰野町の僧兵汁などを提供いたしました。

今後も地域の食材や三重の郷土料理を計画的に対応するなど、児童・生徒が地域の食文化に触れる機会の拡充に努めてまいります。

さらに体験学習につきましては、小学校や学年によっては異なりますけれども、例といたしまして、町内産や県内産を中心に、トウモロコシの皮むき、大豆を使った豆腐づくり、焼き芋大会など様々にわたり、特に米づくり体験は、米一粒ができるまでの手間を体験することで、ほかの科目などと連携して学びと体験を結びつける、食べ物を粗末にしないなど、いずれの体験も食への感謝と大切さを実感できるものと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 体験学習でお米の稲作をしてみるとお聞きしました。私も見学に行かせていただき、学ばせていただいております。子どもたちは生き生きと作業をして楽しそうです。様々な体験学習は、地域の有志の方々の協力があり、子どもたちのためにも素晴らしい活動をされています。今後継続と、明和町北小学校でも引き続き取組をしていただきたいと切に願っております。よろしく願いいたします。

郷土料理に関してですが、提供を積極的に実施しているとお答えいただきま

したが、地元だと、明和町産のひじきサラダということでしたが、漁港が近くにあり、たくさんの海産物も上がっています。明和町の郷土料理となるものがほかにはないのでしょうか。大淀の祇園祭りに伺うと、ほとんどの家でシイタケのお寿司、ほごし寿司、煮穴子のお寿司を見かけます。役場では町の特産品として、1階にひじきうどんや穴子寿司の展示があります。特産品を活用するのも食育の一つではないかと考えております。

先ほどの答弁の中に、地産地消率は低く、様々な課題があり、地元の食材を給食に毎日提供するのは難しいとお答えいただきました。献立を先に立てる、食材を調達するのではなく、それぞれの地域と連携して、地場で取れる食材によって献立を立てるという取組をされている市町があります。地産地消率を少しでも上げるためにも、産業振興課と一緒に連携をしたり、地元のを地元で消費するといった取組、しっかりと明和町として、地元の産業を守り、地産地消の拡大に向けた前向きな支援、持続可能な食料システムの構築をお願いいたします。

それでは、次にモニターをお願いします。

11月1日に発行した議会だよりの表紙はご覧いただけただけでしょうか。斎宮跡、いつき茶屋の西側にある水田では、古代米をつくり、明和町内いつき茶屋にて、地元の新鮮な野菜と一緒に古代米が販売されています。

先日追儺のまつりに伺い、いつき茶屋と平安時代の食事を偲ぶ斎王の宝箱という斎王弁当をいただきました。斎宮歴史博物館の指導の下、斎王の食事を復元されたようです。古代米を使い、地元で取れた野菜や魚などの食材を使って、平安時代の御所車の形をした三段重のお弁当はすてきでした。観光の一つとして、古墳があるまちでは、古代米のカレーを前方後円墳の形にしたものを提供しているようです。

地球は氷期から温暖な時代へと移行し、縄文の改新によって陸ができ、水田稲作は縄文時代終わり頃から始まり、弥生時代に本格的に開始されました。他市町では縄文米、古代米として給食に取り入れている市町があります。古代米

は、タンパク質、ビタミン、ミネラル、食物繊維、ポリフェノールが豊富で、栄養価も高く、抗酸化作用があり、健康食として注目されています。明和町では、学校給食に麦が使用されていますが、古代米をぜひ給食に取り入れてほしいです。要望としてお願いします。

モニターをお願いします。

先ほど、明和町の主要作物はお米で、給食は100%明和町産だとお聞きしました。11月30日に、下御糸小学校の閉校記念式典みいとフェスタにお伺いしました。学習発表会の中で、真鶴と倭姫、稲穂の伝承であるカケチカラを劇として紹介してくれました。日本遺産の構成文化財であるカケチカラ発祥の地と佐々夫江行宮跡が山大淀の笹笛橋近くにあります。山大淀の竹佐々夫江神社には、稲穂に関する歴史、伝承が石碑に刻まれています。また、根倉にはカケチカラ発祥の歴史が受け継がれています。

斎宮歴史博物館では、古代の食文化を知ることができます。平安時代の書物には様々な食材の名前が記され、献立や配膳、調理方法など、食べてはいけないもの、体に良いものなど、健康と食に対する考え方、医食同源の教えが古代からあることを教えてくれています。

このような歴史の伝承は、明和町にとって郷土愛を育み、食育にもつながると感じています。めいわ楽習のすばらしい取組に感謝いたします。

ただ、もう少し明和町にしかない食文化を給食にも取り入れていただき、引き続きしっかりと子どもたちに歴史や食文化に対して継承していただきたいと思えます。

モニターをお願いします。

先ほど、特産品、地産地消、給食についてお伺いしました。多気町では、令和元年から土づくりの研究等を三重県と協力し合い、令和2年から有機農業の推進に取り組み、令和5年には、推進協議会を立ち上げ、人材育成や販売促進、地産地消の推進を行い、学校給食への取組を強化しています。有機米を100%給食に取り入れている千葉県いすみ市へも行政視察に伺い、地元の農家さんと

取組をはじめ、特別栽培米として、地元の小・中学校、認定こども園へ有機米の提供を始めています。

多気町では、有機栽培者との連携、オーガニック給食の勉強会、町独自に有機農業の振興に対しての補助事業がされており、有機農業に関してしっかりと推進しています。

給食をテーマとした全国に広がるママエンジェルスさんは、地域を豊かにする給食、生かし合う経済として、ドキュメンタリー映画の上映や勉強会を通じて、給食の重要性を発信しています。これから目指したい給食として、給食をきっかけにしたまちづくりを提案し、地域と地域がつながり、支え合って課題解決に動くため、全国各地で活動されています。

私も、江議員とともに多気町での勉強会に参加しました。今回小・中学校で、給食に関するアンケートを行った結果について、子どもがおいしい、楽しみにしている、メニューも豊富、栄養バランスがよいと高評価でした。しかし、親の意見として、私が共感した点は、食材はできる限り農薬、抗生物質、添加物を避けてほしい。安心・安全なお米を使ってほしい。地元食材、旬の食材の活用、地産地消の強化をしてほしいという意見でした。

それでは、明和町は、給食に有機農産物がどの程度活用されているかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西尾 仁志） 有機農産物についてでございますけれども、現状では、学校給食での有機農産物の計画的な活用は、残念ながらございません。一般流通品に比較しまして約1.5倍もの価格となることが多く、急激な物価高の今日では、現行の給食費や全体の食材費の賄いでは、継続的な導入が難しいためでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 現状ありがとうございます。

給食は明治時代、貧困による子どもの栄養を改善するために、福祉的な視点で推奨され始まっています。今は栄養士さんがいて、体に良い食事、健康を保つための食事を考えて出される温かい給食は、子どもの心身の健全な発達、育ちを支える上で極めて大切であります。コスト面から見ても課題が多くあることは分かりますが、給食の充実をしっかりと進めていただきたいと思います。

韓国では、国の予算でオーガニック給食を実践しています。日本も有機農産物を使用し、給食費の無償化を進めてほしいものです。自治体や保護者負担の軽減、給食費無償化の実現のためにも、明和町として国へしっかりと要望を伝え続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

モニターをお願いします。

有機に関して、給食への導入は難しいとお答えいただきましたが、農林水産省では、みどりの食料システム戦略の一環であるオーガニックビレッジの創出として、有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村を支援しています。そして、オーガニックビレッジは、有機農業を生産から消費まで一貫して農業者、事業者、地域住民と連携し、地域ぐるみで取組を進めている市町のことを言いますが、三重県では、尾鷲市、名張市、伊賀市が取り組んでいます。このような先進的なモデル地区となる取組を推進するお考えはないですか。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間 誠） オーガニックビレッジに関しましては、議員おっしゃいますように、農業者だけでなく、多様な人々が関わる取組であり、有機農業に対する理解、機運を、まず地域全体で共有することが重要となると考えております。そういった中、確かに三重県内でも取組をされている自治体さんの情報というのは把握しておりますが、明和町として、すぐさまモデル地区として取り組むということについて、現在具体的には考えていないところでございます。

今後、有機農業に取り組みたいと考える農業者さん、それから有機農産物を使用したいと考える事業者さん、消費者さんの意向をやっぱりしっかり把握し

た中で、生産から消費までの一貫性を持ったシステム構築の方向性を考えることが、まず重要であると考えますので、今後、様々な場面で、有機農業に対する地域の思いを確認するところから始めたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 毎月8日は有機農業を考える日、12月8日は有機農業の日となっております。有機農業の推進に関する法律が施行されております。自治体の主導で、有機農業の拡大に取り組む市町では、全国的なイベントや啓発活動が行われております。自治体へ行ったアンケートでは、JAさんと連携して給食に有機食材を導入している自治体は34%でした。全国各地で、給食に有機米だけでも取り入れている自治体が増えております。小・中学校の給食アンケートの結果にもありましたが、有機米を取り入れる取組に、推進に、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

次に、食品ロス削減の支援について質問させていただきます。

日本は、フードロスとして523万トン廃棄されているようです。規格外の野菜、生物など食材の廃棄、食べ残し、食品の賞味期限切れの廃棄と様々ありますが、企業は研究者とともに、フードロスに関して適切な生産体制の構築、ネットワークを使って売り切る、食品ロス削減メニューを考える、食材の絞り込みを行うなど、今後無駄のないレシピ、食材を見直していこうとしています。

他市町では、規格外の廃棄になるかもしれない食材を使い、給食に取り入れ、地場産率を上げる努力をしていたり、明野高校さんは、明和町の商店と協力し、規格外のひじきを使い、ひじき入りの小麦粉を開発しています。JAみえ女性連絡会の方々は、調理実習の中で、規格外の野菜を使い、食品ロス低減の取組をされています。また、全国各地に広がる子ども食堂さんでは、様々な取組をされています。食事の提供と安心できる居場所づくり、学習支援、地域住民の交流促進、自治体の事業であるべき子育て支援やボランティアで行っていただきながら、食品ロス低減と福祉を兼ね備えた取組をされています。

そんな中、明和町では、食品ロス削減の支援をどのように進めているか、他市町では譲りたい未利用の食品寄附等、食品を預かり保管する場所を役場内に設置し、フードバンク、フードドライブの役割をしている自治体があります。自治体として地域で活躍する団体との連携、支援策などお聞かせください。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 食品ロス削減は、主に消費者庁、農林水産省、環境省等が所管し、自治体は民間・任意団体の取組を支援する形で進めており、国は10月を食品ロス削減月間、10月30日を食品ロス削減の日と定め、周知を図っております。

まず、フードバンクにつきましては、まだ安全に食べられるにもかかわらず、様々な理由で市場に出回らなくなった食品を、企業などから福祉施設等へ無償提供する民間主導の活動で、近隣では津市、松阪市、伊勢市で展開されておりますが、当町としても正式な企業連携は、現時点では行っておりません。

一方、町内での食品寄附等の申出・相談につきましては、関係団体へつなぐ形で有効活用を図っています。具体的には、明和町社会福祉協議会と就労系事業所「ありんこ」、c a f e 茶々による「OBENTO PROJECT（お弁当プロジェクト）」、また、N P O 法人みんなの食堂こむすび舎社明和町のフードドライブなど、既存の地域活動と連携して、食品の削減と生活支援の両立に取り組んでおります。

こうした連携の一方で、食品寄附は不定期かつ大量となる場合があり、保管スペースや温度・衛生管理運営、運営人員等の課題から、町が恒常的な受入れ・保管・分配拠点を担う体制の構築は課題整理が必要で、現時点では実施を見送っております。

今後の方向性といたしましては、食品等の安定的な提供・活用に向け、需要と供給の平準化、物流・保管の効率化を重視し、市町の枠を超えた広域連携を進めることが有効と考えております。

具体的には、社協との窓口連携強化による組織、受入口の一本化、子ども食

堂・社協・就労系事業所等との役割分担と衛生・期限管理ルールの共有、民間近隣のフードバンクとの情報連携などに取り組んでいきたいと考えております。その中で、農業分野におけます野菜の取扱いも含め、適宜社協等とニーズの確認を行っていききたいと考えております。

あわせて、子ども食堂の普及・居場所づくりは、社協・学校・地域団体と連携して活動地域の拡大を図っており、今後も、引き続き町内全域への広がりを目指して支援を継続していききたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 現状と様々な課題、関係性や視野について、前向きなお答えをいただきましたが、関係団体が必要とする十分な連携ができていないのではないのでしょうか。子ども食堂さんには、子ども、若者、親御さん、高齢者の方々も参加され、多様な人が集まる場となっています。また、多様な人材もみえるようです。保管するフードバンク、配るフードパントリーなどの活動をされており、既にノウハウを持ってみえます。この夏には、松阪弁のラジオ体操のCDを使ってラジオ体操をされました。その中で、フードパントリーの取組をされていました。賞味期限の明確な食品だけでも、フードドライブの拠点として、役場にもボックスを設置していただき、地域での協力体制を強化していただきたいと思っております。重ねて、啓発活動もお願いいたします。

それでは、ノウハウ連携による個性を生かし合う共創について、そして防災につながる取組について質問させていただきます。

農地一筆ごとに誰が耕作するのかを示す目標地図の作成をされ、町の農業や農地の在り方を示す地域計画を策定されたと思いますが、明和町における耕作放棄地の現状と、農地バンク活用等による今後の展望など、感じていることをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間 誠） 現在明和町の農地につきまして、約1,665ヘク

タールございますが、約74ヘクタールが耕作放棄地になっていると把握しております。このうち約51ヘクタールは1号遊休地。いわゆる今後の耕作の見込みがない農地で、人力や機械での復元利用ができる農地が51ヘクタール、約23ヘクタールは再生利用が困難な農地という状況になってございます。

町においても、農地バンク制度の活用、中間管理機構を通じた貸借等により、耕作放棄地の解消を図っているところでございますが、近年では、農地の相続放棄であったり、農地そのものを負の財産と捉える方も見られるほか、認定農業者の事業撤退などの課題もあり、今後も耕作放棄地の増加が見込まれるという状況を把握していることから、抜本的な改善策が見つからない状況には苦慮しているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 農地バンクの活用など、各連携する皆様としっかりと協議を重ね、農業を支えていただきたいと思います。

次に、ノウフク連携の推進について、明和町の障害者支援の取組について質問いたします。

18歳の壁と呼ばれる、障害のある子どもたちが特別支援学校など卒業後、放課後等デイサービスなどが利用できなくなり、居場所に困ってしまうとの心配があるようです。明和町には障害のある子どもたちが利用できる施設はどのようなものがあり、事業者としてどのような形態で、どのような支援が受けられるかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 障害のある未就学児の方が利用できるスペースとして、児童発達支援事業所が町内に5か所ございます。そこでは、主に子どもの発達に合わせた個別や集団にて、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの基本的な発達を促す支援を行っております。

また、小学生から18歳までの障害のある子どもたちが利用できる施設として、

放課後等デイサービス事業所が町内に4か所ございます。

授業の終了後、または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流促進を締結する場を提供しており、学習や社会性の向上を中心に支援を行っております。

どちらの事業につきましても、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて、本人への発達支援を行うほか、家族への支援を行っております。

議員がおっしゃいましたとおり、18歳から成人向けのサービスに移行することとなりますことから、支援と生活環境が急激に変化し、ご本人の居場所や保護者の就労にも影響が出るケースもあり、重要な課題の一つであると認識しております。

特別支援学校を卒業の18歳から利用できるサービスとして、常時介護が必要な方の日中支援を行う生活介護、就労に必要な知識及び技術の習得、もしくは就労先の紹介を行う就労移行支援事業。それから、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援A型及びB型の事業所、生産活動の提供や社会との交流の促進など、熱中における活動の場を確保し、日常支援を行う家族の休息や本人の過ごす居場所として、日中一時支援事業を行っております。これらなどの就労支援や安心できる居場所としての事業所が都内にごございます。

18歳の壁を乗り越えるため、学校、相談支援事業所、行政機関、そしてサービス事業者と連携し、切れ目のないサービスの提供に向け、調整をしてみたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 年代に応じて、受皿がしっかりあることが分かりました。放課後等デイサービスに関しては、他市町へ通っている子どもさんもみえると聞いております。医療のケアが必要であったり、障害の状態、発達の個性の違

いがあるので、通い先が様々だということは理解できますが、利用時間の制限をカバーする仕組みづくりや、グループホームなどの事業支援もしっかりと進めることが重要だと考えております。

町内で幅広く対応できるよう、今後とも事業者の方々との連携、支援の強化をお願いします。

障害者雇用について、就労支援の取組についてお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 就労支援の取組の一例といたしまして、明和町では、松阪市、多気町、大台町及びハローワーク松阪と共同して、おしごとフェスタというものを開催しています、これは松阪・多気地域自立支援連絡協議会就労部会が行うものなんですけれども、その事務局を明和町が今担っているところ です。

これは、特別支援学校や支援機関及び自治体などで構成する自立支援協議会の場で議論を重ね、松阪・多気地域にお住まいの障害者の方々が自分らしく働けるよう、企業と支援機関とで連携して、当事者の方と家族が、気軽に働き場所や働くことについての情報を得る機会を創出し、一人でも多くの方が働くことに興味・関心持って、初めの一步を踏み出すきっかけの場となることを目的に、令和4年度から毎年開催しております。

障害があっても働きたいが、企業でどんな仕事があるんだろう、就労継続支援A型B型事業所というのはなんだろう、ひきこもりの家族がいるが、何か相談のきっかけにはできないかなど、仕事に関することなら何でも相談できます。

企業と福祉サービス事業者との連携強化にもつながりますし、企業への見学を行い、その中で最終的に企業への雇用につながった事例も、昨年度1件ございました。

今年度の第4回おしごとフェスタは、令和8年2月19日木曜日1時半から4時まで、松阪商工会議所を会場に、松阪多気地域の企業が約15社、福祉サービス事業者が約15事業者出展していただき開催いたします。ぜひ会場の様子をご

覧いただけると幸いです。

また、町直営で、総合相談窓口である障がい者生活支援センターを開設しております。日々の相談支援事業所や就労継続支援A型B型事業所、そしてハローワーク松阪など、様々な機関と連携し、障害のある方の適性に合った一般企業の就労先の調整を行っております。昨年がその就労継続支援事業所から3人の方が一般就労へとつながりました。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 明和町で行われたおしごとフェスタには伺ったことがあります。活気もあり、各企業・事業所の分野、特色などが知る機会となり大変勉強になりました。総合相談窓口の活用や障害者雇用の取組、就労支援の状況、先ほどの答弁でしっかりと伝わりました。ありがとうございました。

それでは、明和町役場における障害者雇用の状況をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 町役場の体制というか取組について、お答えさせていただきます。

町においては、障害者法定雇用率が令和6年4月現在では2.8%となっております、現在換算人数といたしますと9人の雇用が必要ですが、ちょっとギリギリの状況でございます。

なお、令和8年7月には3%に上がる見込みでございます、引き続き雇用の確保に努めていく必要があると考えております。

いろいろありましたけれども、松阪ハローワーク主催の障害者雇用説明会には、毎年人事担当がブースを出して取り組んでいるほか、近隣の学校の職業体験等も積極的に受入れして、取組を進めているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 障害者雇用率がクリアできてよかったです。ただ、率の

アップが毎年行われるかもしれませんが、その都度対応していただくようよろしくお願いいたします。

障害のある子どもたちの支援、若者への支援、障害者雇用の支援と、総合的に個々に寄り添った支援を今後ともよろしくお願いいたします。

モニターをお願いします。

ノウフク連携の推進について提案したいと思います。農業について担い手の育成確保には、様々な角度から利活用の検討をすべきではないかと考えます。明和町を拠点に、これまでに農福連携について、何か取組をされた事例はありますか。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 農福連携は、主に農業と障害福祉が連携することにより、共生社会の推進を図る目的で、その人の特性を生かした社会参画と役割、居場所づくりを後押ししてきましたが、近年では高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある方などの就労、社会参画の支援、犯罪・非行した方の立ち直りの支援等を行い、生きづらさを抱える多様な人々の就労や社会参画の機会を確保する取組と広がりを見せており、カタカナでノウフクという表現も使われるようになっていきます。

町内でも、ノウフクの取組が行われており、最近ではひきこもり状態であった方が農作業に参加していく中で、実際に町内の農業法人などへ就労につながったケースが3件ございます。

また、水路に付着したジャンボタニシの卵を除去し、水稻の被害を未然に防ぐという取組の中で、障害者施設の利用者が従事することを行っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 農業や水産の分野でも、直接雇用されていると、就労支援の実績があると私も聞いております。

農福連携には、農家など農業経営されているところが直接雇用するケース、

障害者就労施設が農業に参入するケース、企業が特例子会社として障害のある方を直接雇用し、農業に参入するケース、様々なケースがあります。

モニターにあるノウフク・アワードとは、農林水産省が行う、農福連携を実践してきた人々や団体の取組を表彰する、その価値を広げ、地域社会に根づかせることを目的としています。このように、農福連携の取組は全国で広がりを見せています。

先日、伊勢市制施行20周年記念事業、みんなの共生社会シンポジウムに参加いたしました。明和のこむすび舎さんや茶々さんが出店をしてみえました。大仏山にある山の中の広場、インクルーシブな公園で、みんなの公園づくり隊 i s e さんがイベントを行い、行政、教育、地域、企業の連携による持続可能なまちづくりに向けた学びの取組について、子どもの発表、大人の発表として、発表がありました。

近隣市町では、志摩市が、水福連携の支援を強化しています。そして、伊勢市は、農福連携について、しっかりと取り組んでみえ、感銘を受けました。他市町の事例を参考にさせていただき、関係部署と連携を取り、推進していただきたいと思います。

それでは、次に、モニターをお願いします。

農福連携の一つでもあるユニバーサル農園の促進についてお伺いします。年齢や障害の有無に関わらず、誰もが農業を通じて交流し、参加できる農園です。誰もが農業体験できる場の提供を促進する取組について、お考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間 誠） ユニバーサル農園のご提案をいただきました。

ユニバーサル農園につきましては、多世代・多属性、いわゆる、障害者、生活困窮者、ひきこもりなどの人々が、交流・参加できる場を、農業を通じて作り出すことを目的とした農園であると理解しておりますが、なかなか町で、直営で実施するには、財政面であったり、管理面、また、農業技術の面などか

ら、すぐには困難なのかなというふうな考え方でございます。

昨今、民間事業者におきましては、農園経営、6次産業と合わせた農福連携事業が行われているという事例も幾つかは把握しております。そういった企業さんが提案等をいただく中で、町としてどういったことが支援できるのかというふうな検討はしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 名張市、伊勢市で農福連携をされている事業者へ私は視察に伺いました。様々な障害の特性に合った作業を通じて、自信や生きがい、社会参画を促す取組をされています。太陽の下で体を動かし、しっかりと呼吸する、人と協力することや命の大切さなどを、生きていく上での大事な学びを得ることができ、また、土を触ることでアグリセラピー、アグリフィーリングといった、医福農の連携と言われる、心身共に様々なプラスな効果を実感していると教わりました。

また、名張市の農福連携では、あぐりの杜プロジェクトという、農福連携、観光、防災といった防災スペシャリストである明治国際医療大学の教授と、農福連携による1万坪の耕作放棄地の再生、新たな価値を生み出すインクルーシブ防災として、避難時に備えた防災キャンプ場を設置する取組があると伺いました。そして、ユニバーサル農園も取り組んでみえました。

他市町や明和町でも農園を区画に区切り、住民の方々にお貸しする取組があります。ユニバーサル農園としての今後の展望は、自治体が開設する、運用するなどの期待もされています。多様な地域の方々が農業の体験を通じて交流が持てる場づくり、コミュニティーの一つとして普及、拡大に取り組んでいただけるよう期待します。

モニターをお願いします。

都市農業の様々な働きという資料ですが、どの自治体にも当てはまるものではないでしょうか。能登の地震の映像で、農業用のハウスで被災した方々が生

活をしていました。ハウスは災害時の避難場所として、防災協力の拠点としても機能するのではないのでしょうか。北岡議員が前から提案されておりますが、農地にある井戸水も災害時に使えるようにしておくなど、災害が起きたときの自助・共助にもなり得ると考えますが、農業者の方々との連携、どのように考えるかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） ご指摘のとおり、能登半島地震におきましては輪島市の農業用ハウスにおいて、所有者の方とそこご家族、近隣住民の方々が数か月にわたり避難生活を送っていた事例が報道されました。

しかし、農業用ハウスは、本来、生活の拠点とすることを想定した施設ではなく、暑さ対策が困難であることや、一般的には農地より宅地が標高が低く、浸水リスクが高いことなどから、避難場所としては適切であるとは言えません。能登半島地震におきましても、やむを得ず農業用ハウスに避難せざるを得なかった実態があったものと考えております。

まずは、農業用ハウスに避難せざるを得ないような事態を招かないよう必要な対策を進めることが前提ではありますけれども、ご提案いただきましたとおり、各地域において避難等に活用し得る資源を把握しておくことは重要であると認識しておりますので、今後、他市町の事例を調査研究していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） それぞれの地域で防災懇談会などを通じて学びの場を提供していただき、防災力の強化を感じています。火災や倒壊があると住む家がなくなります。避難場所というのは、どこでも、誰とでも協力し合って、二次災害を防ぐべきであると思います。障害をお持ちの方の中には、狭いところが苦手、大きな声が苦手という、突発的なことが起きるとパニックになってしまう方もみえます。

内閣府の調査では、屋外での避難場所の88パーセントで、テントなどの日よけになるものがないという結果が出ております。車内に避難する方もいると思いますが、町内にはたくさんの農業用ハウスがあります。雨風をしのげたり、炊き出しができたりと、あくまでも緊急避難の一時的な場所として広い農地を防災協力農地として活用できるよう、また、アウトドア用のテントが張れるなど、広い土地をお持ちの企業の方々とスムーズな連携が図れるよう、結果、防災の取組となるような様々な支援体制の構築の検討をお願いします。

三重県出身である東京大学の大学院の鈴木宣弘教授は、日本の食料は大丈夫かという、みえ女性議員フォーラムの講演の中で、協同組合、住民組織など、共同体的な力は自治体の政治、行政であり、企業と連携して地域と奮起し、生産から消費まで運命共同体としての地域循環が大切であると講演の中でおっしゃって見えました。核となるのは学校給食であり、地域公共調達、農家と住民が一体となって、耕作放棄地をみんなで分担し、耕すことが重要だとおっしゃっていました。

人が生きていく上で一番必要で大事な食について、食料の安定的な確保と供給、自給率の強化、地産地消を進め、生産から販売までをしっかりと支援していくことが必要と考えます。農福連携は、耕作放棄地の活用や企業誘致へとつながり、また、自給率も上がり、一次産業から六次産業までを一貫して行うことで、町の特産品を新たに生み出す多くのことが期待できるのではないのでしょうか。そして、多くの方が活躍できる雇用の場の創出、農業と福祉が抱える問題解決が期待されます。

また、農業と漁業はつながっています。森林の落ち葉や土壌のミネラルなど、高い栄養分が雨水を通じて川を流れ、海へ運ばれます。豊かな海が生まれ、漁業にとってもよい環境を保つ仕組みづくりは、私たちの安心・安全な衣食住の提供と関連しています。

過度な開発を抑え、森林を守り整備することは防災・減災にもつながるとされています。私たちにとって生きていく上で人と人が助け合い、支え合い、課

題解決に向けて協力する建設的な取組と同じであると思います。

○議長（辻井 成人） 新開議員、発言の時間が過ぎましたので、もうこれで終わりということによろしいでしょうか。

○8番（新開 晶子） あと3行だったんですけれども、駄目ですね。すみません。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） ご苦労さまでした。

○8番（新開 晶子） これにて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で新開議員の一般質問を終わります。

10番 山本 章 議員

○議長（辻井 成人） 4番通告者は、山本章議員であります。

質問項目は、「明和町に対する関心度向上について」の1点であります。

山本章議員、登壇願います。

（10番 山本 章議員 登壇）

○10番（山本 章） お疲れさまです。

議長のお許しいただきましたので、一般質問させていただきます山本章です。

先日、青森県東方沖で最大震度6強、マグニチュード7.5の大きな地震があり、多くの方が避難されました。避難された皆様に心からお見舞い申し上げます。それとともに、改めていつここでも同じことが起きてもおかしくないということを、そういう現実を私たちが共有しなければならないと、そう感じています。

それと、私ごとではありますが、本日、今日、ネクタイを娘に誕生日の日にもらいました。仕事を頑張ってくださいという娘からの誕生日のプレゼントのネクタイです。その子どもたちの顔を思い浮かべて、この町がどこまで子どもと家庭を支え切れるのかという視点から質問させていただきます。

それでは、子ども医療費助成制度の見直しについて伺います。

現状と県内の比較について。

現状と県内の比較、現在、三重県内の子ども医療費助成は大きく前に進んでいます。県内29市町のうち多くの自治体が18歳年度末まで所得制限なしの完全無償化を実施しています。医療費を理由に受診をためらわせない、子どもと家庭を守るための投資として、この流れは既に県内のスタンダードになってきています。

本町は、現在、中学卒業まで、15歳まで所得制限ありという制度を採用しています。しかし、令和7年4月1日現在の県の資料を見ますと、三重県内29市町のうち、入院、通院とともに18歳年度末まで無償化している自治体は22市町、県内の約75パーセントが既に18歳まで無償化、所得制限を設けているのは名張市、尾鷲市、明和町の3市町のみ。町単位では所得制限が残っているのは明和町だけです。現物給付、窓口無料も18歳まで実施しているのは19市町。つまり、県内の全体の流れは明確に18歳まで無償、それと所得制限なしへ向かっています。ちなみに、津市も2026年、来年の4月からは対象年齢を拡大予定であり、本町は、今後さらに県内で最も遅れた立ち位置となるのは明らかです。

そして、全国的にも、いわゆる多摩川格差と呼ばれる自治体ごとの差が生活を直撃する時代です。保育料がゼロ円の自治体と年間12万円の自治体、医療費が無償の地域と3割負担の地域というように、自治体間で制度差が暮らしに直結する状況が進んでいます。

こうした中で、本町の制度が県内でどの位置にあり、県内の全体の流れをどう捉えているのか伺います。

○議長（辻井 成人） 山本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 山本議員から福祉医療費助成制度の現状と県内全体との比較についてのご質問いただいております。

明和町の子ども医療費助成制度では、おっしゃるとおり対象年齢を15歳、中学校卒業までとし、所得制限基準を段階的に設け、それを超える世帯を助成対

象外とさせていただいております。例えば配偶者と子どもの2人を扶養する世帯であれば698万円が所得制限となり、給与収入額に換算しますとおおむね900万円程度が目安となります。

この制度は、限られた財源の中で、特に医療費負担が大きい義務教育期間の子どもたちに対し、子育て世帯の経済的負担を軽減することで子どもたちの健やかな成長を支え、福祉の増進に大きな役割を果たしてきたものと認識しております。

県内の動向を見ますと、先ほど議員からもおっしゃられたように、子育て支援の拡充の観点から対象年齢の拡大や所得制限の撤廃が進んでおり、現在、県内29市町のうち22市町が18歳までを対象とし、26市町が所得制限を設けておりません。

しかしながら、各自治体には、財政規模、既存の施策の有無、地域特性及び子育て支援全体の水準がそれぞれ異なっており、一概に比較することはできないものと考えています。

本町としては、限りある財源を最も効果的に、真に支援が必要な層へ配分するという福祉の基本原則に基づき、現行の支援レベルを維持しつつ、保育・教育・相談支援など、他の支援策とのバランスを総合的に考慮した子育て支援を重視しています。

したがって、直ちに県内多数派に追随することについては、財源の公平かつ効果的な配分という観点から、慎重な検討が必要であると考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） ありがとうございます。

ただいま町長からは、限られた財源を真に支援が必要な層に配分することが重要であり、直ちに県内の多数派に追随することは慎重に考えるべきだとの答弁でした。

しかし、明和町の未来を考えたとき、まさに子どもの医療費助成の充実こそ

が、最も効果的な投資の一つではないでしょうか。子どもたちの健康と安全、そして子育て世代への安心につながる施策です。町長は、現時点で18歳までの無償化や所得制限の見直しといった現状からの一歩前進について、当面は行わないという考えなのか。その考えは後ほど確認させていただきます。

次に、所得制限の在り方について伺います。

明和町の所得構造は、都市部のように極端な格差があるわけではなく、ぎりぎり対象外と対象内の家庭の生活実態には大きな差はありません。それにもかかわらず制度上は線引きがされています。窓口無料の家庭、3割負担の家庭が明確に分かれます。これは都市部の制度設計をそのまま当てはめているにすぎず、明和町の実態には合わず、むしろ不公平や分断を生む制度になりかねません。

そこで、伺います。

この所得制限の根拠は何か。また、生活実態との乖離を町としてどう認識しているのかお答えください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 所得制限を設ける妥当性は、限られた財源の公平かつ効果的な配分という点にあると考えています。

福祉医療費助成の主たる目的は、経済的理由による受診抑制を防ぐことにあります。その観点から、医療費の自己負担が困難ではない一定額以上の所得のある世帯については、まずは自助の範囲としていただき、公費による助成は真に支援を必要とする世帯に重点化することが、限りある財源を有効に活用するために最も妥当であると判断しております。

また、県の補助要件で、所得制限を超えた対象者への助成は補助対象外となり、その費用は全て町の一般財源で賄う必要があることも所得制限を設けている要因の一つでございます。

所得制限の対象内とぎりぎり対象外の世帯間で、制度による支援の有無が生活実感を大きく左右してしまう壁が生じていることは認識しております。特に、上限付近の世帯の不公平感も理解できますが、所得の少ない世帯と比較すれば、

一定以上の所得がある世帯については、相対的に医療費の自己負担を賄いやすいと考えられます。

当町では、この壁を緩和するため、地域ぐるみで子育てを支える相談業務であるとか、社会的なサポートといった普遍的な支援を強化し、経済的な格差に関わらない福祉を目指しています。持続可能な医療費助成制度を維持するため、給付以外の支援策も含めた総合的な視点からご理解をいただきたく存じます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

山本議員。

○10番（山本 章） 相談支援や社会的なサポート強化する否定は、それはしません。どれも大切な取組だと思います。しかし、ぎりぎり対象外と対象内の間に生じる壁そのものを緩和するためには、やはり所得制限そのもの自体を見直すために真っ正面から向き合う必要があるのではないのでしょうか。

物価、変わってきています。その物価が変わることにおいて生活に対しての今の持っているものに対しての分母が増えてきています。なので、これに慣れていくまでにまだまだ今から時間かかっていくと思います。

県の補助要件の説明もしていただきましたが、最終的に判断するのは明和町です。県の制度とは別に明和町としてこの所得制限を今後どうしていく考えなのか、撤廃や緩和を検討する余地があるのか、町としてのスタンスを示してほしいと思います。

次に、18歳年度末までの無償化及び所得制限撤廃について、本町がどのような試算を行ってきたのか伺います。

9月の議会では、綿民議員が一般質問で、中学3年生の扶養額を基に16歳から18歳までが同等程度受診すると、年間約1,600万増との説明がありましたが、試算の前提条件が十分ではありませんでした。

具体的には、一つ、受診率の前提、何パーセントで設定しているのか。2、平均給付額の算定根拠、3、対象人数の算出方法、学年別の人数をどう扱った

か。4、入院、退院の割合をどのように反映したか。5、初年度以外のシステム関連費の扱い、6、所得制限を撤廃した場合に追加される子どもの人数とその費用。これらが示されない限り、制度判断に必要な制度の高い試算とは言えません。

そこで、伺います。

1つ、18歳無償化を実施する場合、どのような条件、前提で費用試算を行っているか。

2、所得制限を撤廃した場合、追加対象となる人数と費用の試算は行っているか。

3、制度拡大による期待できる効果、子育て支援、転入促進、移住定住です。それと出生数の維持、これらの未来への投資効果、本町はどのように評価しているのか伺います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 対象年齢の拡大と所得制限撤廃については、昨年度検討した際に試算をしております。その結果、財政へ与える影響が大きかったことから、残念ながら見送りとなりました。

改めて試算をしましたところ、18歳まで年齢拡大をした場合は約1,650万円、所得制限を撤廃した場合、約800万円の費用が毎年増加する見込みです。

試算に当たっては、年齢拡大については、中学3年生の月当たりの実際の給付額を受診人数で平均を出し、16歳から18歳までの対象者数を、中学生の受診率に割り戻し、同程度の受診率と仮定して算出しています。

また、所得制限については、現行制度上、所得制限で対象外となっている世帯が232世帯あるんですけれども、それがこちらと同程度受診すると仮定して算出しています。

あわせて、これらに伴って発生する国保連合会や社会保険診療報酬支払基金への委託費、受給証や決定通知に係る印刷製本費などの需用費、郵送料及び振込手数料などを積み上げたものとなっています。

なお、これには、初年度に発生するシステム改修費は含まれておりません。
制度拡大による子育て支援、転入促進、出生数の維持等の効果については、
経済的な負担軽減を通じて一定の効果は生じると認識しています。

医療費無償化は、子育て世帯の経済的な不安解消や安心感の向上につながります。また、軽症であっても念のための受診をためらう受診抑制の防止につながり、子どもの早期治療・健康維持に効果があると考えられます。

制度拡充は、自治体の子育て支援策の充実を示すものとして、居住地を選択する際の要素の一つとなり、転入促進に寄与する可能性はあります。また、出生数への直接的な影響は、医療費助成の拡充単独では限定的との意見もありますが、子育て支援策全体のパッケージの一つとして捉えることで、将来的な出生数の維持に資するかもしれません。

しかしながら、費用試算のとおり多額の財政負担が伴うことに対し、費用対効果、特に出生率の増加や大規模な人口移動に対する拡充効果は限定的であるとも考えます。

町としましては、現行制度の維持を基本としつつ、限りある財源を最も効果的に活用するため、医療費助成以外の総合的かつバランスの取れた子育て施策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） やっぱり今、町長の答弁でもらっている中に、最後のところ辺の部分で、やっぱり効果ありますよねと思うんです。聞いているとそういうふうには捉えるのは、僕がポジティブに捉えるからなのかもしれないですけども、やはり移住定住のところであったり、出生率という部分である程度の、まだそれが行っているわけではないですけども、効果があるというふうにして聞き取りました。

それと、システム改修費は入っていないですけども、2,450万ということですよ。今の説明を聞いて、18歳までの拡大と所得制限の撤廃には合わせて

年間2,450万が必要だということが改めて整理できました。私は、むしろここに明和町の未来への課題ではなく、可能性があると捉えています。この2,450万円をどう生み出すか。ここにこそ行政としての知恵と工夫、そして覚悟が問われると私は思います。

財政の帳尻を合わせるための議論ではなく、子どもたちの健康と安心を支えるために未来に投資する議論をすべきではありませんか。年齢を18歳まで引き上げること、所得制限という線を外すこと、これは単なる制度変革ではなく、この町は子どもと子育て世代を本気で大事にしているというメッセージそのものです。私はこの投資が、若い世代に町を選んでもらう力になり、さらに、人口減少への確かなアプローチになると確信しています。繰り返しますが、これは負担ではなく、未来をつくる投資です。そのための2,450万円であることを改めて共有させていただきます。

それでは、制度改善への検討状況という点で、9月議会で町長からは、18歳無償化や所得制限撤廃について、実施する、検討するという明確な表明はありませんでした。一方で、担当課からは、18歳無償化を念頭に一定の試算を行ったと、その説明がありました。内部検討が進んでいると理解します。

そこで、伺います。

1つ目、本町として18歳無償化に関する正式な検討プロセスは現在どこまで進んでいるのか。

2つ目、改善パターンとして上げた場合、どれを検討対象として整理しているのか。18歳年度末までの完全無償化、所得制限撤廃、所得制限の緩和、段階的な年齢の引上げ、通院のみ先行拡大。制度改善を行う場合に必要になる財源確保をどのように想定しているのか。

事務事業の見直し、歳入拡大策、既存制度の再設計など、県内の全体の流れは明確に18歳無償化に向かっています。本町はいつ、どの段階で町長としての判断を行うのか、方向性と判断時期を伺います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 制度拡大の検討として、先ほどのとおり費用の試算を行っております。その試算の結果は、町の財政運営に大きな影響を及ぼす水準であり、他の子育て施策や住民サービスに充てるべき財源を圧迫することになります。

町としても子育て支援のさらなる充実の必要性は十分認識しておりますが、町財政の健全性を維持し、費用対効果の高い施策を実施していくため、現行制度を維持してまいりたいと存じます。

現時点では、費用試算の結果、財政への影響が極めて大きいため、現行制度の維持を基本としており、制度改善に必要な財源を具体的にどのように確保するかという段階には至っていません。

今後、県の補助制度の動向を注視するとともに、国による市町村への財政措置、または、全国統一した公費負担医療制度の創設を引き続き国・県へ強く要望してまいりたいと思います。

そして、本制度の方向性について町としてどういうふうに考えているのかというご質問、どういうときに判断していくのかというご質問ですけれども、本制度の今後の方向性についてということなんですけれども、本制度の方向性を変更する判断というのは、町独自の内部スケジュールのみで決定するのではなくて、先ほども申し上げましたけれども、国の制度の改正であるとか、それから財政支援の動向、県における補助条件の緩和など十分に踏まえて、町の一般財源からの負担が持続可能な水準になった段階で判断してまいりたいと考えています。

現時点では、財政の健全化を維持しつつ、現行制度を継続することが子育て支援全体のバランスを保つ上で適切であると考えております。その上で医療費助成制度に加え、相談支援や家族への寄り添い、地域の見守りなど、社会的なサポート等により、地域ぐるみで支える福祉を目指してまいりたいと考えています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） ありがとうございます。

現時点では、財政確保策を検討する段階にないとの答弁でした。

しかし、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドや歳入拡大策を進める中で、年間2,450万円という規模の財源をひねり出すことは本当に不可能なんですか。率直に申し上げて、財源が厳しいという言葉が理由に、検討に入る前からできないと結論づけているのではないかと感じてしまいます。

そこで、伺います。

まず、1点目、明和町として将来的に18歳までの無償化や所得制限の撤廃をいつか実現すべき方向性として位置づけているのか。それとも、国による全国一律の制度が整うまで基本的には動かない方針なのか。町長ご自身の見解をはっきりとお伺いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 町といたしましては、子どもたちが健やかに育つ環境を整えることは、将来にわたって持続可能な地域社会を築く上で極めて重要な課題であると認識しています。その観点から子育て世代への支援を未来への投資と捉え、医療費助成の対象年齢の拡大や所得制限の撤廃につきましても、将来的には実現していくべき方向の一つであると考えておりますし、私個人としては、したいと思っています。

しかし、一方で、これまでも述べておりますように、歳出の精査を進める中で、今年度から導入した現物給付化などにより一定の歳出の抑制効果は得られているものの、事業全体での費用の増大も重なり、現状では、言わせていただいているように年間2,450万円という規模の財源を一般財源から単独で新たに捻出することが極めて困難な状況にあることもご理解いただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドや歳入拡大策は継続的に取り組んでおりますが、福祉医療費助成制度は一度拡充してしまえば、翌年度以降も継続的に予算を確保しなければならない恒久的な義務的経費

です。単年度の工夫だけでは対応できない性質のものであり、中長期的な財源見通しと一体で判断していく必要があると考えています。

したがいまして、財政が厳しいという言葉が理由にできないというふうに結論づけているのではなく、将来にわたり持続可能な財政運営を保ちつつ、新たな制度を導入するための確固たる財源の裏づけが現時点では見いだせていないというのが率直な実情でございます。

繰り返しになりますが、国・県への要望と併せて歳出削減と歳入拡大策に継続的に取り組みながら、どこかのタイミングで制度改革を実現できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） つまり効果は認めてもらえるということで、しかし、恒久的な財源の裏づけがない限り、今の判断のタイミングではないと、そう整理させてもらってよろしいでしょうか。

以上、医療費助成の制度改革について議論してきましたが、その根底にあるのは、明和町としてどのように子どもと家庭を支えていくのかという福祉の理念だと考えています。町長からは、将来的には制度の拡充を目指す方向性であるという答弁をいただきましたが、一方で、判断の基準や時期がまだ整理されていない状況を踏まえると、私たちが今まさに問うべきなのは、個別制度の議論にとどまらず、明和町の福祉をどの方向へ転換していくのかという根本的なビジョンではないかと思います。

そこで、次に、本町が上げる福祉の在り方、すなわち線を引く福祉から支える福祉へどう転換していくのか、明和町の福祉理念と方向性について伺います。

県内全体の流れは、明らかに線を引く福祉から全ての子どもを支える福祉へと移っていっています。明和町のように所得差が小さい地域では、制度上の線引きは実態と合わず、むしろ不公平感を強める仕組みになりがちです。

子育て支援は負担ではなく、未来をつくる投資です。町として、今後、この

支える福祉へ転換する考えがあるのか、町長自身の福祉観を伺います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 先ほどのご質問の転換する考えについて、町としては子育て支援は、単に所得に基づく線を引く福祉のみにとどまらず、子育て世代が地域で孤立せず安心して生活できる環境を整える、全ての子どもを支える福祉へと視点を広げていくことが、これからの地域づくりには必要だと認識しています。

現行制度の維持は、財政の健全化を保つためのやむを得ない判断ではあります。この判断が線を引くことにとどまるのではなく、限られた財源をより多角的な子育て支援に投入することで、全ての子育て世代を精神的・社会的に支える体制につなげてまいりたいと考えています。

私の福祉観は、誰一人取り残さない共生社会の実現です。将来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるためには、経済的な給付、すなわち医療費助成等だけではなく、それだけでは十分ではなく、相談支援の強化や親子が安心して集える居場所づくりなど、精神的・社会的なサポートも含めた総合的な仕組みが必要であると考えています。

また、地域ぐるみで子育て世帯を支えるという視点は、経済的な格差に関わらない普遍的な支援に重点的に投資し、本町の子育て環境を質的に高めていくことが大切であると考えています。所得や家庭の状況にかかわらず、必要なときに必要な支援が届く、そんな地域の在り方を目指して取組を進めてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） ありがとうございます。

町長の答弁にもあったように誰一人取り残さない共生社会を目指すという理念は、私もまったく同じです。だからこそ私は改めて申し上げたいです。なぜ明和町は18歳までの子ども医療費を無償化し、所得制限を撤廃しないのか。私

はここに大きな疑問を持っています。

15歳から18歳という時期は、進学、受験、就職、人間関係など、子どもたちが心身ともに最も負荷がかかる年代です。この時期にいつでも医療にアクセスできる環境を整えることは単なる福祉ではありません。予防医療を可能にし、子どもたちの未来の土台を築く投資です。

やがて子どもたちが町を離れ、大学や社会へ飛び出します。そこで初めて、自分が地域に守られてきた存在だったと気づくときが来ます。そのときに、自分の故郷が自分の健康を守ってくれていた、そう実感できるかは、若者が地域の誇りと愛着、アイデンティティーを持つ大きなきっかけになります。

地域に誇りを持った若者は、いつか必ず力を返してくれます。Uターンで戻る人もいれば、外から応援してくれる人もいます。その原点になるのが、18歳までの医療費無償化という地域から受けた恩だと私は思っています。

だから、私は問います。なぜ今、この部分に投資をするという発想が生まれないのか。私は、子どもたちが健康で未来へ進むために、そしていつか、明和町に生まれてよかった、そう胸を張って帰ってこられるようなこの施策こそが、明和町の未来をつくる町としての覚悟と私は考えています。

では、続きまして、成長と投資につながる財政運営について。

明和町は、近年、財政調整基金をはじめとする各基金の取崩しが継続しています。歳入が伸びず、扶助費が増え、インフラの老朽化が進む中、基金で収支を埋める構造が続いていることは否定できません。この状況を町としてどう整理し、最も懸念すべき点をどこに置いているのか伺います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 本町の財政状況の現状につきましてですが、ご指摘のとおり、ここ数年、基金の取崩しにより毎年度の歳出を賄っている状況です。財政健全化プランを策定した令和3年度以降において、実質単年度収支は黒字が続いていますが、その黒字の要因は、ふるさと寄附基金の取崩しによるものであり、構造的に収支が改善しているわけではありません。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和5年度以降は100パーセントを超えており、本来、経常的な経費を経常的な収入で賄うところ、賄えていない状況にあります。言い換えますと、こうした収支構造の下では歳出の不足分を、ふるさと寄附による基金に加え、財政調整基金の取崩しによって補っている状況にあり、この状態が続けば基金残高の減少が進み、財政運営の持続性に影響を及ぼすおそれがあると認識しています。

さらに、本年度は、明和北小学校等の建設に係る地方債発行により、地方債残高が大幅に増加し、その返済に伴う公債費負担が今後増加するため、経常経費がさらに膨らむことが予想されますことから、財政構造がさらに硬直化し、政策的な投資への余力が低下することで、より厳しい財政状況になることを懸念しております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問。

山本議員。

○10番（山本 章） ありがとうございます。

厳しい財政状況という説明は、これまでも何度も伺ってきていますので、だからこそお尋ねしたいのは、この状況を改善するために具体的な取組が今どこまで進んでいるのか。できるのか、できないのか。ここを改めて明確にすべき段階に来ているのではないのでしょうか。

続いて、事務事業評価・決算審査を踏まえた取捨選択の実効性。

事務事業評価・決算審査により、効果が薄い、目的と成果が一致していない事業が複数みえます。

そこで、伺います。

1つ、評価結果がどのように予算に反映しているのか。

2つ目、具体的に廃止・縮小した事業はあるか。

3つ目、削ると投資の判断基準は何か。子育て支援に投資するための財源もその一つで、削るべきところを削るところから投資が生まれると考えています。

お答えください。お願いします。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） ご質問のあった、まず評価の結果ですが、毎年度、決算で意見等を踏まえ、新年度予算編成において事業の見直しなどを検討しているところです。

具体的な事業は、現在、令和8年度予算編成の真ただ中ですので、現時点で示せるものはありませんが、令和8年度予算編成における各課への全ての予算要求に当たっては、必要性の検証・精査を依頼しているところでございます。

令和8年度予算編成において、政策的経費や裁量の事業費の予算要求においては、町単独費ベースで、原則として前年度から減額した水準での要求をすることを依頼しております。厳しい財政状況を踏まえて減額としておりますが、各分野において既存の事業の内容の見直しをしていただきたいという趣旨でございます。その中で、スクラップ・アンド・ビルドの考え方で既存事業を見直し、同分野で新規事業や拡充を行うことも想定したものでございます。

原則減額とする中で、子ども・子育て、福祉、健康づくり、教育の分野に関しては減額せず、前年度と同水準としております。子ども、教育など、未来への投資という考え、一律の削減ではなく、国や県の補助等を確保に努め、投資をしていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問は。

山本議員。

○10番（山本 章） 子ども、教育のところは削減されずにしているということは有り難いことなので、ありがとうございます。

ただいまの答弁で、方針としてスクラップ・アンド・ビルドの方向性はよく分かりました。一方で、具体的に何をやめ、どれだけの財源を生み出したのかという点では数字が示されていません。

そこで、確認させてください。

1つ目、まず、令和何年度から令和何年度までの間に、事務事業評価や決算審査の結果として、廃止した事業、縮小した事業は具体的に何があり、それぞれ幾らの歳出削減につながったのか、可能な範囲で事業名と金額をお示してください。

2つ目、あわせて今後3年間でスクラップ・アンド・ビルドにより合計幾らの歳出削減、財源の捻出を目標としているのか。もし数値目標を置いていないのであれば、なぜ目標値を設定していないのか、その理由も含めてお答えください。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） ご指摘の数値としての実績や今後の目標設定についても重要であると認識しております。

まず、具体的にいつから取り組んだのかについては、令和7年度の当初予算において、スクラップ・アンド・ビルドの視点というのを取り入れた中で予算編成も実施はいたしました。これはそもそも財政難であることも含めながら、令和6年度決算で経常収支比率が100%を超えているということも受け止めて、財政構造の硬直化を打破するために具体的に対応してきた、対応を行ってきたものでございます。

各課に対して、原則減額要求の徹底や不要不急の事業の見直し、重点事業への重点配分を要請して、予算の再構成を行っております。

次に、廃止、縮小の件数とか財政の効果の部分についてですが、これは今年の3月に令和7年度の予算資料で示していたとおり、町単独補助や委託事業等の一部見直し、個別事業の一定の圧縮を図っており、28事業にわたる見直し、縮減を実施しております。町の単独費ベースで約1,855万円の削減効果を見込んでいるところでございます。

今後の3年間での目標値の設定については、現在策定中の中長期の財政ビジョンの中では、個別の削減目標を数値で定めるのではなくて、基金の残高の確

保や地方債残高の削減、経常収支比率の健全化といった構造的なK P Iを重視しております。制度改正や物価高騰といった外的要因を踏まえると、削減額を一律に目標設定するというのはちょっと現実ではなくて、基金残高など目標設定をするなど、柔軟に対応可能な目標管理をしていきたいと考えております。

その上で、令和8年度以降の予算においても、ビジョンに基づいてスクラップ・アンド・ビルドの基本方針を継続して、毎年度予算査定の中で優先順位をつけて、予算枠の管理を通じた歳出の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 柔軟にという、その基金目標を設定するのを柔軟にって今聞いた。これ勘違いやったら申し訳ない。柔軟にって、目標は明確で対応が柔軟という言葉じゃないのかなって思うので、この辺をちょっとその感覚の違いなのかなというのをちょっと思うので、そこだけちょっと指摘させていただきます。それは僕の言葉の認識の違いならば、また後で教えてもらえればと思います。

ただいまの説明で、令和7年度からスクラップ・アンド・ビルドを本格化させ、28事業で約1,855万円の削減効果を見込んでいるという点は理解しました。

一方で、財政構造を立て直すには、毎年度削減だけでなく、中長期でどれだけ財源を確保して、将来必要となるコストをどう見通すかが極めて重要になります。特に本町は、今後、公共施設、上下水道、道路など多くのインフラ更新が一斉に押し寄せる時期があります。入ります。これらは年度ごとに把握できるものではなくて、長期の財政見通しを整合させて管理する仕組みが不可欠です。

しかし、現状のように、今年は削減できた、今年は予算内に収めたという単年度主義だけでは、将来必要となる更新費用や維持管理費用がどれだけ積み上がるのか、町民に分かりやすく説明することが難しいのではないかと考えます。

例えば、前に質問させていただきました上下水道です。明和町の水道管路は延長で約280キロと伺っています。法定耐用年数40年を超える区間が増える中、仮に更新を年に7キロのペースで進めていかなければ追いつきません。それが今の現状で年1キロ弱の更新にとどまっている。つまりこのままでは更新が追いつかないということです。

そこで、次の点について伺います。

発生主義、減価償却、ライフサイクルコスト、LCCです。これの視点と長期財政。

施設更新費、上下水道、道路など、今後確実に増大するコストを踏まえれば、現金主義だけの財政運営では将来像を描けません。発生主義の考え方、減価償却、ライフサイクルコストをどのように財政に取り入れていくのか伺います。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） まず、発生主義の考え方について、地方公会計の統一的な基準に基づく財務書類・固定資産台帳の作成・公表はしているものの、おっしゃるとおり、現時点でそのデータを十分に活用できているかという点、できていないような現状でございます。

その中で、公共施設等の総合管理計画や個別施設の計画などに基づいて、施設ごとのライフサイクルコストを試算しながらも、統廃合や長寿命化の改修の優先順位を定め、計画的に更新を進めているところでございます。

こうした視点は、施設の整備にとどまらず、予算編成や事業執行においても、担当課には後年度の維持管理費や修繕費、さらには、償却負担までも含めた財政影響を踏まえて事業提案を行うように求めているところでございます。

長期的な財政シミュレーションを行う考えはあるかということについては、過去に5年、10年の中長期のシミュレーション、行ってきた経緯もございます。財政見通しの重要性を認識する一方で、昨今の社会情勢は非常に変化が早く、エネルギー価格の変動や人件費の高騰、また制度の改正など、予想が難しい要素も多々ございます。また、国・県の補助制度や国の交付税の措置も年度ごと

に方針が変わるケースがあるため、常に柔軟に対応できる財政の構えを併せて整えておくことが不可欠であると考えております。

今後も、発生主義的な考えや長期の財政シミュレーションの活用は、引き続き重視しつつ、状況の変化への即応性や現実的な運用のバランスも図りながら、将来負担の見える化と持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 今、説明をいただいた発生主義や減価償却の考え方、企業では当たり前用いられることであって、未来に責任を持つ経営の基礎です。行政も将来にわたって地域を支え続けていく立場ならば、立場である以上、この視点をより深く取り入れていくことが大切だと私は考えています。

世界情勢が大きく変化して、エネルギー価格や人件費が読みにくい時代だからこそ、単年度の現金収入だけで判断しない、発生主義の文化を財政運営に根づかせる必要があるのではないのでしょうか。これは財務書類を整えるという話ではなくて、町として未来の負担まで見通して決断する姿勢を強めるという意味で申し上げます。

続きまして、歳入拡大、自走する町の戦略。

財政が厳しい状況では、削るだけではなく、稼ぐという視点が不可欠です。今、ふるさと納税、企業誘致、PPP。PPPはパブリック・プライベート・パートナーシップですよね。行政、民間、プライベート、パブリック、行政、公営でと民間とパートナーになっていく。民間と行政が手をつないでいく。その中にPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブですよね。この中にある、仕組みの中にある、こういうような仕組みだと思っています。公共施設の活用であったりとかだと思っています。

それと、この前、視察で行かせていただきました群馬県明和町のような、自走する自治体の成功例。

これらを踏まえて、本町がこの強みをどうやって見いだして、どのように歳入拡大を図っていくのか伺います。子育てはけちるところではない。こう言い切るためには歳入戦略が必ず必要です。どのようにお考えなのか、お答えお願いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 依然として厳しい財政状況が続く中、限られた財源だけに頼らず、あらゆる手段を講じて新たな財源の確保に取り組んでおります。中でも最も即効性があり、本町の運営に不可欠となっているものがふるさと納税制度の活用です。

ふるさと納税は、令和2年度に15億円をピークに迎えた後、一定の減少傾向はあるものの、令和6年度も約13億8,000万円を超える寄附を頂いており、歳入面で極めて重要な柱となっております。制度上は臨時財源に区分されますが、現在の本町の財政運営においては、現実的になくてはならない財源であり、安定確保と増収を図ることは、他の施策を成り立たせる前提条件でもあると認識しております。

そのため、引き続き、魅力的な返礼品の拡充、寄附者のニーズに応える情報発信、地元企業との連携強化などを通じ、寄附額の底上げに取り組んでまいります。

なお、ふるさと納税を単なる歳入確保にとどめるのではなく、地域産業や地元事業者の育成にもつなげられるよう、地域経済に好循環を生む設計を心がけてまいります。

また、町外企業の誘致に加えて、町内企業の維持・定着と成長支援も大切であり、地域の産業を支える中小企業の技術革新、事業拡大を支援する施策やスタートアップ支援など、町内企業自体が成長できる環境づくりにも力を入れていきたいと考えています。地域に根差した事業者が持続的に活躍できることが、結果として安定した町税収や雇用につながると認識しています。

さらに、インフラや公共サービスの分野では、先ほども議員がおっしゃられ

たように官民連携、PPP・PFIの導入を段階的に進めております。令和6年度からは道路・公園維持管理業務について包括的な委託を開始しており、今後はその成果を検証しながら、その対象を広げる方向で検討を進めております。これにより職員体制の負担軽減とコスト抑制を図りつつ、民間の創意工夫によるサービスの向上も期待しております。

あわせて、ネーミングライツの導入や遊休施設の利活用、企業版ふるさと納税、民間との連携など、外部資金・民間人材の積極活用にも努めており、使える財源は全て検討する姿勢で、町の収入構造の多角化を進めているところです。

これらの複数の施策を重層的に展開することで、当面はふるさと納税を軸としつつ、民間資源や地域の力を最大限に生かした自立型の財政基盤の確立を目指し、将来、子育ての支援は惜しみませんと言い切れるような持続可能な財政基盤を築いていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 先ほどの町長の答弁の中で、ふるさと納税はなくてはならない財源と位置づけておられましたので、少しそこで私は大きな懸念を持っているというより、ちょっとネガティブなニュースなんですけれども、ご承知のとおり、令和7年10月に制度改正によって全国的に寄附額が減少すると言われております。

もし、明和町の寄附額が、現在の13から15億ぐらいから半減した場合、町長が示された財政ビジョン、基金20億確保、経常収支比率100パーセント未満、地方債残高の着実な減少、これらの目標が本当に維持できるのか。まずは、このリスクシナリオがどこまで検討しているのかを伺います。

また、収入構造の多角化に取り組むとの説明もありましたが、そのための具体的な目標値やロードマップが示されていません。どれだけ増収を目指すのか、どの分野にどの程度投資するのか、何年以内にどの水準に到達するのか、こうした数値の裏づけがなければ方向性だけの計画にとどまってしまいます。収入

の多角化に関する具体的な数値目標を持っているのか、明確なお答えをお願いします。

その上で伺います。

明和町は、ふるさと納税で今、年間13から15億円の財源を得ています。一方、子ども医療費の18歳無償化と所得制限撤廃に必要なのは、合わせて年間2,450万円にすぎません。町長が挙げる、子育てには投資を惜しまないという方針の中で、なぜ、この子どもの健康を守る基礎的な投資だけが財源が厳しいとして見送られるのか、この優先順位の矛盾を町長としてどのように整理されているのか、お考えをお伺いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） ご指摘いただきましたふるさと納税の制度変更によるリスクについてです。

これまでふるさと納税制度は、規制強化や広告制限、ポイント還元の禁止、さらには高額寄附の税控除上限の検討など、国において段階的に見直しが進められており、今後は寄附全体の市場規模が縮小し、全国的にも寄附額が減少する可能性もあると認識はしております。

本町においても、ふるさと納税は財源として大きな役割を果たしてきましたが、今後、制度の変更によって、歳入が減少する事態も視野に入れておく必要があると考えています。そのため、単に返礼品に頼る寄附獲得ではなく、町の魅力や取組そのものを伝える情報発信、リピーター寄附者の獲得など、多様な寄附獲得手法への転換を図ってまいります。

例えば、国において、「（仮称）ふるさと住民登録制度」といった新たな仕組みも検討されております。これは、実際に居住していなくても、地域と継続的に関わる方々をふるさと住民として登録し、情報発信や特典提供などを通じて地域との関係性を築いていく制度です。本町としても、こうした新制度への対応を視野に入れ、関係人口の拡大を進めることで、将来的な財源確保につながるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、子ども医療費無償化のご提案についてですが、本町においても、子育て支援を未来の投資と位置づけており、明和北小学校の整備、こども家庭センターの開設、さくら教室による不登校支援など、環境整備と伴走支援の両輪で取り組んでいます。

子育てには投資を惜しまないという姿勢には変わりありませんが、現状では全ての制度拡充に財源を確保できる余力はなく、先ほども申し上げましたように、特に子ども医療費の無償化には、一度拡充してしまえば、将来にわたり毎年恒常的に負担が生じる施策です。こうした施策は、一時的な財源やふるさと納税に頼って拡大することは厳しいです。

したがって、県の補助制度の動向や国による財政措置、または全国統一した公費負担、医療制度の創設を引き続き、国・県へ強く要望してまいりたいと思います。

私としては、限られた財源の中で政策全体の公平性と持続可能性を確保しながら、選択と集中の考え方で未来を見据えた子育て支援を進めてまいりたいと思います。町民の皆様こうした現状と判断について、ご理解をいただければと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 町長の再答弁では、ふるさと納税の縮小リスクについて明確に認識されておりました。しかし、その一方で、寄附額が仮に半減した場合に、基金確保や経常収支比率の維持といった財政目標がどこまで耐えられるのか、その具体的な試算や対策は示されておらず、言わば根拠の空白が残ったままです。

また、収入構造の多角化についても、企業誘致、PPP、公有財産の活用、ネーミングライツなど、多くの手法が挙げられました。しかし、どの手法が何年度までにどれだけの歳入効果を生むのか、どの領域にどれほど資源を集中させるのかといった戦略の骨格が見えてきません。これでは、方向性の提示にと

どまり、町の財政リスクに対する実効性のある備えとは言い難い状況です。

さらに、町長は、政策推進において「選択と集中」を強調されました。であれば、本来問われるのは、何を選び、どこに集中するのか、何を優先するのが政策の顔です。ところが、子育ては未来への投資と繰り返し述べながら、費用対効果が高く、町民の安心、即効性のある18歳までの子ども医療無償化、年間僅か2,450万を財源が厳しいとして後回しにしています。

歳入の部分では、増収効果が未知数の施策に期待を集中しながら、子どもの健康という最も確実に分かりやすい投資は選択の対象から外れている、ここに政策判断のバランスとして大きな矛盾を生じているのではないのでしょうか。

最後に伺います。

財政難の中で、どこを守り、どこを見直し、どこに投資するのか、これは町民に対し、丁寧に説明する必要があります。財政の見える化、町民への情報発信、中長期的な財政ビジョン、「自走できる明和町」をどう実現するのか、町長の考えを伺います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 町では、財政が厳しい状況にある中であっても、将来にわたり持続可能な行政運営を実現するため、未来への投資と説明責任の両立に真摯に取り組んでいきたいと思えます。

まず、財政の見える化と町民への情報発信では、行政が一方向的に伝えるのではなく、なぜその判断に至ったのかを町民の皆様に分かりやすく伝えることが必要であります。

透明性の高い財政運営を基本姿勢として、法令等に基づく財政状況や健全化指標は当然のことながら、予算や決算の状況をホームページや広報にて公表してきました。

特に、ここ数年、予算や決算において、従来作成してきた資料内容を見直し、財政状況や予算の使い道などがより分かりやすく伝わるように、見える化に取り組んできた次第です。現在、編成中の令和8年度予算においても、何に予算

を幾ら計上しているのかが明確になるよう、事業科目の整理を行い、丁寧に説明していきたいと考えております。引き続き、今後も分かりやすく財政状況を公表し、透明性の高い財政運営を目指していきたいと思っております。

さらに、町民の皆様との対話と共創の仕組みを今年度から取りかかる「共創DX（住民参画型まちづくりDX事業）」で、町民の皆様とデジタルツールを活用しながら、町の課題や財政の方向性を共に考える対話の場をつくっていきたくて考えております。

これは、単なる情報提供にとどまらず、町民の皆さんが政策形成に主体的に関わる機会をつくっていくものであり、町民の皆様と同じ目線で「町の未来を共に考える場」の実現を目指す重要な取組であると考えています。

次に、中長期的な財政ビジョンについては、現在策定中の令和8年度から令和12年度の財政ビジョンでは、財政調整基金を決算時に20億円以上、予算反映後でも10億円以上を確保すること、地方債残高を普通会計において毎年度着実に減少させること、経常収支比率を令和12年度までに100パーセント未満を目指すことを数値目標として改革の方針を考えています。

これらの目標は、単なる数値目標ではなく、将来世代に過度に負担を残さず、必要な投資ができる財政余力を回復するための財政運営の指標であると考えており、毎年度検証しながら取り組んでまいります。

最後に、「自走できる明和町」の実現に向けたビジョンについてでございますが、私が目指すのは、人口減少という時代の中にあっても、地域の活力と魅力を維持し、町民が住みたい、住み続けたいと思える町をつくることです。そのためには、外部財源に過度に依存せず、自らの力で行政サービスを持続できる、自走する明和町の財政基盤づくりが不可欠です。

その実現に向け、投資するべきところには投資し、主に次の4つの柱には取り組んでいきたいと思っております。

1つ目は、子育て支援と教育環境の整備、2つ目は、福祉・支援体制の充実、3つ目は、デジタル行政改革、4つ目は、住民との共創による政策形成です。

もちろん、他にもインフラ整備など必要な投資についても、計画的に取り組んでまいります。

私は、これらの改革と投資を単なる歳出としてではなく、町の未来をつくる責任ある投資として位置づけ、将来世代への負担をできる限り抑えながら、現在世代の利便性と安心の向上も両立する財政運営を進めてまいります。

5年後、10年後に「このときの判断が明和町の未来を切り開いた」と評価されるよう、町民の皆様と共に歩む改革の先頭に立ち、全身全霊で取り組んでまいります。町民の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 先ほど町長が申されました、「町民の皆さんとデジタルツールを活用して、町の課題や財政の方向を共に考える対話の場を」と言われましたが、多くの意見はスピード感をなくしていくので、その点は気をつけていただきたいなと思いました。

なので、町長の答弁を伺って、方向性としてある程度理解できる部分もあります。しかし、明和町を本当に自走できる町に変えていくためには、今示された内容では残念ながら安心することはできません。

今年、総理が就任された際に、「働いて、働いて、働いて、働いて、働いて」、5回繰り返した言葉がトレンドワードに選ばれました。私は、まさにあれが今の時代経営にはまっているものと考えています。働くだけではなく、仕組みをつくっていかなければ、稼ぐことはできません。町の未来は守れません。どれだけ行政内部の効率化をしても、説明責任を果たしても、DXを進めても、肝心の地元がもうかる仕組みづくりが動かなければ税収は上がりません。そして、税収が上がらなければ、真に守るべき福祉も、教育も、インフラも持続できません。重要なのは、いかに今を取り込み、人口減少時代に対応した新しい稼ぐ仕組みを明和町に落としていくかです。その覚悟と実行の道筋が自走でき

る明和町をつくる最大のポイントだと私は考えています。

改革には痛みも伴います。ですよ、副町長。いつときのひずみは絶対出ます。しかし、何も変えないことのほうが、はるかに大きな痛みを未来に残します。だからこそ、私は、明和町が5年後、10年後に、このときの決断が町の未来を開いたと必ず評価されるような、これからも問題提起を続け、責任を果たしていきます。

町長、どうか本気で明和町を稼げる町へ転換するという、その判断を示していただきたいと思います。町民のために、未来のために、そして、自走できる明和町を現実のものにするために、どうぞよろしくお願いします。

それでは、今年度最後の12月議会、質問を終わらせてもらう前に、私の友人が土曜日に亡くなりました。3年前、私がこの選挙に出るときに、その友人の言った言葉の中に、その友人は漁師で「大淀の海苔」と言えば、そいつでした。その大淀の漁師の言った言葉が、「あーちゃんもこれで地域を背負うな」という一言を言われました。「おれはな、そのちょっと前から地元のこの漁師を背負っているんや」という話をして、同じ立場になるなど。同じようにこれから本当にしっかり、そういう歳になってきたから頑張ろうというようにして、2人で交わしたことを覚えています。そんな中、道半ばで無念やろなと思いつつながら、それを考えて今この場に立ったんですけれども、その友人の持っていた責任、背負っていたもの、それも私は一緒のように地域を背負う、明和町を背負うというような覚悟で来年度、これからもしっかりと議員としてやらさせていただきますので、12月最後の議会になりました、今年最後でしたけれども、どうもありがとうございました。私の一般質問と代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で山本章議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって、25分まで休憩をさせていただきます。

（午後 3時 14分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時 25分）

7番 奥山 幸洋 議員

○議長（辻井 成人） 5番通告者は、奥山幸洋議員であります。

質問項目は、「斎宮跡計画の見直しと展望」の1点であります。

奥山幸洋議員、登壇願います。

（7番 奥山 幸洋議員 登壇）

○7番（奥山 幸洋） 皆さん、こんにちは。

私もここに立たせていただきますのは、ほぼほぼ3年で初めてというようなことで、よろしくお願い申し上げたいわけですが、町長さん、副町長さん、教育長さん、課長さん方、よろしくお願いをいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

議長より登壇の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず冒頭に、史跡斎宮跡は、単なる明和町の文化遺産ではなく、伊勢神宮とも深く結びついた国民的文化遺産であること、これは町民の皆様もよく共有しておくべき重要な前提であります。

この史跡の重みを理解し、町民、地元、県、国が一体となって取り組んでき

たのは、1つは、昭和55年につくられました史跡齋宮跡保存管理計画書、また2つ目は、平成8年に史跡齋宮跡整備基本構想がつくられました。この2つ、いわゆる「旧2計画」であります。以降、旧2計画と言わせていただきます。

この旧2計画があったからこそ、今日の齋宮歴史博物館の建設、史跡の公共整備、そして、住民生活との調和を保ちながら、保護と活用が両立してきたことは、誰しも認めるところであります。

そして、令和7年、新たに策定された「史跡齋宮跡保存活用計画」は、この旧2計画を踏まえつつ、より広く、町全体の文化行政を統合した指針として位置づけられています。

しかし、地元住民や役員の中には、「旧2計画の内容がどこに、どのように引き継がれたのかが分かりにくい」、また「削除された項目はないのか」、また「新しく追加された方針は何か」といった不安や疑問の声があることも事実です。

そこで、1回目の質問として、次の点についてお伺いします。

1つ目の質問としまして、町民・地元役員にも分かるよう、簡潔かつ明確にお示しいただきたい。というのは、旧2計画の内容が、史跡齋宮跡保存活用計画の中でどの章に、どの部分が、どのような形で、具体的には、保存管理計画書第4章、第5章、第6章、第7章のどの節に反映されたのか。特に、土地利用区分、土地公有化、現状変更、保存・活用・整備の基本的な考え方など、旧計画の主要項目が新項目のどの章、どの節に対応しているのか、対応関係を端的に示していただきたい。

2つ目として、齋宮跡整備基本構想第5章、第7章のどの節に、どう反映されたか。特に、整備の基本方針、ゾーン区分の継承・変更点、調査と整備の考え方が新計画のどこに引き継がれたのか、明確にお示しをしてください。

取りあえず、以上、お伺いします。

○議長（辻井 成人） 奥山議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（下村 由美子） 奥山議員から史跡齋宮跡保存活用計画についてのご質問をいただきました。

史跡齋宮跡が指定された翌年の昭和55年3月に策定されました「史跡齋宮跡保存管理計画」については、管理団体である明和町が齋宮跡の保存管理の方向を定めた重要な指針であり、将来、齋宮跡を理想的な史跡として整備・活用するための行政目標として、大きな役割を果たしてきたと考えています。

また、平成8年に三重県と明和町が共同で策定した「齋宮跡整備基本構想」については、主に県が実施する史跡整備に関する長期的な方針を示したものであり、史跡全体をサイトミュージアム（史跡公園）として位置づけ、地域の特性に応じた整備のためのゾーン区分を設定して、これまでいつきのみや歴史体験館をはじめ、さいくう平安の杜を整備してまいりました。

ただ、史跡指定から約50年が経過し、史跡齋宮跡を取り巻く環境も大きく変化してきた中で、これまで見直してきた保存管理上の詳細な部分や特に史跡の活用についての記載を充実させ、旧計画を基礎として改正・追加する形で、史跡齋宮跡と社会の変化に対応した新たな管理運営指針として、今年3月に策定したのが「史跡齋宮跡保存活用計画」でございます。

また、議員がおっしゃるように、史跡齋宮跡は、町・県といった地域の人々のものではなく、国民的文化遺産であるという認識の下、我々の手で次の世代に引き継いでいく責務があることもしっかりと伝えていくことが大切であると認識しています。

そのため、新たな保存活用計画では、これまでの調査や研究で得られた知見も踏まえ、改めて史跡齋宮跡の本質的価値を整理し示すことで、史跡内の住民だけでなく、明和町全体で齋宮の多様な歴史を誇りに思い、史跡と共存して守りながら住み続けることができる齋宮跡を目指していきたいと考えています。

本計画は、基本的には旧計画を踏襲する形で改正・追加したものとなりますが、旧計画より新たな保存活用計画に引き継がれた内容の詳細につきましては、

担当課長より説明いたします。

○議長（辻井 成人） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（森下 純） 私からは、旧 2 計画の内容が史跡齋宮跡保存活用計画にどのように引き継がれているのかをお答えいたします。

最初に旧計画の 1 つであります「史跡齋宮跡保存管理計画書」についてですが、この計画書には、齋宮跡を適切に保存・管理するための基本的な考え方とその施策が盛り込まれております。

まずは、この保存計画書から新計画への反映を章ごとに順を追って説明をさせていただきます。

モニターをご覧ください。少し見にくくて申し訳ございません。

こちらは、旧 2 計画から新計画に引き継がれた内容を項目ごとにまとめた表となっております。

一番左の水色の部分が項目、オレンジの部分が旧計画の一つである保存管理計画書、緑色が旧計画のもう一つである整備基本構想、一番右の紫の部分が新しい保存管理計画書となっております。

新たな保存活用計画の第 4 章、大綱では、旧計画の総論にございます計画の性格や基本的な考え方をしっかりと踏襲しながら、今後、史跡齋宮跡が目指すべき将来像を大綱として定めております。

新計画の第 5 章、史跡齋宮跡の保存では、旧計画の最も重要な部分であります土地利用区分、土地公有化、現状変更などの主要項目を引き継いで構成しています。その中で、土地利用区分の内容につきましては、第 5 章第 2 節に史跡全体の土地利用区分として、それぞれの保存地区の取扱いを細かく記載するとともに、旧計画の策定からこれまでの経過を第 1 章、序論、第 1 節にてまとめております。

次に、土地公有化につきましては、第 5 章第 3 節に本質的価値の保存方法として、実施主体や国・県の補助を明記した上で、細かな運用について記載をしてございます。

現状変更につきましては、第5章第3節に規制内容や細かな運用について明記するとともに、申請から完了までの一連の手続の流れが分かるフローチャートを掲載することで、さらなる事務処理の推進を図ることとしております。

また、新計画の第6章、史跡斎宮跡の活用につきましては、第1節でこれまでの計画書等における活用の位置づけや現状と課題を整理しつつ、旧計画の「宮跡の保存管理は、単に遺跡を現状に保存するだけでなく、国民共有の文化遺産として積極的に活用する」という基本的な考え方を引き継ぎ、第4節で調査や研究で明らかになった斎宮の学術的価値を学んだり、また、斎王の日常や古代の暮らしを体験できるような今後の活用の取組を示しております。

また、第7章、史跡斎宮跡の整備では、第1節でこれまでの計画書等における整備の位置づけや現状と課題を整理しつつ、旧計画の「斎宮跡を国民が親しみ、活用し得る史跡として整備する」という考え方と、公有化対象地区については「今後の発掘調査の結果に基づき史跡公園として整備し、その活用を図る」とした考え方を引継ぎ、第2節で整備の基本方針、第3節で整備の方向性を明示し、第4節にてこれらの考え方に基づいて整備の取組を記載しております。

次に、もう一つの旧計画でございます「斎宮跡整備基本構想」は、史跡内には多くの住民の生活が共存するという認識の下、史跡整備に関する長期的な方針を示した計画でございます。

この旧計画の基本方針では、「的確な学術的調査の進展を推進することを基本とし、遺構の保護を図り、歴史的遺産の継承を図るため適切な史跡の保存・管理を進めることが重要である」、また「基本構想に基づき、発掘調査及び史跡整備事業を具体化するとともに史跡現状変更にかかる許可基準を検討する」と記述されており、この基本方針に基づき、地域の特性に応じた整備のためのゾーン区分が設定されております。

この計画から新たな保存活用計画への反映につきましては、第5章、史跡斎宮跡の保存の第1節にて発掘調査による実態解明や現状変更許可制度の現状と課題を整理しつつ、整備基本構想の基本方針も踏まえながら、第3節に計画的

発掘調査や緊急発掘調査の取組姿勢と現状変更制度の規制内容の細かな運用について明記をしております。

第7章、史跡斎宮跡の整備につきましては、先ほどの保存活用計画での説明と重複する部分がございますが、第1節でこれまでの計画等における整備の位置づけと現状と課題を整理しつつ、整備基本構想の基本方針「史跡斎宮跡の整備は、史跡の特徴と現状を踏まえ、単に斎宮の歴史にとどまらず、歴史的遺産への理解を広げるために整備を行うものとする。整備の方向性は、史跡と地域の生活環境との調和を図りつつ、地域のまちづくりに寄与するものとする」という考え方を踏まえ、第2節で整備の基本方針、第3節で整備の方向性を明示するとともに、第4節にて新たな保存活用計画が目指す活用に即したゾーン区分に再設定し、これらの考え方に基づいて、整備の取組を記載しております。

このように、新たな保存活用計画につきましては、現状と課題を整理しつつ、旧2計画のいずれの基本方針や考え方、課題を踏襲する形で引き継がれており、必要などころは見直しつつ、内容をより詳細に記載させていただいております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

奥山議員。

○7番（奥山 幸洋） 答弁ありがとうございました。

まず、町長さんの答弁、ありがとうございました。

斎宮跡は、本町の枠を超えて、国民全体が共有すべき文化遺産であり、同時に私たちは未来へと責任を持って継承すべき、比類ない歴史的財産であります。今回ご説明いただいたとおり、国・県と連携しながら、旧計画の理念を踏まえつつ、時代の変化に応じた新たな保存活用の在り方を明確に示されたことは、本町にとって大きな一歩であり、地域の誇りをさらに確かなものとする重要な指針になると確信しております。

今後は、保存と活用の両立という難しい課題に真摯に向き合いながら、史跡が持つ本質の価値を町民の皆様により深く共有していただけるような取組を着

実に進めていただきたいと思います。

そして、地域全体が史跡の歴史の自信と愛着を持って暮らし続けられるよう、史跡斎宮跡が未来につながるべき誇りであり続けることを私からも強く期待申し上げます。

それから、課長さんの答弁ありがとうございました。

旧計画から新計画対応表について、表としては主要項目と対応と章、節が示されていますが、ただ1つ、目で対応関係が分かる視覚的な工夫を1つ付け加えていただきたいと思います。

また、重要なところの表示は、言葉のところはなかなか分かりにくいと思います。最優先順位や注目すべき項目が視覚的に分かる取組にしていきたいと思います。

図は、文字ベースのみで、直感的に比較できるようなビジュアル対応ができることが必要ではないかなと思います。例えば矢印とか色とかの使い方があります。

まとめますと、現状案は、文字情報中心で、視覚的理解がなかなか得られにくいと思いますので、ここら辺の改善をしていただきたいと思います。

また、住民の皆様にとって、旧計画と新計画の対応やゾーンの違いを一目で理解できるような図や表を作れないかなというふうに思っております。重要なのは、住民・地元役員が見たときに、分かりやすくしていただくことが重要であると考えます。この点を踏まえ、次の質問では、より分かりやすい整理の図解の提示をお願いしたいと思います。

では、続いて質問2に入らせていただきます。

続いて、旧計画のうち、新計画に反映されなかった項目の有無について。

新計画に反映されなかった項目はあるのか、また、どの項目がどのように見直されつつ継承されたのか、削除でなく、再整理・統合で対応した項目はあるのかを該当箇所と併せて明示してください。

また、仮に見直しや再編成が行われた場合は、その理由（国の指針変更また

は現地の状況の変化等)も併せて説明をお願いいたします。

○議長(辻井 成人) 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長(森下 純) 旧2計画のうち、新計画に反映されなかった項目の有無と見直された項目についてお答えをさせていただきたいと思えます。

旧計画の項目の内容を見直して記載した項目はございますが、基本、旧計画から新たな保存活用計画に反映されなかった項目はないものと考えております。

また、特に大きく見直しを行ったものを例に挙げますと、保存管理計画書の中にある土地利用区分と、整備基本構想の中にある史跡整備ゾーン区分の2つがございます。

土地利用区分は、史跡斎宮跡の指定地域全体を第一種から第四種まで4つの保存地区に分類し、それぞれの規制の内容を定めたものでございまして、保存管理計画書を策定してから、これまで地権者と協議を重ねながら3回の見直しを実施してきているため、今回の計画では、これまでの計画を再整理した上で最新版への見直しを行っております。

また、史跡整備ゾーン区分は、史跡全体をサイトミュージアムとして位置づけ、地域の特性に応じた整備のためのゾーン区分を設定したもので、史跡整備基本構想を策定してから、いつきのみや歴史体験館をはじめ、古代伊勢道やさいくう平安の杜を整備してきたこともあり、今回の計画では、史跡全体を体験的につなぎ、回遊を促進していくための活用に応じたゾーニングの見直しを行っているところでございます。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

奥山議員。

○7番(奥山 幸洋) 答弁ありがとうございます。

前回の質問では文章中心の説明が中心でしたが、今回、視覚的な見解も含めて、住民の理解をより深める観点が重要です。

ポイントとしては、旧計画から新計画への変化は、土地利用区分や史跡整備

ゾーン区分など、地域の生活や将来像に直結する重要な部分です。文章だけでは、変化、性質、整理、統合、変更や理由、国の指針変更、整備進展、地権者協議、町の方針が十分に伝わらないと思います。図を用いた施策や色分け、回遊ルートの可視化が不可欠ではないかと考えます。

また、視覚化がいいと住民目線の上昇という面では、図で旧計画、新計画の差異、変更理由、回遊ルートを一目で把握できれば、住民が自分たちの生活や地域の未来がどう関わるのか、直感的に理解できます。この視覚的内容対応は、計画の透明性や住民の理解度向上にも直結します。

したがって、今回の新計画では、文章による説明と併せて、旧計画との比較図、変更理由の注記、回遊ルートの可視化、全体像の詳細図の2階建てを整備していただくことが最終的に住民の理解を深めることに重要であると考えます。ここら辺の対応につきましても、お考えをいただきたいと思います。

続きまして、問3です。

また、史跡齋宮跡保存活用計画の中で、旧2計画にはなかったが、新計画に追加された方針、また新計画に定められた施策がどれなのか、理由とともにお示しください。

特に、価値の章の新設（本質的価値・副次的価値の整理、将来像の明確化）、2つ目として、活用・整備におけるテーマ（大テーマ・小テーマ）と新ゾーニング、3番目として文化財と教育、4番目に文化財と防災と減災、5番目に、運営体制・連携スキームの明確化、これは行政・地元・民間の役割分担、これらの施策が必要となった理由、期待されている効果も含め、分かりやすくお答えください。

○議長（辻井 成人） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（森下 純） 新たに追加されました4点の方針や施策についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、今回新たに追加いたしました「価値」の章につきまして、こちらは文化庁の「保存活用計画の策定等に関する指針」に基

づき、新たに章を新設をしております。

そもそも、史跡齋宮跡の価値につきましては、昭和54年の指定段階では発掘調査も進んでいなかったことから、旧計画において、その価値の説明は必ずしも十分であるとは言えない状況であったと考えられます。これらの理由もあり、本計画では、その後の調査・計画で得られた知見も踏まえて、新たに本質的価値や副次的価値について明示することとしております。

期待される効果といたしましては、本質的価値と副次的価値をしっかりと位置づけることで、史跡内の住民だけでなく、明和町全体で齋宮の多様な歴史を誇りに思い、また、学術上の価値に基づいた本物志向の保存・活用を図ることができるものと考えております。

2点目、活用・整備におけるテーマ設定と新ゾーニングにつきましては、史跡の価値に基づき統一感がある活用・整備にしていくために、今回新たなテーマ設定とゾーニングの見直しを行っております。

具体的には、新たに活用・整備の大テーマを「齋王とここで暮らしてきた人々の世界」とし、大テーマの下に「齋王と人々との暮らし」「伊勢街道の人々との暮らし」の2つの小テーマを設け、このテーマに沿って整備に係るゾーニングも見直しを行っております。

期待される効果といたしましては、それぞれのテーマに沿った活用や整備を展開することで、誰もが齋宮跡の価値を理解でき、実感できる齋宮を実現していくという統一的な目標を目指せるものと考えております。

3点目、文化財と教育についてでございます。

こちら、本計画の関連計画に明和町教育大綱を位置づけております。教育大綱の基本方針の中には、「史跡及び日本遺産を活用したまちづくりの推進と地域の伝統文化を継承していく郷土愛に満ちた人材の育成」が掲げられており、本計画においても、新たに旧計画にはなかった教育との連携の考えを盛り込み、そのことで史跡を活用し人材育成を図ることとしております。

具体的には、小中学生を対象に、学芸員や専門職員からの話や体験を通して

齋宮跡の学術的価値を学ぶ取組をすることとしています。

4点目、文化財と防災・減災につきましては、本計画の関連計画に明和町地域防災計画を位置づけております。

地震などの大規模災害時には、史跡内の施設や遺構も被害を受ける可能性がございます。そのような大規模災害に備え、明和町地域防災計画に基づいた文化財被害の未然防止策や、災害時の史跡内施設・公園の役割をしっかりと位置づける必要があると考えております。

本計画において、新たに旧計画にはなかった防災・減災の内容を盛り込むことで、災害時に史跡公園や施設が防災拠点として機能するよう留意し、日頃から防災意識を高め、事前の準備をすることの重要性を再認識できると考えております。

最後5点目、運営体制・連携スキームの明確化についてでございます。

ご承知のとおり、史跡齋宮跡の保存に関する様々な事業は、「齋宮跡の保存にかかる業務分担」に基づき実施されております。業務分担の中では、町は、史跡の管理団体として保存管理計画の策定や史跡の公有化、現状変更の窓口、公有化の管理、見学者対策を担い、県は、実態解明の発掘調査、展示施設の整備や遺構復元などの保存に必要な施設整備、史跡整備などを担うこととなっております。また、地域としては、地権者によって構成されております国史跡齋宮跡協議会が、地域住民の総意を基に行政との連絡調整や史跡内での要望などを行っております。

新たな計画では、これらの運営体制を保存の体制・運営図として整理を行い、取組内容を総合計画などの中長期的な計画にも位置づけることで、体制の明確化を図ることとしております。

また、今後、史跡の活用・整備の推進を図るためには、行政のみならず、地域の皆さんや民間事業者など複数の主体で実施していくべきであると考えます。そこで、新たな計画では、史跡の保存活用は複数の主体で実施していくべきと改めて整理し、齋宮跡で現在活動している団体や、今後新たに活用事業に参画

しようとしている人々、また起業しようとする人々などに対する支援体制づくりや官民連携の機会の創出を進めることとしています。そうすることで、齋宮跡に関わる人々や地域に根差した民間事業者が増え、今後の維持管理などを持続可能で活気ある齋宮跡になっていくものと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

奥山議員。

○7番（奥山 幸洋） 答弁ありがとうございます。

今回の保存活用計画では、従来の計画にはなかった新しい柱が明確に盛り込まれており、齋宮跡を守るだけでなく、未来へつなぎ、地域で生かしていくための確かな方向性が示されています。

特に注目すべきは、次の5つです。1つは、齋宮跡の価値を整理し、本質的価値、副次的価値まで含めて地域全体で共有できること、2つ目は、大テーマ・小テーマに沿った整備により、齋宮全体を1つの物語として歩き学べること、3つ目は、学芸員や専門員による体験学習を通じて、子どもたちや地域の学びに史跡を生かせること、4つ目は、災害時にも史跡を守りつつ、防災拠点としての地域の安全に貢献できること、5つ目は、行政・地元・民間の多種連携に基づき、支援体制と官民連携の機会を明確に整備したこと。

これらの柱は、町・国・県・町民がそれぞれの役割を果たしながら、齋宮跡の保存と活用を持続可能にしていくための基本の土台です。今後、この計画は、地域全体で共有され、次世代へつなぐための明確な道筋になることを強く期待いたします。

次に、4つ目の質問にいきます。

旧2計画で存在しましたが、新計画に伴い廃止・削除された考え方の有無について、特に旧2計画の中で明確に廃止・撤回された方針があるのか。また、ある場合、その理由と該当箇所、ない場合はないと明確に示していただいた上で、なぜその結論に至ったのかをお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（森下 純） 旧計画で存在したが、新計画に伴い廃止・削除された考え方の有無についてお答えさせていただきます。

新たな保存活用計画では、現状と課題を整理しつつ、旧2計画のいずれの基本方針や考え方、また課題をしっかりと踏襲する形で引き継がれており、必要なところは見直しつつ、内容をより詳細に記載しており、廃止や削除された項目はないものと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

奥山議員。

○7番（奥山 幸洋） 答弁ありがとうございます。

新保存活用計画では、旧2計画の基本方針や考え方は全て引き継がれており、廃止・削除はないとのことですが、記載の年度が変わった項目や優先順位、位置づけが整理された項目については、旧計画と新計画との対応関係や見直しの意図を文章だけでなく、対照表や図表などを用いて示していただくことで、違いが一目で理解できるようになると考えます。そうした工夫が計画をより分かりやすく、納得あるものとし、住民の理解と信頼を一層深めることにつながると考えます。よろしく申し上げます。

次に、1回目の質問で再質問という形で、2の1、2の2の2つを再質問させていただきます。

旧計画と新計画の対応表の必要性についてという質問を1回目でしたが、2回目の再質問は、旧整備基本構想は、2の現状の課題と3の基本構想という章番号をはじめ、齋宮の歴史、現状特性、地域の課題、整備の方向など各項目が明確に構成されていきました。さらに、AからFの各地区について、遺構の学術的整備ゾーン、活用・演出的整備ゾーン、歴史まちなみゾーンなど、個別かつ具体的な整備内容が示されていきました。このように、旧計画の項目が非常に詳細である以上、新計画のどこに移行したのかの対応表は不可欠と考えます。

そこで伺います。

旧計画と新計画の項目ごとの対応表の作成の取組ができないか、その取組の

考え方をお答えください。

続けていきます。

もう一つ、1回目で、史跡齋宮跡整備基本構想で存在した具体的項目が新計画で簡略化された理由について。

旧計画である史跡齋宮跡整備基本構想には、遺構の復元的整備、史跡全体の10分の1模型、旧齋宮街道の修景、史跡サイトミュージアム化する明確な方針、通過交通を抑制するための道路付け替え案がありました。将来像が具体的に示されていました。しかし、新計画では、これらが大きく簡略化、あるいは表現が後退したようにも見えます。

そこで伺います。

旧計画の全体項目を実際に照合されてみえますか。

旧計画にあったこれらの具体的項目をなぜ新計画では簡略化または後退と言わせてもらいますけれども、その理由をお答えください。

○議長（辻井 成人） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（森下 純） 再質問で2点ご質問いただきました。順を追ってお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、旧計画と新計画の対応表の必要性についてでございます。

まず、全体といたしまして、新計画では、章立てから整理を行い、分かりやすく改めて分類をいたしましたので、旧計画と同じ章や項目で構成されているわけではございません。また、具体的には、保存・活用・整備に関しては、新たに章立てをし、それぞれに現状と課題、また基本方針に取り組むよう項目として整理をするなど、旧2計画を踏襲する形で1つの計画にまとめているという認識でいます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、新たな計画内には、旧計画からどこに移行したかを示す記載というものはないため、本日、資料としてモニターに映しました比較表をさらに改良いたしまして、項目ごとの対応表、また必要に応じていつでも活用しながら作成して、ホームページなどで公表をしまいた

いと考えております。

次に、旧計画で存在したが、具体的項目が新計画で簡略化された理由はというところの質問についてでございますが、本計画のまず策定過程において、実際に旧計画の全項目を新計画と照合し、整理を行っております。新たに策定いたしました史跡齋宮跡保存活用計画、こちらは、齋宮跡を適切に保存し、その価値を次世代に伝えるためのマスタープランであるため、具体的な整備内容までは記載をしてございません。

これらの具体的な整備内容につきましては、齋宮跡の保存に係る業務分担の中で、史跡整備は県が実施することになっておりますので、今後、今回新たに策定した保存活用計画を基に、県が個別に策定する整備計画にて整理されることになろうかと思っております。

よって、単に表現が簡略化され、後退したということではなく、行政計画の位置づけを明確にしたことによる簡略化と考えていただければと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

奥山議員。

○7番（奥山 幸洋） 答弁ありがとうございます。

今回、旧計画と新計画の対応表を作成し、ご答弁をいただきました。ただ、今回ここで議論させていただいております項目別の対応表を、保存管理計画書本体と私はセットで機能する重要な資料であると考えております。この表を作成・公表することにより、住民や関係団体、町・県・国など関係機関全てに対して、計画の内容や施策の根拠を明確にすることができます。つまり、この表は、単なる補足資料ではなく、計画の指針としての役割を持つ基準資料であり、将来の施策継承や文化財管理の根幹に関わるものと私は考えます。

したがって、ホームページの公表だけでなく、紙ベースでも確実に保存し、関係資料がいつでも参照できる体制を整えることが不可欠と考えます。これによる計画の透明性・信頼性を高め、持続可能な文化財管理を支える基盤となります。これにつきましては、答弁願います。

○議長（辻井 成人） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（森下 純） 確かにホームページの公表だけではというところがございます。

ただ、今回新たに策定いたしました保存管理計画書、こちらも実は冊子は作ってございません。やはりペーパーレスという観点からも、何冊もというのは作らないという方針ではございますので、必要に応じてペーパーも用意させていただきたいと思えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

奥山議員。

○7番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

紙ベースでどこかでは残れば、それは大事なことですので、ぜひとも紙ベースでお願いしたいと思えます。

続いて、3回目の質問で、町長へ2つ質問をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

1つは、埋蔵文化財の発掘調査について、下村町長に伺います。

昭和54年3月に指定された国遺跡齋宮跡137.1ヘクタールは、半世紀以上にわたり県と町の役割分担で管理されてきました。しかし、史跡の解明の根幹である県の発掘調査は、遅々として進んでおらず、このままでは完了に数百年かかると言われております。この状況は明和町の発展に大きく影響します。

これまでも歴代町長に課題を伝えてきましたが、下村町長には、お願いではなく、明確な取組として対応を示していただきたいと思います。町としてどのように県に働きかけ、進捗管理を行うのか、具体的に示していただきたいと思います。

もう一点は、齋宮跡の整備計画についてであります。

今回策定された保存活用計画で進められていきますが、ゾーン区分の整理が終われば、整備目標は達成されたという話も聞きます。しかし、住民は、指定当時の約束に基づき、町の発展を前提に同意しています。町として県からどの

ような方針が示され、今後どのような整備を進めていくのか、整備計画の進捗管理や住民への報告体制も含め、明確にお示してください。

以上、斎宮跡の発掘調査及び整備計画について、町として具体的な取組と今後の方針をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） まず、埋蔵文化財の発掘調査について、どのように県に働きかけ、進捗管理を行うのかというご質問をいただきました。

史跡斎宮跡につきましては、昭和54年の指定以来、県と町が役割分担の下、保存・調査・活用を進めてきました。ご指摘のとおり、学術解明の要である発掘調査の進みが遅いということは、私どももよく認識しております。

町といたしましては、従来のお願いとどまらず、県の調査を加速させるための具体的な働きかけを努めてまいります。

まず、県の基本方針に沿った重点化の要請です。

平成29年の史跡斎宮跡発掘調査基本方針に基づき、初期斎宮の竹川区域で重要な成果が出ております。これを評価しつつ、中町地区などの重点地域へ面的な展開、そして、年次の調査面積拡大について、町としても引き続き要請してまいります。

また、県におかれても、近年、地権者のご理解を得ながら中町地区などへ調査範囲を広げるとともに、文化に触れ親しむ機会の創出を通して、体験発掘用の調査区を確保することで面積拡大に努めていることを承知しており、その取組を尊重しつつ、さらに前進を働きかけていきたいと思っております。

次に、体制と財源の後押しです。

調査のスピードを上げるには、県の人員体制強化と予算確保が必要です。町として、文化庁補助や県費の拡充、必要な国の財政措置について、国・県への要望活動を継続・強化してまいります。

あわせて、計画面の連携を明確にいたします。

昭和55年の保存管理計画を見直し、令和7年3月に策定した史跡斎宮跡保存

活用計画を実質的なマスタープランとして、県の計画調査の成果や重点エリアの考え方と整合させ、文化庁・三重県・斎宮跡協議会等と緊密に連携して、進捗状況を共有しながら進めてまいりたいと思います。

以上、県所管の発掘に対し、町は重点エリアの拡大要請、体制・財源の確保・要望、そして新たな保存活用計画に基づく関係機関連携を一体で進め、県の計画調査が確実に加速するよう、しっかりと後押ししてまいりたいと思います。

次に、史跡の整備についてですが、先ほど冒頭でも申し上げましたが、平成8年に策定した斎宮跡整備基本構想に基づき、史跡全体をサイトミュージアムとして位置づけ、地域の特性に応じた整備のためのゾーン区分を設定して、これまでいつきのみや歴史体験館をはじめ、古代伊勢道やさいくう平安の杜を県が整備してまいりました。

今回の保存活用計画では、史跡内全体を体験的につなぎ、回遊を促進していくため、従来のゾーンごとに整備を進めるゾーニングから、一体となった活用方法を前提としたゾーニングへ見直しを行っております。三重県からは、策定した史跡斎宮跡保存活用計画と新たなゾーニングに基づき、現在、新たな史跡斎宮跡整備基本計画策定方針を策定しているとお聞きしており、この策定方針を受け、来年度には本格的な整備計画の策定に取り組むことが示されております。

町としましても、引き続き、必要な国の財政措置について、国・県への要望活動を継続しながら、土地の公有化を進めるとともに、国・三重県・斎宮跡協議会等と緊密に連携し、進捗状況を共有しながら保存活用計画の将来像にもある、斎宮を訪れた人々が史跡の価値に触れ、理解を楽しみ、地域のにぎわいと人々の交流を生み出すことのできる持続可能な斎宮跡を目指してまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

奥山議員。

○7番（奥山 幸洋） 答弁ありがとうございます。

町長の答弁にありましたように、県の発掘調査の遅れは、町としても重大な課題として共有されているものと理解をいたしました。

しかし、ここで改めて申し上げたいのは、国史跡齋宮跡の指定は、町民の生活規制と引換えに受け入れた重い決断だったということです。昭和54年、齋宮跡137.1ヘクタールが国史跡に指定された際、農地・宅地・生活圏の全てが規制を受けることを住民は理解し、それでも、この町が発展することにつながるならということで受け入れてくださいました。その背景には、当時、文化庁の北村調査官という方がお見えになって、私も話を聞いたことがございまして、言われておったことは、「規制を越えて価値がある史跡であり、必ず将来につながる」というような言葉があったと思います。多分、町の方もその言葉を信じて半世紀、住民は史跡を守り続けてきました。だからこそ、県の発掘調査の停滞は、単なる行政の課題でなく、住民が託してきた約束の問題でもあります。

町長の答弁では、重点地域、面的展開の要請、体制・財源確保の働きかけ、保存活用計画を軸とした連携強化をと、これまでより踏み込んだ姿勢が示されました。これは本当にありがとうございます。

さらに、史跡整備については、県が新たな整備基本策定方針を策定中であり、来年度には本格的な整備計画の策定に入るとの説明がありました。これは、昭和54年の指定以来、住民の願いであり、史跡が地域の発展につながる具体的な姿を示す機会でもあります。

しかしながら、住民の生活を半世紀にわたり規制してきた重みを考えれば、発掘も整備も加速させるという一般的な表現だけでは足りないと思います。町として県に対し、調査の進行目標とか整備計画の工程、その公開と説明方法をより具体的に求める姿勢が不可欠だと私は思います。

町長に、今日の答弁でお示しをされた方針を確かな実行へとつなげていただき、史跡を守ることはこの町の未来を開く、この言葉を住民が再び実感できるように、強いリーダーシップを期待いたしまして、私の質問を終わります。あ

りがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、奥山幸洋議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 4 時 20分）
